

午前 10 時 13 分 開会

議長（島原正嗣君） 皆さんおはようございます。ただいまから平成 8 年第 3 回泉南市議会定例会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本定例会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 20 番 松本雪美君、21 番 成田政彦君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 9 月 2 日から 9 月 3 日までの 2 日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 9 月 2 日から 9 月 3 日までの 2 日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。向井市長。

市長（向井通彦君） おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成 8 年第 3 回定例会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

さて、議員各位におかれましては、任期もいよいよ間近に迫り、今議会が任期中の最後の議会となるのではないかと存じます。今、過ぎし 4 年間の市政の跡を振り返りますと、平島前市長の急逝や関西国際空港の開港など、市政にとって激動の時期でもありました。このような情勢の中、数々の重要な課題を抱え、議員の皆様方におかれましては、慎重な審議のものと確かな判断をされ、市政に多大の貢献をされましたことは、我が泉南市史上に深く刻まれるものと存じます。

引き続き御出馬になられる方々におかれましては、御健闘いただき、めでたく当選の金的を射とめられ、再びこの場でお目にかかれますよう心からお待ち申し上げます。また、御勇退される方々におかれましては、御健

康に御留意され、御在任中と変わることなく、市政に対して従来どおり温かい御指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

なお、私が市政を担当させていただき2年余り経過したわけですが、この間議員各位の温かい御理解と御支援のもとに、懸案でありました総合福祉センターの着工を初め埋蔵文化財センターの完成、来年開催されますなみはや国体の会場となりますサザンスタジアム、なみはやグラウンドの整備、相次ぐ都市計画道路の開通等、着々とまちづくりが進展しておりますことにこの場をおかりして深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今定例会には、固定資産評価審査会委員の選任や住民票等の自動交付システムの導入に伴う泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の制定など議案10件と、報告2件を御提案させていただいておりますので、議員各位におかれましては、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げ、任期中のお礼を兼ね、甚だ簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

**議長（島原正嗣君）** 次に、日程第3、一般質問を議題といたします。

この際申し上げます。本定例会における一般質問の各質問者の持ち時間については、その答弁も含め1人1時間といたします。なお、質問順位につきましては、抽せん順序といたします。

これより順次一般質問を許可いたします。

まず、初めに21番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

**21番（成田政彦君）** おはようございます。日本共産党泉南市会議員の成田政彦です。

8月28日、最高裁は軍用地の強制使用に協力しないのは職務怠慢であるとして、橋本首相が大田沖縄県知事を訴えた米軍基地代理署名裁判に対して、米軍基地押しつけを当然とする判決を出しました。これに対して、朝日新聞の8月29日の社説は、「やはり、だった。政治は沖縄の基地問題に正面から取り組んでこなかった。そのあげくの裁判だった。しかし、裁判所も解決を司法に求めるのは筋違いだと、沖縄の訴えを退けた。」

「沖縄がこの裁判に期待したのは、平和的生存権や法の下での平等、地方自治の尊重といった憲法の理念に照らして、沖縄の現状をどう見るかという判断だった。だが、最高裁はこうした点については見解を示さず、日米安

保条約上の義務を尊重することの重要性ばかりを強調した。」「沖縄では、基地問題はそのまま人権問題であり、県民の生活を守らなければならない大田知事の立場からは、地方自治の問題でもある。その知事はこの判決について、「県民の切実な願いが届かなかったという点で、日本の民主政治の実情をそのまま示している」と語った」と報道しています。

この判決は、安保と米軍基地のためには憲法も民主主義も沖縄県民の暮らしも人権も犠牲にしても構わないとする立場に立ったもので、全面的に国に迎合した不当な判決ではないでしょうか。しかし、今沖縄県民は、みずからの意志で21世紀に向けて基地のない平和で緑豊かな沖縄を切り開くため、その方向に向かっていきます。9月8日投票の米軍基地縮小と日米地位協定見直しの賛否を問う県民投票がまさにそうであります。沖縄県民みずからの手で未来を切り開く第一歩となるものであり、この投票は県民の圧倒的参加で成功するでしょう。

また、住民の手で将来を決めるのは沖縄だけでなく、新潟県巻町でも東北電力、国が推し進めた原子力発電推進に対し、住民投票で巻町町民は全有権者の絶対的過半数という大差で巻町原発ノーという判断を下しました。今、日本の民主主義は確実に住民こそ主人公の立場に向かって動き出しているのではないのでしょうか。私は住民こそ主人公の立場から、大綱4点にわたって質問したいと思います。

大綱第1点は、老人保健福祉計画についてであります。

西暦2000年に向けての市の計画の到達状況と今後の対応についてお伺いしたいと思います。

大綱第2点は、総合福祉センターについてであります。

97年7月オープンに向けて、施設運営についての人の体制を含めて取り組みの状況をお伺いしたいと思います。

大綱第3点は、O-157問題です。

O-157による堺で発生した児童による集団食中毒は、発生から約1か月半経過し、新たな発症はおさまったが、今なお広範囲の検便によって保菌者が見つかるなど、別の不安が持ち上がってきている。堺市は、いじめや給食再開など学校現場で不安もあると新聞では報道されています。これに対して、8月14日現在、2学期の給食再開について、大阪府の実施予定状況は、今も3分の2の自治体が学校給食再開を決定できず、という

ことが8月13日の朝日新聞の報道でされております。市において、O-157対策及び学校給食再開についてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

大綱4点目は、一丘団地の市営駐車場設置について、市の取り組み状況をお伺いしたいと思います。

以上であります。

**議長（島原正嗣君）** ただいまの成田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

**市長（向井通彦君）** 私の方からO-157対策の総括的なことについて御答弁申し上げ、個々にかかわる問題については、それぞれの担当部より御答弁を申し上げたいと存じます。

御指摘がありましたO-157につきましては、本年5月25日に岡山県で集団発生したわけございまして、それが全国的に波及いたしまして、大阪府内でもO-157食中毒が発生をいたしました。

今回発生いたしました病原性大腸菌O-157による食中毒等は、9,500人以上を超える大量の感染者が出、しかも死者も出るなど、過去にも例を見ない大変深刻な事態となっております。政府も7月25日にO-157対策関係閣僚会議を設置し、O-157を伝染病に指定いたしました。本市におきましても、7月26日にO-157対策連絡会議を発足し、直ちにO-157食中毒の注意を呼びかけるチラシ等の啓発活動や窓口相談を実施し、また二次感染の防止のため、8月5日からO-157感染に不安をお持ちの方で検便を希望される市民の皆さんに無料で検便を実施しております。

また、学校給食及び保育所、幼稚園の給食関係者の検便を実施し、衛生管理指導の徹底を図るとともに、公共施設の安全管理体制の強化を図る目的で、水道水の水質管理強化や受水槽、高架水槽等の水質検査や河川及び海水浴場の水質検査を実施しております。その結果につきましては、いずれも陰性でありました。

また、学校給食センターでは、2学期からの学校給食を安心して再開できるよう学校給食施設の衛生管理等の再点検を実施し、冷凍・冷蔵庫の増設も行い、食品の衛生管理の徹底も図っております。今後ともO-157発生が起こりませぬように、各施設において細心の注意を払ってまいりた

いと考えております。

議長（島原正嗣君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） それでは、私の方から成田議員御質問のまず老人保健福祉計画の到達点と実施状況について御答弁申し上げます。

平成6年3月に泉南市老人保健福祉計画が策定され、ことしで3年目を迎えました。この計画は、議員も御承知のように平成11年度末を到達点として、高齢者に係る保健福祉サービスの量的・質的整備目標等を定めたものであります。計画策定以来今日まで、その遂行に努めてまいりました。

現在の実施状況についてでございますが、目標値の達成率は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス、ホームヘルパーの確保数は40%から75%となっております。しかしながら、デイサービス、在宅介護支援センターなど未実施のものもありますが、そのうちデイサービス、在宅介護支援センターにつきましては、来年度より実施の予定であります。今後、計画達成に向けて、また高齢者の方々が住みなれた地域で安心して生活できるよう施策の充実に努めてまいりたいと考えております。御理解のほどよろしく申し上げます。

続きまして、総合福祉センターの人の体制と運営計画についてでございますが、現在平成9年オープンに向けて準備作業中でございますが、まず総合福祉センターで実施の予定をしております事業の運営主体であります。また、さきの議会でもお示しいたしましたように、予定事業のうち老人及び障害者のデイサービスにつきましては、大阪府の社会福祉事業団に委託してまいりたいと、このように考えております。

なお、デイサービスのうち機能訓練等の部分につきましては、市が直接実施するものとし、給食サービスのうち調理については民間事業者等に委託してまいりたいと、このように考えております。

また、泉南市社会福祉協議会につきましては、今後地域福祉の核として育成強化を図っていくという観点から、予定事業の中で委託可能な事業を協議、検討しているところでございます。その他といたしまして、喫茶コーナーの運営につきましては、関係各種団体に委託することができないか、現在検討しているところでございます。

続きまして、人の体制の問題でございますが、議員既に御承知のとおり、現在市の広報等によりまして作業療法士、社会福祉職員、保健婦等の募集

をいたしているところでございます。また、その他の必要性の高い職員につきましても、鋭意人事当局とその確保について折衝中ということでございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

それと、あと備品等につきましても、先進地施設の各種の導入事例や意見等を参考として今後導入してまいりたいと、このように思っております。

なお、今後開設準備の取り組みの予定としましては、条例、規則とかあるいは予算の編成、そういった方面につきましても作業が考えられますが、これらの作業につきましても鋭意準備してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 一丘団地駐車場増設についてお答えいたします。

現在、団地周辺の駐車場としての利用可能適地の調査や敷地整備手法、維持管理、運営面等について、関係機関との調整において種々検討を行っているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 成田議員さんの学校給食2学期再開についての御質問に御答弁を申し上げます。

議員御心配の0-157の食中毒事件は、日本全国を震撼させ、泉南市の学校給食にも少なからず影響をもたらしました。第1学期終了間際に、万一に備えまして給食を中止させていただきました。第2学期当初の9月3日より再開をいたしてまいりたいというふうに決定をいたしております。

ここに至りますまでには、情報や状況の変化等の混乱もありましたが、学校給食再開のめども立ちましたので、明日より子供たちに食の提供をしてまいりたいと予定をいたしておるところで、計画を進めておるところでございます。

議員お尋ねのことにつきましては、施設、設備の点検整備は、5月末以来の問題の発展とともに、より点検整備の充実はもちろん、衛生環境の充実に向けて強化をしてまいりました。いよいよ再開に向けまして、給食配膳員は衛生講習も終えまして、本日ただいま学校現場での再開に向けての整備点検の中で、細かい部分の消毒に至る最終の受け入れ準備をいたして

おります。

また、新たに包丁とかまないたといったような調理器具等の安全確保のために高温の滅菌・殺菌装置の導入や、給食センターでの保存食2週間を確保するための冷凍庫の購入等を済ませてまいりました。

さらには、状況の整備や条件整備と相まって、子供たちの日常の衛生習慣の確立、定着も食中毒の防止に欠かせないことでもありますので、このため臨時校園長会を開催いたしまして、日常の衛生習慣の徹底、あわせて児童・生徒の基本的な生活習慣について保護者への啓発、協力をも求めてまいりよう指示をいたしてまいったところでございます。また、全教職員には0-157に関する指導の手引を配布し、教育上の配慮事項につきまして、一人一人の教職員がこのことを主体的に受けとめてもらえるよう指示をしてきたところでございます。

いずれにいたしましても、学校給食の再開に対しまして不安視する向きもあるかと存じますが、私たちは岡山県の邑久町、堺市等における給食による食中毒での発病、また無念の思いで他界をされた子供たちの思いを自分たちの胸にとどめ、日々確かである安心のできる給食の提供に努め、着実に実績の積み重ねが皆様方の不安を和らげ、安心へとつなげていけるものだというふうに思っております。どうか御理解と御指導、今後の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 最初に、一丘団地の駐車場の問題から質問したいと思っております。

この問題につきましては、過日6月議会で私が質問したとき市長の答弁は、また団地住民が市長と交渉した際、具体的に問題が明らかにされて、一丘団地の老人集会場の前の土地に具体的に駐車場設定を考えたい、また駐車場の建設費用については海宮宮池財産区との問題があると。そのお話し合いを推し進めたいという具体的な答弁があったんですけど、先ほどの答弁をお伺いしますと、1年前の答弁と余り変わらない内容で、それでは職務怠慢と私は思うんですけど、それはどうでしょうか。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えいたします。

ただいま成田議員の質問の中にごございましたように、財産区等とか、そ

れからどういう形に整備すればいいかということを検討しているわけですので、もうしばらくお待ちいただきたいと、かように思っております。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 何分までですか、議長。

議長（島原正嗣君） 11時18分までです。

21番（成田政彦君） 駐車場の問題につきましては、市長が海宮宮池の問題と老人集会場の前と、一番具体的な問題としては、老人集会場の前は既に整備されており整地しやすいと。即可能であるということで、早急——早急というのはことしじゅうだろうと思うんです。自治会初め住民団体に対しそういうふうに答えておるし、議会でもそういう可能性を答えています。

だから、その点について、いつごろということがもう大体はっきりしてきておるし、今の部長の答弁では、いつごろですか、それは。場所はどこになるんですか。この間駐車場条例もできとるし、具体的な前提はある程度できとると思うんです。だから、具体的にいつその時期で、場所はどこかというのは指し示しておるにもかかわらず、そういう答弁というのは理解できない。もう一度答弁をお願いしたいです。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えします。

老人集会場の横とか、海宮宮池の埋め立てした隅地ですか、その2点を今どういう方法でやるかということを検討しているわけですので、よろしく御理解のほどをお願いします。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 大体可能性があるというのは、海宮宮池の問題はまだ整地もしなければならぬし、相当の工事もあるんですわ。しかし、老人集会場の前はもう既に整地も可能だし、一定すぐ可能な土地であると。これはだれが見ても明らかなんですわ。これは市長も住民団体との交渉でそういうふうに言っておるしね。だから、老人集会場の前の土地について、具体的にどうなのか、ことしじゅうどうなのかということについて、再度私はお伺いしとるんですわ。具体的にもう提起されとるんですわ。知ってますか、あなた、そういうこと。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。



市民生活部長（竹中寿和君） お答えします。

まず、議員さんが言われるように、老人集会場の方がまず整備するというのは、私どもよくわかっております。ただし、それだけでは済まんのではないかと思いますので、まず最初にどういう形で——借り上げるのか、財産区の方でやってもらうのか、そういういろいろ手法がございます。そういう方法を今検討さしてもらっているので、もうしばらくお待ち願いたいと、かように思っているわけでございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 具体的にどういうふう交渉して、どういう——中身は一切ないんや、あなたの答弁には。その駐車場をつくるに当たって、どういう問題で財産区の話で乗り越えるもんがあるのかとか、具体的な中身は何も提示されてないでしょう、あなたの答弁には。具体的にいつ話し合いをして、どの点で問題が、例えば建設費用についてはどこが出す問題があるのか、条例上どんな問題があるのか、そういう具体的な話し合いをしとるんですか、ほんとに。具体的な問題は何も提起されてないでしょう。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えします。

過去、盆過ぎであったと思いますけれども、1回会合を開きました。その後、今、議会中でございますので、議会が済んでから再度する予定でございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 事務当局の言葉は極めて進んでないんで、市長にお伺いするんですけど、市長の答弁は極めて明確にされてますので、その点について、この駐車場増設の問題は極めて強い要求であるし、できればことしじゅうということも発言されておったし、そういう点について具体的に市長としてはどういうふうなお考えであるか、ちょっとお伺いしたいんです。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私も再度現場の方も見てまいりまして、当面整備するのは老人集会場の前、そして海宮宮池の残土で埋め立てた部分のうち——あそこはたしか2段になっていると思うんですね。ですから、低いところまで埋め立ててということになりますと、かなり大規模な工事になりますし、

事業費も相当かかるというふうに思われますので、当面、既に道路隣接地とほとんど同じ高さぐらいまでになっている部分、この部分から整備をしていってはどうかということで検討をさしております。その中で、海宮宮池財産区の代表者の方とも数回お話し合いをさしております。

先ほど部長が答弁しましたように、整備手法の問題と、それから費用負担の問題、そして後の管理というのがありますので、幾つかのいろんなケースが考えられますので、それを整理した上で、最も実現可能で、しかも財産区の御理解も得、また市としてもそういうことが可能だという方法ができるだけ早く絞り込んで、そして整備をしていきたいというふうに考えております。ですから、停滞しているのではなくて、いろいろ相手方ともお話し合いを進行しておるといって状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） そうすると、設置のめどは、市長としては大体どの時期をお考えですか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の公約の1つでございますから、できるだけ早くしたいというふうに思いますが、先ほど言いましたその整備手法と、それから費用をどちらが出してという問題がありますので、その辺をできるだけ早く詰めて、近々その方針を固めたいと、このように考えております。

それから、どちらでやるかにもよりますが、財政的な措置も必要かというふうに思いますから、方針はことしじゅうぐらいにきちっと詰めたいと、このように思っております。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 次に、0-157問題についての質問をしたいと思います。

この問題は、先ほど新聞報道にあったんですけど、大阪府の自治体では9月給食再開に迷いということで、3分の2が決定できずと。朝日新聞の調査では、全44市町村を対象とした調査では、実際ははっきり答えとるのは13、あとは府の指針待ち決定とか、実施に向け準備中、おくらして再開、めど立たずというのが——めどが立たないのは堺市なんですけど、阪南市も府の指針を待って決定すると。隣の町の熊取、岬、貝塚もそういう

慎重な態度をとっとるんですけど、泉南市は実施ということになっております。

そこでお伺いするんですけど、0-157対策については厚生省が衛生管理を徹底、調理師は研修、2週間後に再検査、学校給食再開4提言をなされた。まず、この4提言に対して市はどのような対応をされているのか、ひとつお伺いしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 学校給食の再開についての決定の問題でございますが、新聞報道によることにつきましては、ただいま御指摘のあったとおりでございますが、私たちの考えといたしましては、従来21年間にわたって完璧な食の提供をしてきたというふうに考えているところでありまして、5月末、邑久町における学校給食による中毒問題が発生をいたしました。報道では6月の2日ということでございますが、時期を同じくするかもわかりませんが、これは例年5月30日、31日といった5月の末日ごろから梅雨の時期にかけまして、いわゆる食物が腐敗しやすい時期につきまして、給食センター内の点検、清掃、消毒といったようなことから始まりまして、6月2日のこういった食中毒事件の発生の後、直ちに臨時の校園長会を開く、あるいは給食配膳員の手洗いの励行等徹底を期してきたところでございます。その他7月、8月とほとんど毎日にわたりまして、すべての点検あるいは消毒、保健所による立入検査、そういったことを重ねながら、具体的に申しますと、食材の選定から配膳に至るまでの個々にわたる点検、整備あるいは充実をしてきたところでございます。

例を挙げますと、本市の給食センターにおきましては、早朝5時半に場長が参りましてボイラーに点火をいたします。職員は7時に出勤をいたしまして、そこで衣類あるいはまた履物等すべてかえる中で、エアシャワーといえますか、エアカーテンを通りまして、そしてそこでまず自分たちの衛生管理をやっていきます。その後、職員がそろった時点で、その日の食材の搬入があるわけでございますが、これにつきましては、要点だけ申し上げますけれども、例えば納入規格を厳密に設けておりまして、これの厳しいチェックをする中で、そのチェックにはまらないもの、例えば生もの場合は当日製造以外のものは全部返品をいたしております。その日は使いません。あるいは、例えばビニールの袋に入っている食品とかいったよ

うなものは、全部一たん水につけまして、そこで気泡などによって中に空気が入っていないかどうかといったような細かい部分にまで点検をしてみます。

そのほか衛生管理につきましては、写真でもごらんいただいたかと思いますがけれども、頭にはネットあるいは三角きん、さらには帽子といったような状況で髪の毛1本たりとも外には出ないというような服装の状況をつくっております。そのほか、そういった食材あるいは給食センターにおける衛生管理を非常に厳しく徹底的にやってきておりますし、当然これにかかわってまいっております職員の検便等も実施する中で、これにかかわる人たちの衛生管理がまず大事でございますから、そういったことのないようにこれの検査をいたしてまいりました。この結果につきましては、給食にかかわっている職員すべてにわたって検便はマイナスでございます。

なお、食材の保管に関しては、例えば保冷庫につきましても、すべてにわたって点検をし、不十分であるものは整備をいたしました。その他、調理場から学校に配布するいわゆる配送車等につきましては、（成田政彦君「簡単に」と呼ぶ）給食時間に受配校へ配送する。これにはできるだけ短時間でということになります。本市における状況を見ますと、センターから一番遠いところでも大体10分から15分ぐらいの間で届きますので、そのほか温かい物、冷たい物、これは当然分けなきゃいけませんし、そのためには器なども二重にしておまして、そういった状況でやってきております。

そのほか配膳に係る衛生管理につきましては……（成田政彦君「簡潔に」と呼ぶ）わかりました。先ほど申しましたような状況で、現場で食前に子供たちにも手の消毒など十分に行った上で配膳にかかっていくというような状況で、私たちは万全を期してきたということで決断をしたところでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 答弁が長かったんですけど、厚生省の4つの基準については、提言に対して具体的に答えられていないということで、こちらから再度詳しく質問をします。

1つは、給食再開についての第1番目の問題について、野菜の洗浄や食

材の熱処理、食材の冷蔵・冷凍保管など食中毒から子供を守る具体的な措置はどうされたのか。

2番目には、センターの給食調理員の配置状況。

3番目には、統一献立、食材一括購入を行っている泉南市において、食材を当日朝何時ごろまでに学校に送って、子供たちの食前のものは何時ごろなのか、具体的にどのようにその対応が立てられておるのか、お伺いしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） お答えを申し上げます。

今、厚生省から示されました野菜の洗浄、冷凍、冷蔵、当然野菜の納入につきましては、何日も前というようなことで考えてございません。できるだけ前日もしくはその日の朝納入ということで、あと私どもはセンター方式をとってございますから、当然調理をします場合には水洗い、それから十分な洗浄をいたしております。野菜なんかは、冷凍・冷蔵庫の中で保管していることを前提とはいたしておりません。できるだけ短時間で納入されたものを早く調理するという方向でいってございます。

それから、給食調理員の配置状況ということですが、センター方式でありますので、当然これは私どもは業務委託をいたしております。業務委託をいたしております泉佐野給食から調理員は配置をされておることでございます。定数あるいは年齢等、これは当然状況にかなっているというふうに私どもは把握をいたしてございます。

それから、食材を学校にというようなお話があったかと思いますが、私どもは食材を学校現場に直接持っていくことはございません。（成田政彦君「食材じゃない、給食や」と呼ぶ）給食の配送ですか。給食の配送につきましては、給食センターで調理をいたしましたものを配送車で各学校に配送をいたしておる。それから、学校に配送いたしましたものには、給食センターからそれぞれ学校の規模に応じて1名ないし2名の配膳員を配置いたしております。このことについての配膳員の衛生上の検便等を直前に実施をいたしたところでありまして、先ほど教育長からお返事申し上げましたとおり、すべてマイナスということでの結果を得ております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） 教育委員会からの改善を、私は具体的にどのような改善がされたかというのは読んだんですけど、この改善の中身は、具体的に何が改善されたかというと、センター保存食を3日から6日に変更というのは、これは指導で2週間。それから冷凍、これは具体的に零下20℃までいく冷凍庫なのか、その答弁はなかったんですけど、冷凍・冷蔵庫試運転と、具体的な問題としてはこれ2つが——いろいろ書かれておるんですけど、具体的に改善という提案になっとるんですけど、もう1度伺いますんですけど、例えば給食の配膳について、センターから出発する業務委託の車は、これは保冷車なのか。

そして、朝何時に着いて、子供たちに配膳されるまで大体何時間ぐらい学校の配膳室に置かれているのか。それから、各小学校には冷蔵庫があるのか。それから、各学校における牛乳、ヨーグルトなどのこういう保冷については、具体的にどのようにされておるのか、お伺いいたします。

議長（島原正嗣君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽久君） お答えを申し上げます。

冷凍・冷蔵庫につきましては、これは給食センターでの設置ということになります。各学校には2週間の保存食の冷凍庫、これは設置はいたしません。

それから、各給食センターから配送いたしております給食は、保冷車では配送いたしてません。一般配送車で配送をしてるということになります。

それから、私どもの時間では平均的には10分ないし15分の間に各学校に時間的には届くというふうに把握をいたしております。それから大体各学校に到着します時間帯は、11時もしくは11時15分までの間に今は各学校に配送をしてるということになります。

それから、当然、各学校には牛乳あるいはデザート、こういったものを保管します保冷庫は設置をいたしてございます。

それから、牛乳、デザートにつきましては、これは給食センターから直接的には配送をいたしておりません。業者から直接学校へ納入方式をとっている。届き次第、保冷庫の方へ配膳員が保管をしていくと、こういった方式で保管をしているということでございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） ということは、泉南市における給食配膳の車は、こ

これは保冷車でないと。その車は、具体的に配膳用以外には使われたことはないんですか。

それともう1つ、検食というのは別に給食センターだけではなく、各学校でも検食というのは決められておるんです。それは何日ですか。その検食はどのようにして保存されてますか。

もう1つお伺いするんですけど、牛乳とかヨーグルトというのは、直接給食センターから配給されるものではないと。業者が直接持ってくると。そうしたら、その業者は何時ごろ各学校に牛乳とかヨーグルトを配送しますか。

議長（島原正嗣君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽久君） 配送いたします配送車、これをほかの目的に使用したことはあるかということですが、給食以外に一切使用したことはございません。

それから、検食につきましては、休日、土曜、日曜を除く72時間が従来の検食の期間でございます。各学校に冷蔵庫がございますが、そちらで保管をしてると。ただ、今回0-157の関連につきましては、2週間以上マイナス20度の保冷库での保存食の確保と、こういったことは聞いてございますが、私どものっております給食方式になりますと、給食センターでの2週間分の保存食の確保と、こういったことになります。

それからあと、デザート、牛乳の各学校へ業者が納入します時間帯でありますけれども、大体9時前から9時半までの間、これは各学校へ配送いたしてまいりますので少し時間差はあります。しかし、配膳員が到着するまでに牛乳、デザートが届いて、それから後保冷库へ保管と、こういったことになります。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 1問1答形式だと時間がかかりますので、お伺いいたしますけど、1つは各小学校における保冷库の問題なんですけど、先ほど教育指導部長が言いましたように、これは委託業者、いわゆる牛乳とかヨーグルトを運んでおる業者は9時から10時に来ると。しかし、例えば一丘小学校、各学校においては、その保冷库は牛乳でいっぱいであると。実質10時から12時までの間は外に放置されると。だから、ヨーグルト

などはぬるくなると。これが実情であると。

それから、あなた方は給食センターしか検食はしてないと言っとるんですけど、これは違うでしょう。各現場に対して2日間検食を置きなさいと、それで冷蔵庫の中に入れなさいという指導をなされてとんですけど、あなた方が指導しとるこの検食の2日間に、例えばあなたは今いわゆる検食を入れる冷蔵庫が各学校にあるという答弁をされたんですけど、これは、実態はすべての小学校に冷蔵庫が設置してあると。保冷库と違いまっせ。冷蔵庫が設置されとるのは事実ですか、これ。すべて事実ですか。

議長（島原正嗣君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） 事実でございます。（成田政彦君「保冷库違うで」と呼ぶ）はい、冷蔵庫。72時間の検食ですね、保存食です。それを保管しておきます冷蔵庫、これは各学校に設置をしてございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） それは言い切れるんやな。絶対、言い切れるんやな。（教育指導課長 丹羽 久君「はい」と呼ぶ）具体的に、新家小学校などは冷蔵庫は設置されとるの。我々の調査によると、検食も保冷库に入れて、出たり入ったりして、検食の実態になってないと。本来冷蔵庫に置いておく——保冷库というのは牛乳を入れるでしょう。だから出たり入ったりするやん。検体の実質をなしてないということを——それはどうですか、事実としてそういうのはあるんですか。調査しましたか、検体の実態をあなたは。検体の実態を調査しとるのか。

議長（島原正嗣君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） 先日改めて0-157の保存食の問題に合わせて、従来やっておりました72時間の保存食の確保といったことを再度指示をしてまいりました。当然、私どもは各学校72時間の保存食の確保ということを冷蔵庫でやってるといふふうに把握をいたしております。（成田政彦君「見たんやな」と呼ぶ）はい、把握をしております。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 把握やろ。あなた、見てないんと違うか、それ、具体的に。もう一遍調査しなさいよ。

それから、さっきの小学校に行く保冷库の問題ですけど、牛乳を入れたらいっぱいなんですわ。だから、ヨーグルトやなんかは2時間ぐらい給食



に上がるまで放置されるんですよ、これ。

それからもう1つ、例えば一丘だったら、配膳室には扇風機しかない。給食が運ばれたとき、本来ならクーラーをかけて一定の温度を保たなきゃならないんだけど、扇風機でやっとならということ、安全という——それはたまたま今は安全なんですけど、保冷施設というのは牛乳のための保冷施設やと。後に対しては、食材が来ても、本来ならクーラーである一定の温度を保たなきゃならない部屋の温度も、もう扇風機でやられとると、こういう実情を私は握っとるんですけど、その点についてまず1つ、なぜ業者委託の車が保冷車でないのか。

それから2つ目は、ヨーグルトなどが運ばれてくるとき、これは恐らく牛乳だけ保冷庫に入れてあとは外に放置するのは——ヨーグルトは本来冷蔵庫とか保冷庫に入れるものなのに、なぜこれが放置されとるのか。これは小さいから放置されとる、その改善はどうか。

それからもう1つ、食材の確保の問題についてお伺いしたいんですけど、この食材の確保については、学校給食会はどのように——学校給食会てありますわね。この食材の品質については、学校給食会は直接週に1回、業者委託に任せるのではなく、さっき言われたわね、いろんなこと。直接学校給食会がこの品質とか、材料の配送方法とか、こういう問題について点検されているのかどうか。これは非常に関心があることなんですわ。業者任せじゃなく、学校給食会が直接そういうことをされとるのか、その点お伺いしたいと思います。

**議長（島原正嗣君）** 丹羽教育指導部長。

**教育指導部長（丹羽 久君）** お答えします。

今現在、各学校の給食配膳室そのものは、確かに扇風機しか設置していないということはそのとおりであります。ただ、私どもは今それぞれの給食配膳室の問題は、風通し、それから室温等のこの辺のところとの関連が大きゅうございますので、それはまあ確かにクーラーの設置とかいうような問題があればいいのかわかりませんが、現在私どもではそこまでの状況には至っていない。

それから今、デザート類を外に放置しているというような御指摘でありますけれども、この辺はもう一度現状——私どもは今保冷庫を設置している中で牛乳で手いっぱいであると。デザートを保管するほどのゆとりがな

いという御指摘でありますので、私どもは今の現状の中ではそれは聞いてはおりませんが、再度これは調査してみたいというふうに考えます。

それから、各食材の納入についての品質の問題のお尋ねかと思えます。これは業者のみに任せておるということではございませんで、当然給食センターには学校栄養士を2名配置してございます。当然、給食センターでの意見等も付して、鮮度あるいは内容物、こういったことも検討した上で、全く業者任せにしてるといような状況はございません。当然、給食センターとしてもその辺の責任を持つべき筋合いの話であるというふうに理解をいたしております。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 委託業者の保冷車の答弁はなかったんですけど、それをもう一遍。

それから、時間がないので、再度給食センターの体制について聞きたいんですけど、食材保存用の冷凍庫、冷蔵庫というのは、これは確保されとると。それから、包丁、まないた殺菌、これは確保されとるのか。中心温度計、それから消毒器の問題、どういうふうに消毒——消毒の倉庫があるのかどうか、具体的に消毒の体制はどういうふうになっとるのか、こういう点はどういうふうになっとるのか。私は非常に心配なので、9月3日から再開されるなら、そういうことはきちりとやられとると。今問題にしてきた問題もかなりあると私は思われるので、そういう点についてももう一遍答弁をお願いします。

議長（島原正嗣君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） お答えを申し上げます。

先ほど配送車について、なぜ保冷車にかえないのかというふうなお尋ねもあったかと思えます。私どもは今の配送をいたしております時間的、距離的な問題から、保冷車でなくて今の搬送方法で大丈夫というふうに思っております。

それから、消毒のことではありますが、この1学期から夏休みに消毒をしてきたわけでありましてけれども、あすから始まりますので、当然きょうその辺の最終の給食センター内の調理場の消毒をいたす予定をしております。これは直接消毒業者に業務委託をいたしておるといことで、当然その辺の管理については十分にいたしておりますが、業者に委託をして、再度の

チェックをした上で2学期の給食に備えたいと、かように考えておるところでございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 0-157に限らず、泉南市の将来を担う子供たちは、学校給食で教育の一環として成長していくということで、非常に大切な学校給食であります。岡山県で起きたとき、これは新聞に書かれたんですけど、子供たちが学校給食もなく、登校もできず、全く町に子供たちが消えてしまったということで、村の老人が子供たちというのは社会の宝であると。そういう点では、安全性というのは幾らやっても私はやり過ぎではないと、こういうふうに泉南市の将来を考えても大変必要なことだろうと思います。

最後に、市長にお伺いしたいんですけど、今回の0-157の基本的な問題はどこにあるかということ、私は学校給食の業務の民間委託、食材の一括購入、センター方式、こういうのを促進する中で、効率第一主義が追求されたのではないかと。特に、学校外で何千食、何万食と大量につくるセンター方式が食材の一括購入、統一献立方式など、これを導入されてきたと。それは結局でき上がってから食べるまでの時間的、距離的間隔が長いので、食中毒が起きやすくなってきとるのではないだろうか。そういう点では、堺もいろいろ指摘されて自校方式になったんですけど、まず1つは、食材のメニューは統一形式でよろしくても、食材の購入に関しては一括購入方式をやめるとか、あるいは統一方式から自校方式へと転換をするとか、そういう安全対策を、またおいしい学校給食を目指してすべきではないかと思うんですが、当面この統一購入とかこういう問題、こういう改善すべき問題があるのではないかと私は思うんですけど——保冷車の問題、その点市長として学校給食に対してどのような考え、改善を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の岡山県の発生直後、すぐに私も含めて教育委員会にも細心の注意と、それから現場での指導、そして改善をお願いをし、また教育委員会みずからも、もう既にそのときにいち早くそういう体制をとっておったという、泉南市の場合は、岡山の発生事例から比較的すぐ反応して、そして注意喚起を初めいろんな対策を講じてきたということが、

幸い今日までそういう事態に至っていない1つの成果ではないかというふうに思っております。

ただ、この問題は、やはり多くの大切な児童・生徒を預かっている給食でございますので、さらに細心の注意あるいは改善を含める中で供給していくというのが大事だというふうに思っております。本市の場合は、御指摘のようにセンター方式をとっております。これはいろいろ御意見もあろうかというふうに思いますが、特に衛生面におきましては、逆に非常に徹底しやすいといえますか、そういうある一定の基準を設けて速やかに対応できるというメリットもあろうかというふうに思います。

なお、幾つか御指摘もいただいておりますけれども、それらは今後教育委員会でも十分検討をしていただき、そして父兄の不安のないように、また万全を期すために、さらなる努力を重ねてまいりたいというふうに存じております。

議長（島原正嗣君） 以上で成田議員の質問を終結いたします。

次に、22番 和気 豊君の質問を許可いたします。和気君。

22番（和気 豊君） 日本共産党泉南市会議員団の和気 豊でございます。

今期最後の定例会議でもこれまでの質疑の集約点を踏まえ、市民こそ主人公、暮らし第一の市政を願って、大綱2点にわたって質問してまいります。

大綱第1は、地域医療拡充についてであります。

その1は、市民病院建設についてであります。

市民の第一級の願いであるこの当たり前の願いがなぜ実現されないのでしょうか。その最大の要因は、オール自民党化路線の中で作り出されてきた国民の命と健康を軽視してはばからない低医療化受診抑制政策からくるベッド増床規制にあることは、余りにも明白であります。要は、これと妥協するのか、それとも市民こそ主人公の立場に立って市ぐるみの運動を展開していくのか、この2つの道を行政がどちらを選択するのかが問われています。

あの薬害エイズ被害者約2,000人の皆さんの粘り強い闘いが、最後には大手製薬会社と癒着して事実をひた隠しにしていた厚生省の秘密主義に大きな風穴をあけ、非加熱製剤に原因があったことを認めさせました。この運動は、ある意味で今どれほど泉南市民に勇気と励ましを与えてくれて

いるか、はかり知れません。

これまで日本共産党泉南市議員団は、毎年府に対しては府保健医療計画の改正を求め、国に対しては医療法の改正を求めて粘り強く交渉し、市民の命と健康を守る立場から、地域医療のナショナルセンターである市民病院の建設のために奮闘してまいりました。市のこれまでの取り組みと今後の対応についてお示しを願います。

その2は、済生会泉南病院の高度医療化についてであります。

1986年の済生会泉南病院の高度救命化についての府の約束が11年経過して、やっとことしの8月、いわゆる泉南医療施設整備構想素案という形で府福祉部から示されました。この素案について、3点にわたり質問をしてまいります。

第1に、この中に示されている整備の内容、規模、機能が果たして市民が切望している市民病院にかわるものになり得るのかどうか。

第2に、府との約束である高度救命化や、済生会泉南病院等整備推進協議会で合意に達している循環器センターが組み込まれたものになっているのかどうか。

第3に、この素案の市の評価と今後の取り組みの方向づけについてもお示しを願います。

大綱第1点のその3は、国民健康保険税の引き下げについてであります。

収税総額に占める応益割額は、約60%であります。これに見られるように、低所得者に厳しい税負担となっているのが泉南市国保会計の特徴であります。府下でも最高であります。それでいて低所得者への減免制度は全くお粗末、これでは滞納額はふえ、収税率が落ち込むのは当然であります。払いたくても払えない高負担制度をそのままに、政府・厚生省はさらに被保険者に厳しい負担をかけようとしています。風邪や腹痛などの軽い病気は保険給付から外す、食事代や部屋代は全部自己負担、病院の薬代を現行の1割から3割から5割負担にする等であります。まさに健保抜本改悪でなくて何でしょう。今こそ国の補助金カットに対し復活を求めるとともに、改悪反対の意思表示を明確にすること、そして市でも対応できる応益割の引き下げ、減免規定の拡充についてお示しを願います。

大綱第2は、市民本位の効率的行政改革についてであります。

去る6月18日、自民党は橋本行革の基本方向についてと題したいわゆる

る橋本ビジョンを発表いたしました。同ビジョンは、大競争時代の到来、人や企業が国を選ぶ時代との行政の基本認識のもとに、民間活力を一段と自由潤達に発揮させること、そして国際的に日本の大資本、大企業が勝ち抜くための徹底した大企業奉仕の行政システムの確立を打ち出しています。

そして、同ビジョンで取り組むべき課題の第1に、国の役割の見直しとスリム化を挙げ、補助金や措置費の絞り込み、社会保障福祉をゼロベースから見直しする考えも表明しています。さらに、社会保障関係の企業負担の再点検で、大企業の競争力の維持のための方策まで示しています。現在、地方分権の名のもとに進められている福祉・医療・教育切り捨ての行革第2弾にもさらに弾みをつけようというねらいも明らかであります。市当局が目下進めている市行財政改革推進本部による行革大綱づくりの中で、この橋本ビジョンにどう対応されていくのか、基本的な考え方についてお示しを願います。

その2は、老人保健福祉計画遂行に当たっての人的確保についてであります。行政運営検討部会の中では、人件費の抑制として定員の適正配置と基本方針の策定を検討中ではありますが、中間取りまとめではどのようなになっているのか、お示しを願います。

その3は、バブル崩壊と国の規制緩和、そして具体的な振興策の欠如の中で低迷する我が市の地場産業をどう活性化していくのか、その中心を担い得る担当課職員の拡充についてもお示しを願います。

以上であります。

**議長（島原正嗣君）** ただいまの和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

**市長（向井通彦君）** 私の方から済生会泉南病院についてお答えを申し上げたいと存じます。

この問題につきましては、一般病床の増床が規制され、市民病院の建設ができないという状況のもとで、従来より泉南病院の整備充実について大阪府に対し要望してまいったところでございます。この間、市の要望に対しまして、高度診断機能を有した病院整備等の回答をいただいております。ただ、今回一定の整備素案が大阪府より示されたところでございます。

この素案につきましては、さきの民生常任委員協議会並びに空港問題対

策特別委員会で御説明をさしていただいたところでございますが、済生会泉南病院の整備につきましては、地域住民が安心して暮らせる健康福祉社会の形成を目指した医療・保健・福祉の地域ケアシステムの中の中核的な施設として整備を行うという基本的な理念のもとに、高度確定診断等の実施、あるいは高齢化社会等に対応した地域リハビリテーションセンター、また一般市民の利用をいただける有床の市立診療所、また緊急の場合の不安を取り除く休日夜間診療所、並びにこれからの高齢化社会に向けての老人保健施設等が組み込まれた施設としてお示しをされたところでございます。

私ども常々求めておりました増床という問題につきましては、現在の環境の中ではなかなか今すぐには対応が難しいという状況の中で、この問題は今後の課題としてあるわけでございますけれども、今回、今お示ししましたような内容で一定の方向性が示され、またそれと関連して建てかえされます特別養護老人ホーム等の充実とあわせた一体的な整備によりまして、市民に対応できる保健・福祉・医療というネットワークの中でのニーズについては、おおむね御理解いただけるのではないかというふうに考えているところでございます。

ただ、これらの実現に際しましては、今後また議会の皆様方、そして地元医師会の皆様方、そして休日夜間診療につきましては、近隣の市町の御協力も得なければいけないという部分もございますので、今後それらの解決に向けましてさらなる努力を重ねて、一日も早く整備ができますように努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（島原正嗣君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 和気議員御質問の地域医療拡充についての中の市民病院建設について、府医療計画の改正等、医療計画に向けてどういった形で市が対応していくか、このことについて御答弁申し上げます。

議員も御存じのように、昭和63年6月に大阪府保健医療計画が策定され、既存の病床数が必要病床数を上回っているということで、公的病院については実質上その建設について不可能ということになりました。また、その後平成5年6月に見直しが行われましたが、やはり府南部医療圏では既存の病床数が7,844床上回っておりまして、この病床規制が続いております。

市としましては、平成5年の見直し時点で、市の意見として、公的な医療機関を持たない市町村については、公的なものに限って一般病床を認めるように要望いたしておりまして、今後も見直し時点で引き続きこの要望を行ってまいりたいと、このように考えております。

それと、国保税の引き下げについてでございますけれども、医療費の費用額は高齢人口の増加等により継続的に増加しているのに対し、景気後退の影響で1人当たりの保険税収入は減少傾向にあります。一般会計からの繰り入れ、経営合理化により収支改善に努めていますが、多額の累積赤字も解消には至っておらず、国民健康保険税の引き下げは困難な状況にあります。

御質問の保険税応益割合部分についてお答えいたします。

御指摘のとおり当市の応益割合は府下でも上位にあり、所得の少ない方についても高額な負担をいただいています。しかし、保険税収入では増加する医療費に対応できず、一般会計からの繰り出しをお願いしている現状で、応益割合を引き下げますと、必要な財源を確保するのが困難になってまいります。そのため、政令軽減措置の見直しなど制度の中で応益負担を減らすよう、市長会などを通じ国・府に働きかけていく所存でございます。なお、厳しい財政状況の中で、平成8年度も5億8,000万円の繰り入れが一般会計から予算措置されております。今後も財政当局とこの繰り入れについては相談してまいりたいと、このように考えております。

それと、2番目の老人保健福祉計画遂行に当たっての人的確保の問題でございますけれども、平成6年3月にだれもが安心して生活できる地域社会の実現を目指し、泉南市老人保健福祉計画を策定し、今日まで計画の遂行に努めてまいりました。この計画を遂行していく上において、マンパワーの確保が必要であることは言うまでもありません。議員御指摘のホームヘルパーの充実につきましては、平成8年度常勤ヘルパーが11名、登録ヘルパー21名の計32名でありまして、今後いつでも必要な場合にサービスの提供ができるようその体制づくりを図ってまいりたいと、このように考えております。

また、ホームヘルパーの確保につきましては、平成5年度より泉南市、阪南市、岬町の2市1町で厚生省の三級課程ホームヘルパー認定講習会を実施し、マンパワーの確保に努めているところでございます。今後、計画



遂行のため、人事当局と十分協議しながら人の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 橋本ビジョンへの市の基本的対応についての御質問でございますが、この橋本ビジョンには、国民負担率の上限を45から50%程度にとどめること、首都機能の移転と連動して中央省庁を再編成すること、また地方自治体にとって関連の深い機関委任事務の移行などの改革案が盛り込まれているところでございます。本市におきましても、社会情勢の変化に対応し、市民の多様なニーズに即応しつつ、来るべき地方分権の時代にふさわしい効率的な行政システムの確立を目指しまして、行財政改革に取り組んでいるところでございます。

行財政改革の推進に当たりましては、市民サービスの低下を来さないよう最大限の配慮をしつつ、事務事業を初め組織・機構の見直しや人件費の抑制等、行政運営の簡素化、効率化を図りまして、健全な行財政運営の確立に努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 和気議員さんの御質問の最後でございますけれども、地場産業振興に係る人的確保についてお答えをいたします。

現在、農林水産、商工に係る通常の業務につきましては、ハード面ではため池、水路、農林道等の改修事業、ソフト面でも農林水産業、商工業振興のための各種事業を実施しているところでございます。また、規模の大きなものとしたしましては、仮称農業公園の整備事業、基幹農道整備事業等に取り組んでいるところでございます。

このような事業を実施する中で、産業経済課の現体制で十分な対応ができるかということでございますが、確かに現状の体制では要望や苦情処理等にかかなりの時間をとられていることもございまして、通常業務の執行についても残業等により対応をしている状況であります。私どもといたしましても努力をしているところでございますけれども、現体制では今後増大すると予想される行政需要に対応することも難しい状況が出てくるのが予想されるところでございます。今後、その辺の事業のボリュームや推移を見きわめた中で、行革対応を含めまして部内または人事当局と十分協議をしてまいって、組織充実に努めてまいりたいというふうに考えておりま

すので、よろしく願いをいたします。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） まず、地域医療拡充の問題についてであります。

その第1点目で、市民病院建設に向けての取り組み、これについて泉南市は医療施設整備基金2億円、これも向井市長になってからは1年間据え置かれました。平島市政の最後の時期にも据え置かれました。通算2年間据え置かれているわけです。

この一事を見ましても、さらに国に対する働きかけ、この点では、先ほども演壇で申し上げましたように、国がいろいろな意味で、57年の老人医療費の実質上の有料化に足を踏み出してから以降、いろいろな医療面での改悪をなし崩しにやってきているわけですね。その基本には、低医療化政策と受診抑制という極めて人間の尊厳である命と尊厳を軽視する、こういう姿勢が貫かれているわけです。

その施策の中で、ただ腕をこまねいて待っておって、果たして市民病院の建設が可能なんだろうか、だれしものが疑問を抱くところであります。当然この地域医療を狭め、地域住民の命と健康を脅かす、こういう政策については、毅然としてこれに対して対決をしていく、こういうことが当然望まれてしかるべきではないか、こういうふうに思うんですが、その点で先ほどの——これは市長から当然答弁いただけると思ったんですが、むしろそうじゃなくて、部長からの答弁に終わった。部長は、ただ人口のふえるのを拱手傍観して待つのみと、これが方針なんだと。これじゃ方針にも何にもなれへんわけですね。ただ、無為無策で時のたつのを経過を待つのみと、こういうふうにはしか受け取れないわけですね。

この点については、やはり市長の名誉にもかかわる問題ですから、これだけ第一級の要求をただ腕をこまねいて待つのみ、こういう方針しかないということではまことに恥ずかしい話なので、再度市長からも、私の言い方が悪ければ、毅然としてお答えをいただきたいなど、こういうふうに思います。それが第1点です。

それから、2つ目の問題については、私は個々に具体的に聞いたんですが、ちょっと漠として御答弁をいただけなかったというふうに思います。これは市長答弁です。

それで、私は再度お聞きをしたいというふうに思うんですが、この素案

の原点になっている、平成7年の3月、1年半前に出ました泉南医療施設の基礎調査、これでは私は過日の議会でも申し上げました。泉南での医療に対する市民要求は正しい、こういう立場で、当然だという立場で、むしろそれを具体化することが基本的にあるべき姿なんだと。泉南の地域医療を考えていく上で、泉南の医療を考えていく上で、そういう点で3点出しているわけですね。いろいろな点もありますよ。しかし、必要な分だけのみ限っていえば、私は3点あったというふうに思います。

1つは、りんくうタウンにある府立泉州救命救急センターだけでは、この医療要求が非常に高まってくる、とりわけ高齢化が進んでくる中で、いわゆる救命医療の必要性が強まってきている中で、この1つでは不十分だと、こういうことを言っとるんですね。

それから、2つ目には、市長も答弁されましたけれども、せっかく高度診断機能を要した施設であっても、診療やいわゆる救急手術ですね、これに対応できなければ、これはまさに効果も半減するんだと、こういうふうなことも言われているわけです。そして、何よりも地域医療の中心となる公的病院が建設されることがいわゆる患者サービスのネットワークづくりには欠かせないんだと、こういうことも言っているわけですね。

そういう点で、この3点が市民の基本的な要求であり、医療に対する願いでありますから、この立場で素案づくりに対して市がどのように物を言ってきたのか、この辺があればお示しをいただきたい。素案づくりには、それがなかなか難しい、難しい、難しいということで難しい点ばかりを列記をして、むしろ市民の切実な第一級の願いを阻んでいる、こういうふうにしかとれないもんですから、ひとつお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

それから、この中で見るべきものとしては幾つかあるように思いますが、これもいわゆる高度医療化、救命化からすれば、ちょっと白紙の嫌いはしますけれども、将来の医療を考えれば、リハビリテーションセンターですね、これを設けていくと、こういうことは必要ではないだろうか。これと引きかえにされる、高度救命医療と引きかえにされるということでは、これはまさに言語道断ですが、そういう点では評価できるんじゃないかと思いますが、これはあれですか、特例病床、いわゆる規則の30条、32条に該当するものだというふうに思うんですが、これに伴う増床というのは

考えられないのかどうか、この辺もお示しをいただきたい。

それから、有床診療所、19床までの診療所ですね、これをおつくりになるということなんですが、これはまさに市立で運営は済生会にと、こういうことのようにありますけれども、この辺の財源見通しのようなものもお示しをいただきたいなというふうに思いますのと、病院と違って診療所ですからいろんな限定があるんですが、その辺の制約はどういうふうに解消していかれるのか。この構想をお出しになっているのは福祉部ですから、一般病院の規制等に関係ある健康福祉部が入っておりませんもんですから、その辺は今後の課題と、こういうことなのかどうか、その辺もお示しをいただきたいというふうに思います。

それから休日診療、これもやっぱりあれでしょうか、12年以降の建設予定の中でやっていくという、そういう検討課題なのかどうか。

それから、老人保健施設やシルバーハウスが同一敷地内に建設をされる、こういうことなんですが、そのことによる病床部分の建設面積とか床面積に影響は出ないのかどうか、この辺もお示しをいただきたい。

それから、診療科目の増加等については、これも市民の要望は高度救命化、それから増床、それから診療科目、総合病院的に建てかえてほしいと、これが願いですから、診療科目等の増加については、現在の8科目ですか、それ以上を考えておられないのかどうか、その辺もお示しをいただきたい。

ちょっと長くなっておりますので、とりあえず医療の問題だけに限って質問をまとめてしておきたいと、こういうふうに思います。

**議長（島原正嗣君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** まず、1点目の大阪府保健医療計画の問題につきまして私の方からお答え申し上げます。

御指摘ありましたように大阪府におきましては、特に南部医療圏につきましては、既存病床数が上回っているということでこの規制がなされているわけでございますけれども、今回の済生会泉南病院の整備とあわせまして、私の方からも強く大阪府に対しまして、こういう規制のあり方ということについては、そういう公的な市民病院等を持たない市町村にとっては非常に弊害になっている問題だということは申し上げておりますし、また先ほど谷部長が御答弁いたしましたように、正式な意見具申によっても申し上げます。

ですから、私の考えといたしましても、今後ともこの医療計画そのものの見直しということが当然必要だというふうに考えておりますし、その際に公的病院のあり方、一般病床すべてというわけにいかないということであれば、そういう公的な医療に限ってでも緩和をしてもらうように全力で働きかけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、済生会病院の詳細につきましては、助役より御答弁申し上げます。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 和気議員の方から今回の済生会泉南病院の整備構想の素案について数点にわたる御質問をいただきましたので、順序が不同になるかもしれませんが、順次お答えしたいと思います。

まず最初に、以前の泉南医療施設の基礎調査の中で3点ほど方向が出てきたことに対してどうかという御質問があったかと思うんですが、まずそのうちの1つの泉州の救急の体制につきまして、泉佐野の今できたものだけでは不十分ではないのかというものが既に出ておるではないのかという御質問であったと思いますが、私どももこの記載を確認いたしました。この内容としまして、救命のところ、泉南市で現在救急救命の医療機関が1施設のみであるということが課題であるというふうに書かれているんですが、これは救急指定されている病院が堀病院一病院であるということが書かれておるというふうに私どもは聞いております。したがって、その点に関しましては、今回休日夜間診を設置するというので、一定の対応はしていけるのではないかなというふうに考えております。

それから、2点目ですが、高度診断機能ということで従前から高度医療というものを求めておるわけですが、その中で診断だけでは機能しないという記述が脳血管疾患につきましては確かに記載をされておるところでございます。我々としては、高度診断だけではなくて、高度医療というものを何とかできないだろうかという議論をしているわけですが、その設備的な限界、26床ということもございまして、それから、特例病床が経営面あるいは代替ベッド等のところからなかなか難しいということもございまして、やはり中心的には高度診断というものにならざるを得ないのではないかと、現時点ではそういうふうに理解しておりますが、ただ診断といいますが、単に機械で動かしてみるだけじゃなくて、確定診断というのは、専門医を置きまして、市民から自分はこういう疑いがあるんじゃないかと

いう場合には、その機器のうち、これとこれとこれを活用して、そしてその結果を見て医師が判断していくという機能まで含んでおるといふふうに聞いております。

それと、あとそれに対する治療行為ですが、どこまでできるのか。これは我々としては、今の建てかえの中でできる限りの範囲でそのプラスアルファの治療行為ができるようにしてほしい、これは要望をしておるところでございます。ただ、この中身については、まだ十分詰まっておらないという状況でございます。

それから、3つ目が公的病院の中核となるものが必要ではないかというものが出ておるといふことなんです、ちょっと私どもはそれがどこのかというのとはよくわからないところもあるんですが、公的な医療機関、これは先ほどから申し上げておりますように、ベッド規制の中で市民病院というものが設置できないということでございますので、この済生会泉南病院の建てかえの中で、現時点でできる範囲で整備をしていきたいということもございまして、有床診療所という1つの発想も出てきておるといふことで御理解を願いたいと思います。

それから、その次に、リハビリテーションセンターでございますが、これにつきまして、特例病床ということにならないのかどうかということですが、特例病床につきましては委員会の方でも御説明申し上げましたが、平成5年に通知が出まして、代替ベッドが必要であるということもございまして、現時点ではこのリハビリテーションセンターは、現在の26床の中で行うと。入院治療もございまして、当然通院もございまして、そういう機能の付加をしたいということでございます。

それから、有床診療所でございますが、これは現時点での構想としましては、設置者は市と、そして運営主体は済生会でお願いするといふふうに考えておりますが、科目等につきましては、まだ未定でございます。

それから、財源でございますが、これにつきましては、これぐらいかかるという額の試算はまだしておりません。あくまでこの方向で話を進めていいのかどうかというのが素案でございますので、これで御同意等いただけましたら、今後の進め方の中で一定どれぐらいかかるのかということをしてまいりたいといふふうに考えております。財源負担につきましても、それをどのような形で全体で割り振っていくのかということも、こ

れはまだ未定でございます。

それから、有床診療所につきましての制約の問題でございますが、確かに病院とは異なりまして、ベッドは一応48時間で回転さしていくということが診療所については一定規制がございますので、長期入院ということが難しくなろうかと思えます。ただ、将来的には療養型ベッドを認めていくという方向もあるようでございますので、当面はその規制の中で運用せざるを得ないのではないかと理解をしております。

それから、この有床診の中で環境保健部が入ってない、要するに名前として福祉部という形で出ているわけですが、これは府の環境保健部の方も従前は少しばらばらの体制でございましたが、今回環境保健部のトップレベルまで入って、内容をお互い協議した上で決定しておりますので、環境保健部の方も一定この内容としては認知をしておるといふふうに理解をしております。

それから、休日診につきまして、これも12年以降の着手なのかということでございますが、建物といたしまして、どういう形で一体的に整備していくのかという構想がまだまとまっておりませんので、今のところはやはり建てかえと一体となって同時に実施をしていくものだというふうに認識をしております。

それから、老健施設並びにシルバーハウジングにつきまして、これを設置することで病床の関係で何か影響があるのかという御質問であったかと思うんですが、老健施設は基本的に病院と合築することが可能と聞いておりますので、合築をしていただきたいということです。病院自体全体としてはベッドが同じような形で並んでいるという形になろうかと思えますが、シルバーハウジング自身は、これは住居でございますので、ベッドとはかかわりのないものであろうというふうに思っております。

それから、診療科目についても市民のニーズを受けた新たな診療科目等の展開が必要ではないかという御質問がございましたが、我々の方もこれはやはり市民ニーズを十分把握して、これからの議論の中で、診療科目については市民のためになるような科目をさらに設定を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） この構想のどこを見られたのかわかりませんが、い

いわゆる脳血管疾患による急病については、発病から初期治療までの時間が救命率に大きく影響すると、こういうことを前提にして、今の1つの病院では——この1つというのは、私は救急救命センターを位置づけているというふうに思っているんですが、堀は、これは救急指定ですが、こういう脳血管疾患等は手術も伴っては1次から2次救急医療ですから、これは伴わない。やはりこれは救急救命センターを指すんだらうと、こういうふうに私は前後の文面から思っているわけですが、まさにこういう点は我々議会としても、そして行政としても、救命化というのは、これは当初からの切なる願いとして、府に要望として突きつけていたわけですね。この1つの柱、今回それが消えている。

それから、総合化という点でも診療科目の増加というふうに言われますけれども、診療、入院とこの一体化の問題で考えましたら、26床という制約の中でどれだけの増床が可能なのか。泉南市で最も死亡率の高い脳疾患あるいは心筋梗塞等の心疾患、こういうことに科目が広げられるのかどうか。当然ベッドを伴いますから、今の26床という極めて制約つきの、それも何かりハビリも1つふやすと。通院だけではなくて、場合によれば入院、治療も考えると、こういうことですから、この点でもベッドがさらに少なくなる、こういうことです。そういう本当に限定されたこういう狭い医療で、我々が当初61年に約束をもらった、そういう約束が果たして本当にこれで実現されているのかということ、極めて残念な思いがするのは私だけでしょうか。

それから、地域リハビリの増床が不可能なのかどうかということについては、確かに平成5年に出ました。これは通達ですね。6月の29日に厚生省健康政策局計画課長名で出されております。これはどうなんでしょうか。こんな通達でどんどん中身が変えられると。これは以前にも論議がありましたけれども、法律ではないわけですね。法律を受けた規則でもない。政令でもない。ただ一片の紙切れがこの関係の課長から通達をされてくる。それを本当に厳しく守らなければならないのかどうか。これこそ問題にして、これを撤回させる、事実上これをほごにしていく、このようなことが必要ではないかというふうに思うんですが、百歩譲ってこの中身を見ますと、いわゆる当該医療圏の病床過剰の状況が著しい場合には、こういうことが一番最初に前提として特段されているわけですね。



そうしますと、これは当初大阪府の保健医療計画で病床オーバー、過剰病床ということ言われた数字というのは九千幾らだというふうに私は記憶してるんですが、谷部長が先ほど言われたように、現在では7,800床だと、こういうことなんですね。ちょっと端数取りますよ、当然ね。そうしますと、これは1,400床ほど減少しているわけですね。著しい伸びの傾向にはないわけですよ、泉州医療圏では。むしろベッドの過剰数は1,400減少している。ならば、当然その分は特例病床で認めさせる。まさに国に物言う武器はこちらの側にある。かまの柄が握れる、交渉ができる、こういうふうにするんですが、その点もお示しをいただきたいなというふうに思います。

それから、あろうことか、まだ財源試算していないと、こういうことなんですが、問題は大阪府の約束の中身をなぜ市が補完せなあかんのか、ここに大きな問題があるわけですね。なぜ大阪府からですね——市民病院つくるんやったら、これはあれでやりましょや、市独自で、2年間放置してる積立金どんどんふやして、よその市でもやってるように、よその市できて泉南市がやれないことないわけです。医療保健衛生費に占める割合というのは、泉南市は非常に低い。お隣の阪南に比べても、3億以上も低いんです。そういうお金を積み立てる要素は幾らもあるわけですね。やりましょや。ところが、大阪府の約束にかかわる済生会泉南病院、これを動かす部分になぜ市が要らん金使うのか。要らん金言うたらおかしいですが、大阪府にやらせましょや。

それから、休日診療ですね。これも健康管理センターやったら、すぐできるんですよ、あれ。計画の発表を我々にされてから、1年足らずでばんばんとあんな立派な健康センター、僕も行ってきましたよ、できました。建物のことやったら、そんなん12年まで待たんでも、あの程度の建物やったら休日診療いけるわけですから、まだおつりが来るぐらいの立派な建物ができるわけですから、1年足らずで。建物だけの問題やったら、もっと早く市民が望んでいる初期救急、救急体制極めて貧弱なんですから、これをきっちりやらしていきましょや。

それから、診療科目の増加の問題、これはまさに大阪府言いなりの行政の凝縮点、きわみがここへ出ている、こういうふうにして残念でなりません。

以上、ちょっと長くなりましたが、お示しをいただきたい。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいまの和気議員の御質問でございますが、まず最初に特例病床の件でリハビリですね、これが特別病床として増床できないという通知の中で、過剰率の問題が出ておりましたけども、私どもが理解しておりますのは、4点ほどこの中で記載されておまして、過剰率が著しい場合には同項の適応が好ましくないということとともに、3番目で公的病院については原則として既存病床からの転換により必要な機能を有する病床を整備し極力増床のないように検討すること、ということがございますので、要はその部分で府の判断としても非常に困難だというふうに聞いております。

ただ、和気議員おっしゃいますように、ただしこれは運用通知ということで出ておりますので、我々としては現時点では非常に困難であるということでございますが、今後に向けてこういったニーズの強いものについては、単なる運用通知だけで規制するだけじゃなしに、やはりニーズを反映した形で運用を考えてほしいということの要望は、引き続きしてまいりたいというふうに考えております。

それから、財源の問題、今までの経過の中で、済生会の整備について市の方で金を出すのはおかしいんじゃないかという御質問じゃなかったかと思うんですが、基本的に済生会の建てかえ、それから老健の部分につきまして、これは府あるいは済生会の方でお願いするということになるかと思えます。診療所の方は、理屈というか、役割分担からいきますと確かに市でございますが、これについては確かに経過もございますので、我々としては単に市だけじゃなくて、府の協力を仰ぐということで要請をしてまいりたいと考えております。

それから、休日診については、建物だけならいつでも建てられるのではないということなんですが、これは今回の素案を受けて全体構想をつくっていかなければなりませんので、その辺の敷地取り等も含めまして、ハードウェアにつきましても一定検討が必要であるということと、それからこれは2市1町、特に阪南、岬との関係でございますね、このあたりを当然調整しなければなりませんし、その運営方法についても医師会等と検討を重ねていかなければならないということで、できるだけ早期に整備をし

てまいりたいということで御理解を願いたいと思います。

それから、診療科目は府の言いなりとおっしゃったんですが、まだそこまで立ち入っていないというのが状況でございまして、これからは当然市の方からこういうのをやってほしい、ああいうのをやってほしいという要請をやってまいりたい、その中で検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） 今の答弁でもいろいろあります。例えば、休日夜間診療については、当然医師会が早くから、いわゆるダンバラの今の休日診療ができた当初から、この長細い泉南の地では1つでは間尺に合わないということで早くから提起をし、これに対しては挙げて協力をしていくと、医師会運営では問題ないと、こういうことになっているわけです。

それから、私がこの問題を強く取り上げてからでも、もう3年になります。事務レベルだけではなくて、首長での判断がもう必要なときではないかということで、2市1町との合意の問題では提起をしてきているわけです。今さらこの問題を持ち出して、向こう4年先に送るといようなことはまさに言語道断だと、市民の医療要求をどういうふうに考えているのかと言いたくなるわけです。これは答弁は結構です。

それで、あと橋本ビジョンとの関係での行革のあり方の問題です。民主的で市民本位の効率的な行政改革、私どもは大いに望むところでありますが、かかるようないわゆる橋本ビジョンに示されたような地方分権に名をかりた福祉・教育・医療の切り捨て、それに伴う人的削減、これは市民サービスを大いに弱めていく何物でもないということで、まさに反対の立場を明確にしたいと思いますが、泉南市で、行政運営検討部会でお示しをされている定員管理の基本方針を策定するとともに——以下省略いたしますが、定員の適正配置のための見直しを行う、これはどうなんですか。基本的に減数するのかふやすのか、減員するのか増員するのか。ちょっと私が挙げた数点のところでお示しをいただきたいなというふうに思うんですが、ちょっと時間もありませんので、もう具体的に聞きたいと思います。

例えば、先ほど私は地場産業ということで、農業だけを聞いたわけじゃなくて、かねがね私自身が議会で懸案事項として取り上げさしてもらっています産業経済課全体の問題についていえば、平成3年から平成8年まで

の5年間、わずか1人しかふえてないわけですね。その間ここに大きないわゆる海水浴場の運営の仕事、ウエートがいました。この間、人数が平成3年24名を皮切りに、平成8年まで198人ふえてるわけですね。従来から必要であり、地場産業はこれだけ疲弊化してきてる。そういう中で振興策を持ち得ない。それは1つは体制の脆弱さにある。体制を強化せずして、こういう振興策を持たない、地場産業の活性化も成り立たないということで、墨田区等の例も披瀝さしていただきながら、非常に強く強調してきた点であります。こういう点では、これだけふえているのに、この部門では1人しかふえていない。それも海水浴場の運営に携わる人員がむしろ持ち出しの方が多い。持ち出しという言葉はええかどうかわかりませんが。

そういうこととか、あるいは福祉関係だって、先ほど今ホームヘルパーが11人だというふうに言われておりますが、私はいわゆる釧路支庁の網走のあの数字からいっても、79名が妥当だというふうに思っているんですが、これはもう議論の時間がありませんから、百歩譲って47人といたしましても、この間ふえているのは、ホームヘルパーだけかどうかわかりませんが、私のいただいた資料では、社会福祉課、高齢者福祉課合わせて、当初福祉課で一本で来てたそのころからいいましても5名しかふえていない。全体で197人もふやしておきながら、必要な、まさにこれから高齢化社会突入に向けて人的体制を整備しなければならないこの部分でわずか5名である。この辺の部分での増加、これをどう考えておられるのか。

これは多分増加部分になるだろうというふうに思うんですが、適正な見直しということになってますから、減員も当然あり得るだろうというふうに思います。この行政改革は、まさに泉南市の103.6%に及ぶ収支比率の中で出されてきている。これをどう改善していくか。当然我々は減員があるんじゃないかと、こういうふうに思い過ぎしをするわけですけど、この辺はどうなのか。効率的、民主的、市民本位のサービスを強化する、そういう行政改革、こういう立場に立ってお答えをいただきたい。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 特に、先生の方で具体的に産業経済課の職員等につきまして御指摘をいただいたわけですが、確かに産業経済課におきましては、平成3年から1名プラスの12でございますが、

昭和61年の8名から順次的にはございますが、それなりの対応をしてきているところでございます。こういう中で、福祉部門等も御指摘ございましたが、今までの空港建設に合わせましていろんな事業をやってきてございますが、今後各種事業の見直しの中で、適正な配置の再配分なりを効率よく運営できるように検討してまいりたい。あくまでも基本は市民福祉の向上、市民福祉の低下を来さないような行政サービスを心がける中での適正配置に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） この点では、人事を握っておられる最高権威者である市長にお伺いをしたいというふうに思うんですが、ここには適正配置というふうな言葉でしか書かれておりません。例えば、消防体制でも充足率が50%を割る。きのうは防災の日でありました。この辺の強化も1年半前の阪神大震災を振り返って、当然強化されなければならない。いろいろ部門を見てみますと、むしろこれから増員をして市民サービスに当たっていくんだと言わざるを得ないような、そういう数字が各部署で出ているわけです。どなたかが、人数が多過ぎる、これが1つは財政を逼迫させている原因だ、ちなみに議員も減らしたらいいと、こんなむちゃくちゃなことを言っておられますが、まさにここにこそ、こういう事例を幾つも挙げるまでもなく、3点を挙げただけでも増員が必要だと、こういうことがいみじくも出てきているわけです。本当に市民のための効率ある行政改革、サービスの向上、こういう立場に立って、市長からも一言発言を求めたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 行財政改革は、現在本部で取りまとめをいたしておりますけれども、御指摘いただきました特に職員定数の問題につきましては、従来から比較的かなり多い採用等も含めて増加しておったわけでございますが、これからの事業の内容あるいは重要施策のシフトという問題、それから内部的なそれぞれの課単位の人数のもう一度の照査、そういうことをやった中で、これからの本当の行政需要に対する方向へ再配置といいますか、加重を加えていくということが必要だというふうに考えております。

ですから、本市の場合、新たないろんな施設もできておりますから、来

年度も一部採用いたしますけれども、採用については必要最小限の中でできるだけ効率的な運営を図っていくというふうにしたいと。その中で、さっき公室長が言いましたように、住民福祉あるいはサービスの低下を来さないような範囲の中で検討していく必要があるということでございますから、御理解をいただきたいと存じます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 商工係から商工課への格上げ、これはまさに今待たれているところですね。最盛期に263あった繊維の事業所が今63に激減をしている。こういう中で、本当に糸を巻いているところでも、もうあすにも大きなところで1つつぶれるかわかれへんというような話も入ってきてます、情報でね。そういう中で、まさにこの辺の活性化、振興化が待たれているわけです。市長、この点は約束ですから、3年前の約束ですから、きっちり守っていただきたい。そのことが行政に対する信用の回復にもつながっていくわけですから、よろしくお願いを申し上げて私の質問を終わります。

議長（島原正嗣君） 以上で和気議員の質問を終結いたします。

1時30分まで休憩をいたします。

午後0時18分 休憩

午後1時52分 再開

議長（島原正嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、23番 林 治君の質問を許可いたします。林君。

23番（林 治君） 日本共産党の林でございます。

今期最後の第3回定例会となりました。これまで4年間、市長初め理事者の皆さんにはいろいろと大変御無理も申し上げましたが、最後の議会でございますので、どうかよろしくお願いたします。

それでは、質問の届け出順に内容によりまして質問させていただきます。第3回定例会に当たりまして、市政上の幾つかの問題につきまして質問をいたしたいと思っております。

まず、初めに関西国際空港の第2期事業に関連して、飛行ルートの問題について市長にお尋ねしたいと思っております。

運輸省は、関西国際空港における飛行経路の現状と問題点についてを去る7月の23日地元3府県に、またその後関空協にも説明がありました。

8月8日には、市議会空港問題対策特別委員会に市側からその報告がありました。その説明要旨によれば、3点セット策定時には想定し得なかった問題点が生起し、この問題点による制約が解決をすれば、本来の能力がある年間16万回程度までの処理が可能となるんだというものでありますが、当時の3点セットにおけるこの計画の内容はどのようなものであったのか。

1981年——昭和56年ですが、この3点セットが地元提示されたのは、大阪国際空港の抜本的な騒音公害対策として、1974年の航空審答申に基づきまして、樫井川沖合5キロ地点を中心に滑走路を建設するというものでありました。この新空港は、2本の並行滑走路と横風滑走路を持つ海上空港で、海上ルートをとることで、なおかつ年間26万回離発着できる、公害のない、地元と共存共栄ができる空港の建設が可能だということが地元との合意を求めてきた計画の内容でありました。

そして、このことは1984年、関西国際空港株式会社法案の国会審議の際にも26万回の離発着を想定、海上ルートで安全な運航が大阪国際空港が存続した場合をも考慮に入れ、十分な垂直間隔、高度差などをとることによって安全な交通の流れが確保できると、この審議の中で答弁がされております。

また、世界的な事例として、例えばニューヨークなどでは3つの大きな空港とそれ以外に十数カ所の小型機空港がありますが、それらで年間100万回ぐらいこなしているんだということ。また、サンフランシスコでも60万回こなしており、この関西国際空港の場合も、もし運航回数がふえれば、広域管制、一元管制による空域のコントロールをすることによって安全に飛行機を飛ばすことができる、海上ルートで26万回は十分可能だということを当時の飛行場部長は、運輸委員会において我が党の小笠原議員に明確にこういうふうに答えております。

さて、1986年——昭和61年ではありますが、空港会社や大阪府が埋立同意を求めてきたときにも、その翌年の着工に際しても今日のような問題の提起はありませんでした。今回の現状と問題点の提起は、1期工事だけで1兆5,000億円という巨大な事業が先行き不明のままずさんな工事を国民に押しつけてきた、その無謀さと失敗、破綻を運輸省はみずから認めるようなものであります。一飛行場部長が不明をわびるなどの一言で片づくものではありません。新聞、テレビなど報道の伝えるごとく、陸上ル

ートへの変更をこのようなずさんな提起でやろうとすることは、断じて許されることではありません。海上ルートは関西国際空港の原点であります。

我が市議会は、これまで2回、陸上飛行ルート反対の意見書を採択しておりますが、これらの2回の意見書を振り返ってみますと、1回目は航空会社のコスト削減論から出てきたものであります。そして、最近までは2本目の滑走路ができれば海上だけではもたない、こういった論に変わり、今回は滑走路1本だけでも出発機と到着機が錯綜などと、その理由はころころと変わっております。空の安全と市民の暮らし、環境の安全を守るためにも、運輸省のこのような態度は許せないのではないのでしょうか。飛行ルートについての市長の見解を求めます。

また、この際関西国際空港への米軍機の乗り入れが行われているようですが、この軍用機の安易な乗り入れ、なし崩しの乗り入れは許されないものと思いますが、その実態についての報告と見解を求めます。

空港問題の第2点目は、地域整備事業と市財政にかかわっての問題であります。

今日、市財政は大きくって2つの問題から財政的な行き詰まりに陥りつつあります。その1つは、関西国際空港の地元市として急速な空港関連事業、地域整備事業への投資と関連の市税収入の予測の見込み違いによるものであります。

そこでお伺いいたしますが、1つは、成田空港の周辺都市への地域整備のための財政的な特別な国の援助を、市としても第2期事業に関連して要請を改めてしてはどうかと思うのでありますが、いかがでしょうか。

2つ目は、市固有の財源である固定資産税、都市計画税の減免、軽減を国で一方的に決めてきたことについて、このような政策的減免措置は国の責任で行って、地元市に負担をかけないように求めることは当然だと思うのですが、既に負担を余儀なくされたものについては、別の形でもその補償を求められてはどうか、市長の見解を改めてお伺いします。

また、1986年11月、大阪府は国の財政的な支援策がない中、大阪府として地元市への特別援助策として進めてまいりました貸付金制度がありますが、その本来の目的に沿うものとして、高金利の軽減、利下げをすることは当然だと思うのでありますが、市としてこのことを強く求めるべきであると思います。この点についてもお尋ねをしておきます。



また、埋立同意時での地域整備に関する約束事について、市はどのように実行させようとしているのか、第2期への対応との関係でその見解を求めておきます。

さて、次に大綱第2点目の同和行政についてであります。

市の同和事業の実態は、市財政に深刻な事態をもたらすだけでなく、部落差別をなくしていく上でも新たな障害となっています。既に本議会でも紹介をいたしました。1986年の地対協の意見具申でもそのことは明らかにされているところであります。1995年決算はまだ出ておりませんが、できるだけ正確に、また近いもので集計をするということから、本年度を含め5年間の決算と予算による統計で見ますと、5年間で総事業費は約53億7,700万円となっております。市の一般財源の持ち出しは約18億2,000万円、33.8%、起債分13億1,000万円、24.4%を含めると、合わせると58.2%が市民負担となります。

また、この5年間で国保税、固定資産税と都市計画税の減免は総額3億9,000万円にも上り、本年度予算は5年前に比べますと、約2倍以上に膨れ上がっているのが現状であります。既に同和事業は一般行政の補完の域を超え、市民からは逆差別ではないか、不公正ではないかという声が上がっています。でたらめですんなりの同和行政のあり方は、市民の批判するところでもあります。真の部落問題の解決のためにも、一日も早い同和行政の終結が求められておりますが、市長の見解を求めます。

大綱第3点は、まちづくりについてであります。

その第1点目は、樽井駅前整備についてであります。

私は、この問題について、これまで何回か市当局に一日も早い暫定的な利用を要請してきたところではありますが、その計画の策定に当たって、1つは人の流れを大きく変えてしまうことのないように、地元商工業者の皆さんの御意見などできる限り反映させていただきたいと思っておりますし、より交通安全対策が効果的に行えるようお願いをしたいと思います。そのためにも、地元街づくり協議会等との協議を速やかに行っていただきたいと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

また、駅のトイレの悪臭問題は大変であります。水洗化が速やかにできるように特別な対策を改めてお願いをしたいのですが、この点についてはどうでしょうか。

2点目は、樽井の場合、古い町並みが残されており、特に茅渟神社を中心にした地域や樽井中央海岸線から南西部など細い道路の町並みが続いております。こうした地域での災害対策は、まことに重要であります。樽井地区でここ1年余りに起こった2件の火災だけを見ても、一日も早く耐震防火水槽の設置や、また関電柱やN T Tなどの移転を促進して排水路の整備を進め、それらも活用しての道路敷の拡幅を少なくとも最低限進めていただきたい。

さらに、必要なところでは、用地の買収を含めて道路の拡幅をすることが急がれています。一たん災害発生時には消防車等の通行が容易に行われるようにする対策は、昭和45年7月に市制施行されてからを考えると、もう何十年も立ちおけているのではないかというふうにも思えます。さらに、そういう意味で抜本的な対策、整備が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、南泉寺大師線のようなかつて町と町をつないでいた道路がそのまま置かれておるわけですが、これらの道路を一日も早く拡張整備することも非常に大事になっていると思いますが、この点についてもお答えをいただきたいと思えます。

第3点目は、下水道事業についての若干の問題です。

この課題は、何も市だけの責任に帰するものではありませんが、関西国際空港の開港との関連では大きくおくれいております。それで、普及率はどのようなものになっておるか。

もう1点、りんくうタウンの埋め立てとの関連で、浸水対策としての事業の進捗率はどのようになっているのか、お示しをいただきたいと思えます。

以上であります。御答弁の内容によりましては、自席で再度質問をいたしたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

**議長（島原正嗣君）** ただいまの林議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

**市長（向井通彦君）** まず、飛行ルートの問題でございますが、去る7月の25日に泉州市・町関西国際空港対策協議会の場におきまして、運輸省から「関西国際空港における飛行経路の現状と問題点について」という内容で説明を受けたところでございます。これは、現状の問題点についての説

明でございまして、一定の把握をさせていただいたところでございます。しかし、説明内容については、十分納得できる内容ではございませんでした。

全体構想を推進していく上で、関西国際空港の現状や問題点を十分承知しておく必要があるというふうに考えておりますので、運輸省からの申し出があれば、その話をお聞きはしたいというふうに存じております。しかしながら、飛行経路の問題につきましては、過去の経緯を踏まえ、公害のない空港づくりの観点に立って、3点セットの理念に沿った対応が行われるべきであると考えておりますので、今後ともそのスタンスで臨んでまいりたいというふうに考えております。

次に、同和問題についてでございますけれども、憲法に保障された基本的人権に係る同和問題の早期解決に向け、法及び国・府の答申並びに意見具申の趣旨を尊重し、これまで関係機関はもとより、広く市民の理解と協力を得ながら、同和行政を鋭意推進してまいったところでございます。また、諸般の施策、事業等の推進に当たりましては、これまでからも市財政状況等を十分勘案しながら財政措置を講じ、努力をしてきたところでございます。その結果、生活環境の向上を初め同和地区の状況は大幅に改善され、一定の成果を上げてまいりました。

しかしながら、同和対策事業を推進するための事業法であります地対財特法の有効期限が残り1年足らずに迫った今日においても、結婚、就職等に際しての差別事象や悪質な差別落書き等が後を絶たず、差別意識の解消が十分に進んでいるとは言えない状況にあります。また、同和地区内外の格差を解消する上でも、教育、就労等の非物的事業の分野においてもなお多くの課題が残されており、人権侵害が生じるなど困難な状況となっております。

こうした課題が残され、同和問題の根本的解決が図られていない現状におきまして、同和行政は同和問題の基本的認識のもとに当然行うべきであって、問題の解決を目指して積極的に推進し、市民の人権意識の高揚を図り、差別を許さない世論の形成に努めてまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

その他につきましては、担当部長から御答弁を申し上げます。

議長（島原正嗣君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） それでは、私の方から地域整備事業に伴う府貸付金の借りかえについての御答弁をさせていただきます。

議員御指摘の空港関連事業に伴います府貸付金の低利資金への借りかえにつきましても、これまで府市長会を通じ、またあるいは本市独自におきましても、大阪府地方課に対しまして文書で依頼し、協議を進めてまいったところでございます。結果的には、極めて困難であるとの回答でございました。したがって、現時点での低金利借りかえにつきましても困難であると思われませんが、市の現在の財政状況も非常に厳しい状況に直面していることもありますので、今後とも引き続き大阪府に対して要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 松村市長公室参与。

市長公室参与（松村 実君） 私の方からは、空港関連の残余のお尋ねについてお答えをしたいと思います。

まず、米軍機の使用実績等についてということでございますが、平成7年11月にAPECが実施されました期間中に、米軍ヘリあるいはVIPの特別機ということで23機、関西国際空港を利用しております。日米地位協定上、米軍は民間空港に出入りできる旨の規定はございますが、地元との合意のもとで共存共栄という立場で整備されてこられましたこの関西国際空港につきましても、この点を十分踏まえた対応が望まれるべきであるというふうに考えております。

それから、成田財特法の要請をしてはどうかというお尋ねでございますが、関西国際空港に関する地域整備事業につきましても、空港3点セットとして示されていますように、関連地域整備として閣議決定されました関西国際空港関連地域整備大綱や大阪府の地域整備計画に基づき整備を進めるというルールづけによって、整備がなされてきたものでございます。この決められたルールの中で財源支援を得ることが必要であり、本市としてもその整備の必要性が十分理解され、補助金等の確保ができるよう国や府に対して要望を行ってきたところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

それから、次に固定資産税の関係でございますが、固定資産税に係る軽減措置についてでございます。エアラインに対する特例措置につきましても

は、本年度の税制改正によりまして、市長みずから国の方に出向くなどいろいろ働きかけをいたしまして、一定の縮減、合理化が図られたところでございます。現行の地方税法の規定では、平成10年3月末までに取得される格納庫等につきましては、今後なお引き続き軽減の適用がなされることとなっております。本市の財政状況を勘案いたしますと、この特例措置による市税の減収については、見過ごしにはできないものがございます。今後ともその廃止に向けて、引き続き国に対して強く働きかけてまいりたいと存じます。

最後に、2期事業に関連しての対応でございますが、地域整備事業につきましては、りんくう都市としてふさわしいまちづくりを進める観点から、これまで下水道事業や道路網の整備など、都市基盤整備の事業化を図ってまいったところでございます。現在、2期事業の着手に対応した地域整備事業や1期事業における事業の進捗状況を点検するなど、そのあり方について本市の財政状況をも勘案しつつ検討を行っているところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 林議員の御質問の中で、まず1点目のまちづくりの関係でございますけれども、樽井駅前の再開発事業の関係でございますが、現段階では街づくり協議会が設立された中で活動を続けておるわけでございますけれども、再開発を取り巻く環境というのは非常に厳しいということで、現状では事業化へのめどが立っていない状況であります。

このような中で、街づくり協議会の皆さん方の御意見もいただいた中では、しばらくは先行用地の暫定利用もやむなしという意見も出ております。そのような状況の中で、本市といたしましても、先行用地の暫定的な活用につきまして、やっていくという方向づけを行いまして、今定例会におきましても駅前の交通広場の設計費を予算計上させていただいているところでございます。今後、具体的な計画の詰めの中では、地元街づくり協議会や地元の商工関係団体等、または警察、南海とも十分協議した中で計画を練り上げていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の道路整備の関係でございますけれども、本市域内におきましては、議員御指摘のとおり旧市街地においては、防災上の観点からも

課題のある狭隘な生活道路が多数存在することも事実でございます。これらの課題の対策といたしましては、当該地周辺の都市計画におけるまちづくりをどうするか、防災上の観点に立ち、総合的に検討することが重要であるというふうに考えております。具体的な方法といたしましては、次の3点の考え方で整備を進める必要があるというふうにも考えております。

まず1点目は、4メートル未満の道路を接続道路とする建物の敷地の中心後退等、いわゆるセットバックにより道路拡幅を行う方法の積極的な運用であります。

2点目は、議員御指摘の道路側溝のふたがけによって拡幅整備を図る方法でございますが、この方法につきましては財政的な問題、並びに隣接地主の協力等の課題もありますが、現状では泉南市域内でも施行している箇所がございますので、可能な限り整備に努力をしていきたいというふうに考えております。

3点目といたしましては、都市計画道路の幹線道路と連結する細街路網の整備計画の策定であります。この問題は、都市計画の観点からも面整備計画とも調整を図りながら整備計画を検討してまいらなければならないというふうに考えております。

それともう1点、南泉寺大師線のことにつきまして質問があったようでございますけれども、当路線は樽井から馬場、幡代に抜ける昔の幹線道路ということでございますが、最近横に樽井馬場幡代鬼木線という6メートルの道路が、過去に泉南町時代に建設した中で、その道路については現道のままで周辺に家が張りついてきているということの中で、容量オーバーの状況を来してきております。その中で、過去から周辺住民の方々からも改修、拡幅の要望もございましてけれども、周辺には建物等が張りついている状況でございますので、できることなら暫定的にでも退避所的な処理ができないかということで、今後道路課の方で十分検討するという事になっておりますので、よろしく願いをいたします。

いずれにいたしましても、旧市街地の建物等の密集した中での事業ということでございますから、事業の優先順位や財政措置、また事業期間等十分条件整備を行った上で着手となろうかと考えております。我々といたしましても、今後とも地域の住民の方々安心して通行できます道路整備、道路行政について努力してまいりたいというふうに考えておりますので、

よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 林議員の御質問のうち、まちづくりについてでございますが、御答弁申し上げます。

まず、樽井駅前整備についての南海電鉄樽井駅のトイレの悪臭についてでございますが、さきの第2回定例会においても林議員より御指摘をいただき、樽井駅を利用されている方々の御不満の声については、私どもも十分認識いたしております。下水道部といたしましても、今年度内に設計図書を整備し、平成9年度に污水管渠の布設を計画しておりますので、よろしく御理解申し上げます。

次に、下水道事業の抜本的整備についてでございますが、まず本市の下水道整備の進捗でございますが、污水につきましては、下水道計画決定区域1,197ヘクタールに対しまして、平成7年度末には165.42ヘクタールで、約13%の整備済みでございます。そのうち、現在供用を開始しておる部分といたしましては153.41ヘクタールで、約12.8%の整備済みでございます。認可区域552.94ヘクタールに対しましては、約30%を整備いたしております。また、人口普及率は11.4%となっております。

次に、雨水につきましては、平成7年度末では管路延長の率で申し上げますと、約65%を整備済みでございます。現在、厳しい財政事情で年次計画の立てにくいときではございますが、今後とも低地帯の浸水対策事業の進捗とともに、早期に府道堺阪南線より海側の汚水面整備の完了に努め、またさらに山側への整備の拡大に努めてまいりたいと存じているところでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） まず、空港問題について再度質問をしたいと思うんですが、市長、この間の運輸省の説明が市長自身も納得できるものでなかったという点なんです、私は冒頭、今そこで明らかにしましたように、運輸省の現状だとか問題点ですね、この説明の中を見ますと、何か16万回ということが3点セットの内容として強調されてるんですが、3点

セットそのものは、これは改めて出していただいた資料も含めてこの中で明らかになっておりますように、5キロ沖合に海上空港をつくることによって、海上ルートで26万回の離発着が可能だということ、このことが言われていると。それは1981年——56年であって、その3年後の84年の5月15日に参議院の運輸委員会で、このことで我が党の小笠原委員が、安全だ、安全だと言うけれども、本当に大丈夫なんかということを知ったわけですよ。そういう海上ルートをとれるんか、そして26万回できるんかと。1本の滑走路で16万回だと言うけれど、全体で26万回大丈夫なのかということを知ったときに、先ほど私が言いましたように、当時の平井飛行場部長ですか、たしかあの人は飛行場部長だと思うんですが、この方がニューヨークやサンフランシスコの例を出して、十分可能だということをおっしゃっているんです。

だから、私はそういう点で、今滑走路1本で16万回なんですけど、この関西国際空港自身が26万回可能な空港なんだということをおっしゃっているのは、これは私が一人言うてるんじゃないし、運輸省自身が言うてきたことですから、このことはもちろん市長はお認めになるんでしょうね。そのことをちょっとまづ、前提がはっきりしないといけなないので。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 関西国際空港の全体計画の中では、最大の離発着回数というのは、御指摘のように26万回でございます。ですから、それを前提に当初スタートしておりましたし、3点セットの中身につきましても、26万回を前提にカウントされたというところでございますので、それは御指摘のとおりだということでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 今、関西国際空港の問題を考える上で、後でも若干お聞きしますが、第2期工事にかかわって、第2期は滑走路1本で、横風滑走路を入れると第3期ということになるんでしょうかね、全体構想との兼ね合いでですね。飛行ルートを今現状と問題点という格好で新たにいろいろ出してきているけれども、最初は26万回ということをおっしゃっているわけですから、我々が陸上飛行ルートを認めなかったら、何かもう空港がこれ以上できないんだというふうな錯覚に陥るような言い方をされてきているんでね。



そういう点では、私も納得できないんですが、そういう言い方はないじゃないかと。というのは、この間ビデオなんかも見せていただきましたが、この広い大阪湾に、ビデオの中に出てくる飛行機というのは、まあ言えば、あの大きさでいきますと、泉南市の地域が全部入るような飛行機というような感じですね、あの飛行機の大きさが。それをビデオの中では飛ばすんで、あのビデオを見てると、これも錯覚が起きるんですよ、何か混雑してるように。だから、何かそこにいろんなごまかしがあるように思えて、ただビデオも素直に見れない。ああいうもんで説明されて、仕方がないんだというふうになりますと大変ですから。

私は、運輸省がわずか10年そこそこで大きく予測が狂うというようなことはあり得ないし、そして1兆5,000億円もかけてやってきて、また今度は第1期よりもさらに膨大な費用をかけて第2期工事をやろうというわけですから、たしか去年のこの時期ですね、8月の25日でしたか、24日でしたか、第2期工事についての中間取りまとめというのが発表されたときにも、飛行経路そのものについては、今のような問題点の提起も何もなかったわけですから、それをことし4月からの7次空整第2期工事の中で、まだ地元としては同意してませんが、政府として決定する段階では何もそのことを提起もせずに、決まってからこういう格好で前から問題があったんだというような言い方は、私は非常に運輸省自身が不見識だというふうに思います。

まず、そういう点でこの運輸省の今言っている現状と問題点というのは、いろいろと、言えば資料を彼らなりに使ってやってきますから、私どもは専門家でないだけに十分な知識がないだろうということで、まあ言うたら小ばかにして、この陸上飛行ルートを新聞にどんどん書かして押しつけてくるというようなやり方をされては、それは決して許されることではないというふうに思うんです。そういう点では、それなりに我々も研究はせなげませんけれども、海上ルートをとるということは、関西国際空港建設の当初の原点であったということを私は思うんですが、その点についても3点セットということとのかかわりで、市長に確認できますか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この前の運輸省の説明というのは、非常に何というんですか、説明不足といいますか、十分でない、非常にわかりづらいもので

ございましたので、関空協全体としてもとても理解できるような状況では  
ございませんでした。運輸省は運輸省で専門委員をつくって検討されてい  
るようでございますけれども、我々大阪府を中心とした地元におきまして  
も、何分非常に難しい内容の技術的な問題でございますから、やはり精通  
した独立したそういう専門的な委員さんでもって検討してもらう必要があ  
るのではないかと、こういうようなことになったわけでございます。ただ、  
この前のは、ただ単にそういう現在の関空の悩みを聞いてほしいというこ  
とでございまして、それ以上のことはございませんでしたし、また次の会  
合の日程等も決まっております。そういうような状況でございます。

ご質問のございました、将来いろんなケースが考えられるかというふう  
に思いますが、3点セットとのかかわりで市長としてどうかということだ  
というふうに思いますが、私は従前から申し上げておりますように、  
当初のいわゆる3点セットの考え方というものを堅持していただくという  
ことが、やはり今後においても最重要な問題であるというふうに思ってお  
りますので、これは私どもだけではなくて関空協全員の意見でございます。  
そういうようなことでございますから、その理念のもとに今後——それは  
いろんなケースが出てこようかと思いますが、検討していく必要があると  
いうふうに考えているところでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） ちょっと時間の関係もありますから次に行きたいの  
であります。APECですか、APECだから米軍機がというのも、こ  
れはそういう形で、ずるずると軍用機が乗り入れることが当たり前の一  
ようになってきますと大変なんですね。

ことしの4月の17日にクリントン大統領が来て、橋本首相と会談して  
日米共同宣言を出しましたが、この中で重大なガイドライン等の新たな改  
定が行われて、その中で有事の際にはということで、民間空港や公安や自  
衛隊基地等、米軍が自由に使用できるようなことを話し合われるというん  
ですか、研究されることになってきているようですが、アメリカの太平洋  
軍の「星条旗」という準機関紙に、北朝鮮に核の疑惑が出たときに、これ  
を制裁をするんだということでアメリカの方でいろいろと具体的に想定さ  
れた中身として、あのときにはまだ関西国際空港はそのときの想定の見  
討の課題の中に、94年の研究ですから入ってなかったんですが、しかし成

田空港やそのほか千歳空港とかを封鎖して米軍機が使うというようなことが検討されていたということが報道されておるので、私はそういうことが結局、普段から何だかんだと理屈をつけて勝手に使うというふうなことにされていくと大変だと思うんです。この国際空港が軍事使用されるようなことは絶対あってはならんし、軍用機の出入りそのものについては、やはり厳しいチェックも必要ですし、そういうことはあってはならないということを地元の市町村で明快にしていかないと、どんどんそういう方向で流されてしまうんじゃないかという心配をしておるんですが、この点についての市長の見解も改めてお尋ねしておきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 関西国際空港の軍事使用といいますか、そういうことは当初から全く想定をしておらないことをごさいますて、私自身もそういうことはあってはならないというふうに考えているところでございます。関西国際空港は我々地元合意のもとに、かつ民間活力の導入によりまして、地域地元も参加してつくった空港でございます。そういうことからしましても、そういう有事といいますか、特に軍事的なものに使うということはあってはならないというふうに考えておりますから、全くそういうことは想定もいたしておりませんし、そういうことがあるということであれば、やはり断固として反対していく必要があるというふうに考えておるところでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） それは、先ほど言いましたように、米軍の太平洋軍の準機関紙「星条旗」の中で94年の6月16日付で、札幌、新潟、成田などの主要空港を米軍の作戦のために閉鎖するというシナリオがあったということが報道されておりますので、そういう心配を私もしたわけです。

それで、さらに空港関連で、あと地域整備と財政関係のことで、3点セットの中に示された地域整備の方向で進めていくというふうに松村参事が言われたんですが、私は、政府は例えば絵をかいて、道路——26号線ですか、こういう整備は、これは国道ですから国がやるのは当然ですが、いまだにあっちできてませんけどね。もう開港はしてるんですが、できてないんですよ。例えば、こんな問題もほんとにいろいろと不便を来しますね、實際上。

それから、国の方の整備が非常におくれてると。とにかく空港さえできればえんじじゃないかなというふうに思ってるんですが、地域整備——先ほど下水道部長の方からも報告がありました、普及率、いわゆる人口での普及率を見ると、泉南市が一番低いところから、大阪府下の中でも本当に低い方にあるわけですね。たしか昭和49年のいわゆる答申の時代には、下水道も70%近くの普及ができるんだ、だから埋め立ててもきれいになるんだ、というのがあのときの環境問題での評価案の内容だったと思うんですが、そういう点から見るとおけているわけです。

だから、こういうことがもっと進められるような、政府自身が体制をとってくれないと、だから私は市だけの責任と違うということをはっきり言うてるわけですが、そこらはもっと、逆に言えば、市の責任と違うけれども、黙っていると責任が大きくなるんで、やっぱり強くこのことはもっとやらないかんし、成田のようなかさ上げ法も要求を第2期に合わせて改めて——第2期ということでもう進んできてますからね、地元同意の議会のこともまたあると思うんですが、そのときになってからバタバタ、あれせえこれせえでは話にならんと思うんで、もっと早くそういうことについて市として一定の考え方を示していただきたいなと思うんですよ。議会も本来、ちょうどこういう時期になりましたからそのことを具体化できませんが、そのことについて、埋立同意の議会がもう始まってから、あれせえこれせえて考えたって、これはもう解決のしようがないんでね。事前によく論議をする場を、市の側からいろんな問題のまず基本的な提起をされて、議論をする場を市長みずから、よく議会と両輪のごとくと言うんだったら、私はそういう具体的な提起をする必要があるんじゃないかと思うんですよ。その中にこのかさ上げのことも考えないかと違うかな。

それから、固定資産税等の軽減にかかわるものも、これは市長がこの間努力されて一定の成果があったことは私も認めてるんですが、現行のものはそのままやられっ放しになってるんでね。例えば、代替というんか代償的保障も、考え方としては、空港株式会社もそうですが、ましてや日航やとか全日空、これら合わせて全部で年間今4億ですよ、減免額が、年間ね。こんなことを続けてて、今の泉南市の市財政の現状から、図書館の図書費を3,000万から2,000万にせないかんとか、0-157でいろいろ別な問題起こりましたけども、子供たちのプールを夏に、今ごろ閉めな

いかんとか、いろいろとそういう、市長も市民に痛みを我慢してもらわな  
しょうないとか、3月の議会で言いながら、恐らく市長は政治家としてそ  
んなことは本来考えたくないと思うんですが、そういうふうにせざるを得  
なくなった今の現状から考えたら、僕はもっと言うべきことはちゃんと国  
や府に言うべきだと思うんですよ。

そういう点で、これほどの減税をやって、政府がやるのを見過ごしてて、  
我々は黙ってる必要はないんじゃないか。そういう点では、国の政策的な  
減免は、それは国の責任でやりなさいと。地方自治体は独立してるんです  
から、地方自治体のは、泉南市の固定資産税で政府は企業にいい顔しなく  
ていいわけですから、私はそのことを改めて市長に要望したいんです。

それから、同時に大阪府の貸付金の目的ですね。これは地域整備につい  
ての当時の関係で、大阪府がこういうこともするよ、ああいうこともする  
よと、だからひとつ地元は同意してくれということ saying してきたわけ  
ですから、これもひとつどういうことかはっきりと市長の方で、どういう立場  
でこれを要望するのかということ——貸付金の減免も部長の答弁ありま  
したけれども、はっきり言ってこれで大阪府は今大変、泉南市やなんかに  
金を貸して大もうけをしていると、実態的には。大阪府は6年度決算で5  
6億ですから、泉南市の起債の3分の1近くを大阪府に今頼っているわけ  
ですから、しかも金利が高いのばかりですから、ひとつその点では言う  
必要があるのではないかというふうに思います。

空港関連では大体その程度で、あと時間の関係があるので、あとの問題  
については、時間があればまた最後にお問い合わせをしたいと思います、その点だ  
けさきをお願いします。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の地域整備の問題でございますけども、  
これは現在、第1期の経過、それから進捗度等の精査を各原課に照会をし  
てやらしております。それと同時に、2期対応の地域整備について、それ  
ぞれの部でこれを組み込むべしというもののリストアップをさしております。  
それらをとるあえず一たん全部引き揚げて、整理をさしたいというふ  
うに考えております。2期対応については、そのうちどれとどれとどれを  
市として正式に要求していくのかという問題はありますけども、とにかく  
考えられる範囲のものはすべて上げるようにということで指示を出してお

りまして、その精査と2期対応については、今年度で一定の整理をしたいというふうに考えております。その段階で当然議会の皆様方、また特別委員会もございますので、また御意見をいただく中で、できるだけおくれないうちで取りまとめをしていきたいというふうに思っております。

それから、固定資産税軽減につきましては、第1回目の軽減措置は大変不満な状態でございまして、この前の2期対応については、2市1町相当頑張って大分国の方に譲らしたわけでございますけれども、しかし1期の分については、なお残っている部分がございます。これについては、国の考え方は、できるだけ軽減して早く投資をさせて、結果的に地域にプラスになるようにという考えを持っておるようでございますけれども、私どもはそうではなくて、やはり軽減措置の撤回といえますか、そういうことを要求いたしているところでございますので、今後とも引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

それから、3点目の府貸付金の借りかえの問題につきましては、事務担当を含め、また私も府の総務部長を初めお話をさしていただいて、こういう逆転している金利状況の中で、これの借りかえが市町村にとって非常に大きな財政の軽減になるということを申し上げて、協力を申し出ているわけでございますが、まだ十分な成果を得るに至っておらないわけでございまして、非常に残念なことでございますが、今後ともさらに強く働きかけをしていきたいということでございますので、林議員さんからも何回も御指摘いただいておりますので、その点も十分踏まえて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 林君。

〔林 治君「あと何分ぐらいですか」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 5分。2時55分までです。

23番（林 治君） それじゃ、空港関連のことについて、市長、私はちょうどことしがもう最後の定例会だということなんで、前に埋立同意の議会が11月でしたか、そうすると同じ時期にまたなるんかなと思ったり、いろいろしてるんですが、そういった点とのかかわりで、ちょうど議会で余り論議ができない時期になりはしないかなと。いやそうでないんかどうか、ちょっとその辺の見通しが全然わからないもんですから、もしかわかっておるんなら、ひとつ明らかにしていただきたいし、できたらそれに向

けての対応はできるだけ早くして、一定つついたり返ったりいうことはなしに、これはもう前の経験からいって大変なことですから、そういう点はお願いをしたいし、要請したいんです。

それと、中身のことについては、またこれはさらに国や府へのあれは、この中でも進めていったらどうかと思います。

あと、時間の関係で十分論じられませんが、同和行政の問題ですが、市長は確かに生活環境の向上等については非常に進んできた。私は私なりにいろいろ意見もありますが、進んできた以上のものが今ある面では言われてきておりますし、そういう点と、あと市長が結婚等まだまだ問題があるということも言われました。これは、今ちょっと数字を持ち合わせておりませんが、非常に大きく前進して解決してきてると。まあ言うたら、基本的な解決に来てると。あと何もかも行政の力でやるべき問題じゃないんですよ。例えば、結婚問題というのは両性の合意、憲法にそうなってるんです、両性の合意なんです、今は。昔のように、親が決めてどうやこうやというんじゃないんですよ。

だから、こういう問題を含めて、やはり同和地区と一般地区と地区指定をして、行政自身が垣根をつくって分け隔てするということ自身がそのことをおくらせる原因にもなるんです。今は、全国各地で同和行政終結で新たな出発ということで、終結をする自治体ができきています。最近でも広島県の君田村のほか、近くでは白浜町ですね。各地で同和行政の終結が進んできています。そのためにも同和行政自身、市が終結を行うことによってこそ本当の意味での部落問題の解決を促進することになるんだということについて、改めて申し上げたいと思います。市長の見解があれば、お聞かせ願いたいと思います。

あと、まちづくりの樽井の駅前問題は、ひとつできるだけ早く地元とそういう協議をして、町の声をもっと吸い上げてほしい。

それから、町の中の防災上の観点からということで3点言われましたが、例えばその3点の中にさらにポケットパーク等を含め、ちょっときょうはもう紹介できませんが、よそでは市が一定道路拡張のための予算を広げて、そういうことをみずから進めていくということもされているところも皆あるわけですから、そういう点もひとつお願いをしたいと思うんです。

そういうことで、あと答弁していただければ、よろしくお願いをいたし

ます。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 簡潔にお答え申し上げます。

同和問題につきましては、物的な部分については、御指摘いただきましたように相当改善されてその成果は上がってきておるわけでございますが、一方非物的の分野におきましては、まだなおそういう差別事象が起こっているというのも現状でございますから、今後これらをどういうふうに解消していくかという課題が残っているわけでございますので、終結宣言といふところまでは至らないというふうに考えております。

それから、2点目のまちづくりの問題でございますけれども、特に樽井駅前整備の暫定利用につきましては、我々もその必要性は考えておりますし、今議会でも補正予算を計上させていただいております。執行に当たっては、街づくり協議会あるいは地域の住民の方々、あるいは商工団体の御意見も十分反映した中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

その他、細街路等についても課題を多く抱えておりますので、今後それらの解決に向けての方策を講じてまいりたいと、このように考えております。

議長（島原正嗣君） 以上で林議員の質問を終結いたします。

次に、20番 松本雪美君の質問を許可いたします。松本君。

20番（松本雪美君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の松本雪美でございます。今期最後の第3回定例会に当たり、質問をいたします。

大綱1点目は、まちづくりの問題です。

その1は、ことし5月認可を受けて、スーパーSATY——前の名前ではニチイですけれども、これが建設されておりますけれども、11月には開店だということで、急ピッチに工事が進められています。開店されると大量の車が市街地に流れ込んで、一気に交通混雑、渋滞を引き起こすことが予想されます。住民生活にも影響を与えるのではないかととても心配をしておりますが、この点についてどのように対策をとられたのか、聞かせてください。

その2は、バブルの崩壊とスーパー進出で、組合施行で進めようとしてきた和泉砂川再開発計画ですけれども、今再構築に向けて見直しをしていくという、こういう状況のもとですけれども、事業そのものの採算性を見



通しは立たず、再開発ビルに入るべきキーテナントも決まらない、再開発ビルに住宅が建設されてもその需要は見込めないなどなどの結果が出ており、既に事業計画は破綻したと言えるのではないのでしょうか。今すぐ和泉砂川駅前再開発計画を白紙撤回して、市民が待ち望んでいる便利で安全な住みやすいまちづくりを進めることが何よりも大事なことはないのでしょうか。開発公社で既に見込み済みの用地は市民の憩える公園などの施設に、そして安全対策にと生かすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

大綱 2 点目は、消費者行政についてであります。

泉南市は、消費者の相談が在宅の相談員であったのは平成 6 年度末までで、平成 7 年 4 月からは週 2 回の相談日が設定されて、消費者の相談や苦情処理、そして被害の拡大防止、さらには情報の提供など 1 年半経過した現在、市民の悩みの解決に大きく貢献してきていると言えます。そこで、お尋ねしたいのですが、今日まで受け付けた相談内容と件数などについて御報告をしていただきたいと思えます。

大綱 3 点目は、ごみの問題についてですが、その 1 は、泉南市内の中で放置されたごみの山も清掃課の職員の皆さんの努力で次々に整理されてきました。しかし、まだまだ市内には砂川駅上のロータリーのところのように、常にごみ置き場に変身し、近所の方たちには大変迷惑をかけているところがあります。何とかしてほしいというこうした近所の人たちの声を受けとめて、ごみ置き場から解消していくような、ごみ置き場の禁止をされているところにごみがたくさん放置される、こういうような状況を改めていけるように全力を尽くしていただきたいと思えます。

また、交差点付近の信号待ちのところに、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをさせないなどの取り組みも大事なことだと思います。町をきれいにしていくという意味でも、このような点でもその考え方を聞かしてください。

また、リサイクルできるもの、缶、瓶などを一般ごみにまぜて出していることについては、してはいけないことなどわかりながらも、ついつい邪魔くさくて普通のごみに入れてしまうなど、こういうことでは困ります。市民の皆さんが本当にごみを減量し、そして生かせるものは生かすリサイクルにということで意識を持ってもらえるような啓発についても、市の仕事ではないのでしょうか。

さらに、ごみ収集の量が、人口がふえているのに平成6年より7年の方がわずかであってもリサイクルされる分が減少したことは、問題だと思えます。ごみの減量とリサイクルへの意識を育てる啓発事業の取り組みについてお聞かせください。

大綱4点目は、女性問題についてですが、女性政策を進めるためにも実施計画づくりに取り組まれていると思いますが、特に今何よりも大切なのは、女性が学習する機会をどんどんふやしていくことでもあります。みんなで交流するような機会もふやし、自主的にこうしたいろいろな活動に取り組んでいける女性のグループづくりなど、とても大事なことだと思います。活動の拠点となるような女性センターは、施設の建設を待ってはなかなかできません。既設の建物を利用することや、また貸し事務所を利用することなど、工夫すれば今すぐに女性センター設置ができるのではないだろうかと思えます。その点について、お考え方を示してください。

質問は以上ですが、お答えをいただいてから、再度また自席から質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

**副議長（巴里英一君）** ただいまの松本議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。向井市長。

**市長（向井通彦君）** 私の方から女性センターの設置についての御質問にお答えを申し上げます。

御承知のようにせんなん女性プランは、固定的な性別役割分業意識を見直し、男女共同参画社会を実現するために施策の基本方向を御提示申し上げたものでございます。したがいまして、各重点目標に係る具体的な施策の推進は、実施計画に位置づけられるものでございます。

現在、本市における女性問題の関連施策の実態集約の作業を進めておりまして、今後先般実施いたしました男女平等に関する市民意識調査や先進市の取り組みを踏まえるとともに、関係団体等広く市民の声を拝聴しつつ女性政策の体系化を図り、実施計画の策定に取り組んでまいり所存でございます。

次に、御指摘の女性センター設置の件でございますが、いわゆる女性センターにつきましては、せんなん女性プランの重点目標であります市民の積極的参画と活動拠点の創設におきまして、女性政策推進のための活動拠点の検討という内容で基本的な方向づけをいたしております。

一般的に見まして、活動拠点には学習の拠点、情報の拠点、交流の拠点、相談事業の拠点、人材育成の拠点、就業支援の拠点等の機能が必要となるものと考えております。女性問題の解決には市民自身の主体的な学習、活動、交流等が重要でありますし、本プランをより効果的に推進するためにも活動拠点の創設に向けた検討が必要であり、活動拠点の必要機能の検討等、実施計画策定の中の課題というふうに受けとめさせていただいておりますので、検討をしていきたいというふうに考えております。

御指摘いただきました新設ということだけにとらわれず、既設の建物等でも何か考えられないかという御指摘でございますけれども、いろんな角度から考えていく必要があると。なかなか新設というのは一度にいかない部分もございますので、何か知恵を出す部分があるのかどうかということも含めて検討をする1つの課題であるというふうに思っております。

**副議長（巴里英一君）** 松田事業部参与。

**事業部参与（松田栄一君）** 私の方から松本議員質問のまちづくりについての大型スーパーニチイ建設に伴う交通処理の対応策についてということで、第1点目をお答えさせていただきます。

このことにつきましては、御承知のとおりオープンに向け現在建設を行っているところでございますが、御指摘の交通問題に関する対応につきましては、当該開発により当開発地からの発生交通量が周辺道路に与える影響の検討と考えております。当開発地は、主要幹線国道26号線及び府道泉佐野岩出線、また市道信達樽井線を利用することから、入場及び退場についても3カ所を計画し、分散を図る上からも交通混雑の緩和に努めているものでございます。

また、それぞれの交差点における入退場者数の予測のもとに、関係機関協議を経て、信達樽井線の海側からの進入、泉佐野岩出線の山側からの進入及び海側の退場につきましては、できないこととしております。したがって、信達樽井線の海側方向退場による紀陽銀行の交差点部分の右折レーンの確保が必要となり、検討の結果、35メートルの右折レーンを今回設置し、滞留による交通混雑軽減を図るものでございます。また、府道樽井男里線、泉南岩出線の開通により、通過交通の利便性向上が図られ、現道泉佐野岩出線の道路状況の上から直面する課題としては軽減が図れたものと考えております。

それから、2番目の砂川駅前整備についての御質問についてお答えいたします。

和泉砂川駅前につきましては、本市山側の都市核として位置づけ、市街地再開発事業に取り組んでまいりました。しかしながら、経済情勢の悪化に伴い、事業化案の見直しを余儀なくされ、平成6年度より早期事業化に向けての再構築に取り組んでまいりましたが、いまだに事業の具体的方針を得るには至っておりません。

これまでの検討の中で、区域全体の3.3ヘクタールを一度に整備することは困難であると考えられますので、今後は再開発区域の段階的整備の手法等も検討して、早期に方向性を見出すことに取り組んでまいりたいと考えております。今後も事業環境は厳しい状況が続くと予想されますが、本市山側の都市核である和泉砂川駅前地区の再開発の事業化が活力ある発展のためには重要であると再認識して、地元準備組合とともに推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

それから、消費者行政について、消費者センター設置についてお答えいたします。

消費者相談につきましては、平成7年度より専門相談員による相談を毎週火曜日と金曜日に実施しております。その充実に努めているところでございます。ちなみに、平成7年度においては相談件数は68件、相談事項別では品質、機能に関するもの、契約に関するもの、販売方法に関するものが上位3位を占めている状況でございます。平成8年度は4月からきょうまでの間、約50件の相談がございます。

御質問の消費者センターの設置につきましては、現時点では考えておりませんが、消費者相談について今後の相談件数、内容等の推移、また他市の状況等を調査し、あるいは研究しながらその充実に図ってまいりたいと考えております。センター設置につきましては、今後の課題として取り組みたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 清掃行政について、ごみ収集の苦情処理につ

いてお答えいたします。

ごみ集積場所等における不法投棄ごみ、放置ごみにつきましては、できる限り排出者の調査並びに正しいごみの出し方等を啓発しております。その後のごみの回収につきましても、集積場所付近の迷惑とならないよう対処してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ごみ減量とリサイクルについて、市民啓発についてお答えいたします。

5月30日から6月5日までの「ごみ減量化推進週間」期間中に市役所本館ロビーにおいて、小・中学校生徒によるごみ減量化リサイクルポスター、絵画による啓発、9月1日から9月30日までの「環境美化月間」期間中、市文化ホール展示室において、9月3日から6日までの4日間に「ごみから出まし展」を開催し、日常生活において物を大切に使いごみをつくらないこと、その上でなお出してしまったごみから可能な限り資源を取り出しリサイクルしていくことの重要性を啓発するため、粗大ごみ、電話申し込みによる不燃ごみ、不用品交換ボードによる不成立の品物の中からまだ使用できる品物を清掃課職員一同によりリフォームして市民の方々に提供し、市民啓発に取り組みたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（巴里英一君） 松本議員。

20番（松本雪美君） 最初に読み上げた中の質問では、もうちょっと細かいこともお尋ねしたんですが、お答えなかったんで、再度ここから聞いておきたいと思うんですが、ごみの問題では、ポイ捨てで缶や煙草の吸い殻でいっぱい信号付近があるんですね。いつもすごく気になってますので、こういうことはぜひ泉南市としても、シルバー人材センターの方たちのお力をかりたりしながら、やっぱり町をきれいにしていくという観点で、そんなにたくさんのお金がかかるわけではないですから、少しでもそういうことに取り組んでいかねばならないんじゃないかなと、これは意見として言っておきます。

それから、最近私たちは多賀城市と、それから湯沢市というところに視察に行ったんですけれども、市民へのごみ問題の意識を持っていただくということでの啓発事業が大変進んで参考になったんですけれども、ぜひ泉南市でももっともっとたくさん子供から大人、お年寄りにまでごみ問題

について意識を持っていただけるような啓発事業に取り組んでいただきたいと、こういうふうに思います。

後で、全体で答えていただいたらいいんですが、ごみの収集については、有料化する気は今のところありませんね。当然ありませんね。何だか変な、視察のときに私もびっくりしたんですが、有料化についてとかいう形で視察を委員長が提案されていたようですから、私たちは視察の問題ではそういう提案をしていないのに、行ったところがそうだったので、その辺だけはっきりさしといていただきたいと思います。

それから、あと消費者行政についてですけれども、私は泉佐野市の消費者センターに最近ちょっと寄る機会があったんで行ってきたんですけれども、泉佐野市は平成4年の4月に消費者センターが開設されて、平成3年にはわずか月1回の相談日で20件ほどしかなかったものが、この平成4年4月に開設された時点で、既にもう600件にも及ぶような相談が来て、ことしなんかはもう800件を超えていると、そんな状況になってるらしいです。

泉南もそうでしたね。6年度には1年間にわずか二、三件しかなかった相談が、一気に63件とかいうことで今報告を受けましたけれども、出していただいた資料では、解決契約金といいますか、それを合計したら1,000万円にも達していたということですから、sonだけ市民の皆さんが相談窓口が設置されたことによって随分助けられた、悪質業者なんかにだまされることなく解決をしていただくお手伝いをしていただいたということで、とても喜んでいらっしゃる、そういう状況だと思うんです。だから、消費者センターの設置についても、今後の課題だと、こういうふうにおっしゃいましたけれども、当然早急に取り組まねばならないんじゃないかなと。しかも、市民の皆さんが特に利用しやすい地域でやったら、この泉佐野のようにとても多くの人たちから親しまれて、お買い物に来た人でもちょっと寄って相談をして帰るといような、そういう状況が生まれるのではないかと、そういうふうに思っています。

消費者センター設置についても、余り大きく施設をつくっていかうということでもなくて、泉南市の窓口に消費者コーナーというものを設置して、センターが無理であったとしても、毎日相談を受けられるようなコーナーをつくっていただきたい、こういうふうと思うんですが、その点に

ついてお答えをしていただきたいと思います。

この2点について、さきにお答えをしてください。

副議長（巴里英一君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えいたします。

ごみの有料化については、現状では有料化ということについては考えておりません。

それから、小・中学生の啓発事業でございませうけれども、ごみの集積とか減量、リサイクルについての啓発事業については、ビデオ等とか制作して積極的に啓発をしていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

副議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から消費者行政の関係で再度答弁をさせていただきますと思いますけれども、消費者センターの設置ということでございます。現状は、先ほど参与の方から御説明さしていただきましたように、平成7年度から週2回相談日を設けたということで、かなり数が多く相談件数があったということで、実績としてはかなりあったのではないかなというふうに考えておりますが、我々といましては、現在週2回会議室でやっておるわけです。ですから、プライバシーの問題とか、その辺が懸念されるということで、我々次の段階として、回数をふやすことも大事でございますけれども、どこか部屋がとれないかなというふうに考えております。

先ほど松本議員が言われたように、コーナーでもということでございますけれども、まず回数週2回をもう少しふやすということと、その次の段階としてどこか個室を確保したいというふうに考えております。そういう充実を順次進めていくという状況を我々は今のところ考えているわけでございます。

阪南各市の取り組みでも、泉佐野はセンターを設けておりますけど、堺市も設けておりますけど、あとのところは個室とかブースを設けての相談ということで、内容の充実を図っているところが大きなところでございまして、我々としても専門相談員を設けて実績が上がったということで、もう少しそういう回数の増をまず図って、その次に相談コーナーをどこかで検討したいということで、今後進めたいというふうに考えておりますの

で、御理解をお願いいたします。

副議長（巴里英一君） 松本議員。

20番（松本雪美君） 消費者保護基本法というのが昭和43年に制定されて、おくれればながら泉南市でもやっと7年から消費者相談の窓口を開設することができたということは、とてもよかったなと思っています。それから、平成5年には教育の中でも消費者教育に取り組んでいこうということで、これも提起されて実践されるというような状況にも至ってきていますから、国民の人たちはすべて消費者ですね。お金を使わないと何もできないという、こういう状況ですから、いろんな情報の提供から、それから悪質な販売の押しつけとか、そういうことがもうどんな人にもある話なんです。だから、これはどうしても取り組んでいかねばならない、行政として本当に重点を置いてこれからその消費者相談窓口を拡大する、今よりもっと充実させていくという立場で取り組んでいただきたいと、強く要望しておきます。

それから、ごみの問題では、ちょっと先ほど言い忘れたんですが、砂川駅前ロータリーのところのような、ああいうところがほかにもあると思うんですけども、御近所の方たちとも相談したり、皆さんで頭をそろえて、ああいうところがそういうごみの山にならないような、市民の目に触れるところがごみの山にならないように、ぜひこれは町を美しくするという観点で意識を持ってしっかりと取り組んでいていただきたいと、これは強くお願いしておきます。

次に、砂川駅前問題ですけれども、砂川駅前については、先ほども述べましたように、御報告もありましたけれども、計画の見直しをされていると、そういう状況ですけれども、私たちは現実にはもう砂川の駅前再開発事業はあり得ない話だと、こういうふうに見てるんですね。だから、現在ある買収した用地についての利用方法、これを考えていくということがまず第一やと思うんですね。

特に、公園なんかをつくれるような場所があるんじゃないかと。子供たちの遊べるような憩える場所——買収した用地の中でね。それから、和泉砂川駅前の朝送ってこられる自動車、バスで通勤客が来られる、そういうときのバスのターン帯、それから和泉砂川駅の踏切の改善、特に信達小学校のPTA、先生一同から、子供たちの踏切を渡るときの横断については



危険であるから、何とか踏切の改善をしてほしいという強い要望も出ていると思うんですが、こういう状況を改善してこそ、ほんとのまちづくりやと思うんですね。

再開発の中で皆さんが計画されてきたものは、本当に私たち一般市民からは手の届かないような大変な事業計画だったと。総額では630億円にも達するようなものだったということで、どでかいビルを建てて、その中で大きなお店を、キーテナントを入れて、専門店を入れて、住宅を建ててとか、そういうことを計画されてきたんですけども、こんなんはほんとに今の時点ではもう破綻したそのものでありますね。だから、私が今述べたような形で、この砂川駅前の整備について重点的に取り組んでいただきたい、こう思います。

それから、砂川の駅の方へ来てる砂川樫井線ですね、一丘団地の方へ抜けてくる。この道路の問題でも、もう二十数年ですか、経過をしているにもかかわらず——昭和48年に都市計画決定してますね。この間、今日までこれが利用できるような状況になっていないと。交通が結局、車で来る山手の人たちを流していく道路ができないということで、空港関連事業でつくったりんくうタウンへの道路やったら、もう本当に単年度で一気に50億以上もつぎ込んで道路をつくったわけですけど、市民の生活の中で一番大切な道路計画がこれだけ放置されてきたということは、これは市の怠慢ですわ。この点について、和泉砂川駅前の整備と同時に、こういう問題、今すぐ取り組まんといかん問題として、お考え方を示していただきたいと思います。

副議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 松本議員の方から2点ほど御指摘があったわけですが、ございますけれども、まず和泉砂川の駅前でございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、現在再構築について準備組合と協議中ではございます。それにつきましては、できるだけ早い段階で、3.3ヘクタール全部ではなく規模を縮小してでも、我々としてはその方向で準備組合と今後とも協議していきたいというふうに考えております。その話し合いの状況の中で、少し時間がかかるということではございましたら、当然先行買収用地が遊休としてございますので、将来的にはその用地につきまして、再開発に影響がない形で地域の方々に利用していただけるような考え方という

のをまとめなければならないというふうに認識をいたしておるところでございます。

それと、砂川樫井線でございますけれども、議員御指摘のように昭和48年に都市計画決定をいたしまして、昭和50年から事業を行っております。現在の状況といたしましては、用地買収率が89.6%、それと一部一丘団地の区間につきましては、暫定供用を行っておりますところでございます。

その後の進捗でございますけれども、懸案でございました工場につきましてもお話し合いが進んでおるということで、権利者の方が前向きに協力するというので申し出をいただいておりますので、現在話し合いを継続中でございますし、今年度債務負担で予算をいただいております。また、今回の議会の補正予算においても、直接買収分も予算計上させていただいております。

今後、その懸案の用地買収、2件ほど残っておりますけれども、それについて精力的に解決するというふうに考えておりますし、以前から協議をいたしておりました尋春橋につきましても、JRと基本的な協議が調っておりますので、高さ等のクリアランス、その辺もすべて解決をいたしておりますので、その周辺の道路についても今後詳細設定の詰めを行って行って、事業に着手できるような形に取り組みたいというふうに考えております。長いこと事業がかかっておりますけれども、前が見えてきたという状況になってきておりますので、あとしばらく御辛抱いただけたら供用開始まで持っていけるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（巴里英一君） 松本議員。

20番（松本雪美君） 話し合いが長いことかかるようであれば、当然遊休地利用についても考え方をまとめねばならないと、こういうことですね。しかし、市民は待てられない状況なんです。もう今にも自動車がぶち当たるのではないかと思うようなことを何度も目の当たりにしてるんですね、私たち。和泉砂川駅で朝早くから私たちも仕事をさしてもらっております。市民の皆さんに議会の報告を配ったりしながら、そういう事態を目の当たりにしてるんですわ。

今、一番先にやらなあかんのは、樽井の駅のような形でバスが入って行ってターンをして出てくる場所、そういうものをまず一番につくるべきで

はないですか。そして、広い面積で買収をしているような地域については、子供たちが遊べるような、きちっと整地された中で、緑の植木を見ながらちょっとしたお散歩の休憩の場所にでもなるような、きれいなヒマワリの花でも咲いてるような、そういう公園づくり、そういうことに取り組んでいただきたい。今、本当にあれですよ、ほったらかされている遊休地というのは、コンクリのがらと、それからセイタカアワダチソウの草でぼうぼうですわ。それこそ虫で虫でたまらないと言って、近所の方から先日も草刈り早くしなさいということで、近所の方の苦情を届けたところですね。

それと、和泉砂川駅も子供たちが自動車の合間を縫って——別の歩道がついてるわけですけどね。しかし、そこは単車が通ったりとかもしますから、なかなか朝の大変な時期に、通学の帰りの大変なときに、ちゃんとした歩道もセットされていない、そんな状況で何とか別の子供たちが通れるような場所、横断の箇所をあと1本設けねばならないんじゃないかなと。地下道を掘ったりとかいうようなことも1つは方法だとも思うんですけども。そういう点で、早急に取り組むべきこととして、強く声を上げさせていただいてるんですから、そういう受けとめ方をさせていただいた答弁をしてください。

副議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 再度の御質問でございますので、お答えをさせていただきます。

和泉砂川駅前につきましては、先ほど松本議員言われましたように、交通の混雑をしているというのは私も承知をいたしております。ただ、踏切の幅が狭い。それは当然かなり以前、20年前の拡幅だと思いますけれども、その当時のいきさつからいきますと、駅構内の踏切ということで、かなり条件が厳しかったというふうに我々も記憶をいたしておるわけでございます。今回、駅前再開発の絡みで、その踏切についても改善はしなけりゃならないというふうに認識はいたしておりますけれども、現在再開発の再構築に取り組んでいるという状況の中でございますので、その辺の方向づけが決まれば、当然JRとも協議をしていかなければならないというふうに考えております。

それと、バスのターンということが出てきたわけでございますけれども、駅前に再開発用地として買収しているところの敷地というのはかなり細長

いところをごさいますして、乗用車自身も切り返さなければ入れないような敷地をごさいますので、現実には大型バスが入ってターンできるかどうかという問題点もごさいます。それは、今後課題として取り組まなければならないのではないかとこのうふうに考ております。空地がここ以外に、あと海側は段差ができて下が道路になっておりますし、JR側は線路がごさいますんで、うまく利用できるかどうかというのはなかなか難しいと思ます。これはJR等との協議が必要ではないかと思ますんで、今後の課題として我々としては取り組ましていただきたいと思ます。

以上です。

副議長（巴里英一君） 松本議員。

20番（松本雪美君） 線路があってできないということは、ちょっと考てられないですね。もともと買収されたところは細長いんですが、買収できない土地というのは、まだまだ同じぐらいのスペースで残ってますから、せめてターンをするところぐらいは、また加えて買収すればいいことですから、JRとはそういう状況をしっかりとらえて交渉に当たられたらいいんではないですか。

それから、二十数年前に駅前の踏切が拡幅されたと、こういうことですがけれども、二十数年前だからその後たくさん住宅が張りついて、この踏切の利用者はどんどんふえておると。そういう状況だからこそ、今やらねばならない、すぐにやらねばならない踏切の改善ですね。

それと、再開発ができないということであれば、代替地も今すぐに要るわけではないんですから、当然使っていないこの草とがらのコンクリートの破片の遊休地は、もっと整備をすれば、せめて子供たちがキャッチボールするぐらいの広場はつくれるんじゃないかなと、そういうふうにお思ますよ。もう一度答えてください。

副議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） まず、1点目のJRの用地でごさいますけれども、清算事業団から譲渡を受けたのは、市が先行買収いたしておます細い部分でごさいます。それ以外は、JRの鉄道敷として今後とも利用するということ、その部分しか譲渡は受けられておられませんので、追加買収できるかどうかというのは若干疑問ではないかとこのうふうに考ております。あと利用できるかどうか、その辺の土地も利用できるかどうかの協議は、

今後やる必要があるのではないかというふうに考えておりますけれども、簡単には買収はなかなかできないのではないかというふうに考えております。

それと、踏切の拡幅でございますが、当然我々道路を管理する者として、今後それは取り組まなければならない課題であるというふうに我々認識いたしておりますし、歩行者の安全を守るという意味からも、これは取り組んでいく考え方は持っておりますので、今後協議はさせていただきたいというふうに考えております。

それと、代替地を今すぐ利用する必要がないので子供たちの遊び場をとということでございますが、当然再開発事業の関係で買収をいたしておりますので、準備組合の方の機運が低下しないという状況の中でないと、その辺の代替用地の利用というのはなかなか難しいのではないかというふうに考えておりますので、今後再開発の再構築の話し合いを進めていく中で、状況を見た中でその辺の利用についても検討していくという考え方でございます。

以上です。

副議長（巴里英一君） 松本議員。

20番（松本雪美君） 草ぼうぼうで、何ていうのかな、針金でへ切りをして、みんな入れないようにというようなことでほったらかしてる用地というのは、余りにも見苦しいですよ。だから、そういうことも含めてこのような土地がちゃんと整備をされて、もうちょっと見やすくなるように、ちょっとでも片づければ、それこそ広場になるんですからね。そういう利用の仕方もあるんじゃないですか。それは言うときます。

それから、次はSATYの建設ですね、それについての交通の自動車の動態について、先ほどから御質問させていただいたところですがけれども、何か説明を聞いたときにはよくわからない、多分聞いてた人もよくわからないと思うんですけれども、もう一度ちょっとおさらいで言いますから。

まず、緑地帯のある国道の側道は、出口と入り口が1つずつできると。それから、和泉砂川駅の方へ行く信達樽井線は、入る方は和泉砂川駅から来た左折だけ、そして出るのは両方に出ることができると。それから、樽井の駅に突き当たるこの府道泉佐野岩出線、これについては入り口は樽井の方から、国道側から来て、丸益繊維のところを左に曲がる、左折ができ

ます。そして、JRの踏切側から大阪の方を向いて来る車は入れません。そして、当然この駐車場から出てきますと、丸益繊維の方からは右折ができないで、和歌山側、岩出側に左折ができる。こういう動態図をいただきました。

それを基本にちょっと考えていただきたいんですけど、これは業者に駐車場入場退場計画というのを調査させた結果として、私も資料を請求したら報告を受けました。で、いただきました。それを見せていただいたら、あなたたちは、これを担当した方はこれを見て、流入計画図、入場退場計画図を見て、ちゃんと合っていましたか。私が今説明をしたのと同じでしたか、この計画図。どうですか。時間がないですから、早く教えてくださいね。

副議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 流入計画図でございますけれども、第二阪和国道の方からは大阪側からの入り口1カ所、それと出口が和歌山側に1カ所、それと泉佐野岩出線につきましては、先ほど言われました丸益繊維のところで海側から入ってきたのがイン、それから牧野側に出るのがアウト、それと信達樽井線、泉南郵便局の上でございますけれども、砂川駅から来たのがイン、それとアウトは両方にアウト、そういうことで計画をいたしております。

副議長（巴里英一君） 松本議員。

20番（松本雪美君） そうでしょう。そういうふう聞いてますよ。しかし、業者が出してきたものは、泉南市役所側からも左折をしてSATYに入っていくという計画図と、時間帯別入退場台数の休日と平日の推定台数がここに書かれてるんですよ。私が見せていただいた限りでは、そういうことになってます。だから、あなたたちは、このSATYが建設されることによって起こってくる自動車の市街地への進入、そして市民の皆さんに大変迷惑のかかる市街地での渋滞や混雑が起こる、このことを真剣に考えられた結果、こういう動態図を出しなさいと言って出さしたとは思えないんですよ。出てきた結果が間違っていれば、あなたたちのやったことは一体何でしたか。間違ってますよ。

それとあと、計算しますと、スーパーへ来る時間帯というのは、大体朝10時に開店されると、どんどん買い物客がふえて、一番多くなるのは、

ここにも出てますけれども、大体2時とか、3時、4時、そのくらいが一番多くなるんですね。その時点で、このSATYのために駐車場が整備されておりますけれども、この駐車場の台数は、もちろん開発指導要綱に基づいて出された台数を当然設置してると、そういうふうに正しい数として私は理解したとして、ニチイでは995台の駐車場が設置される予定になっていると、こういうことですが、大体1時間の間に、休日ですけども、一番多いときで199台、樽井の方から向いて丸益繊維のところから入る車の量が199台にもなるんです、一番多い3時から4時の間ね。1時間で199台といいますと、1分間に3台の車がここへ流入すると、こういうことですね。

そのほかの部分でも、皆同じように計数で台数を出しておられるんですけど、こういう状況が泉佐野岩出線のところと信達樽井線の入り口で起こるわけですね。そうすると、一般市民としては、たとえ日曜であろうが平日であろうが、ここを通行する人がいるわけですから、ここで車が渋滞して、どんどん信号の待ち時間プラス渋滞の待ち時間に巻き込まれてしまうと。こういう解決をするためにどんな努力をされたんだろうかと聞きたくなりますよね。いかがですか。先ほどの間違い数字もありますから、両方お答えください。

**副議長（巴里英一君）** 中谷事業部長。

**事業部長（中谷 弘君）** 先ほどの間違いという御指摘でございますけれども、これは修正されておらないんですけど、最初に開発業者から信達樽井線で海側からも入るという考え方で案をつくってきたんですけど、交通警察の方でそれはだめだということで、先ほど言いました流入系統図になったわけでございます。ですから、最終的に交通警察と協議をした中で入り口が変わったということでございますので、御報告をさせていただきますと思います。

それと、交通渋滞が起こるので、どのような努力をしたかということでございますけれども、この開発につきましては、当開発地からの発生交通量が周辺道路に与える影響の検討をいたしております。これについては、3カ所の車の入退場交差点を計画しております。処理の検討は今申し上げた状況でございますけれども、あとニチイからの入退場者数、それから前面道路の設計交通容量及びピーク時間帯の混雑度と飽和度等の検討を業者

で行って、それを市の方でチェックいたしております。検討の分析手法は、道路構造令に示されております確定した手法による影響評価と、交通工学に基づいたシミュレーションに基づいてのものでございます。そんな中では、交通混雑は行われたいということで結論が出ております。

それで、信達樽井線の第二阪和国道との交差部分、これが一番懸念されるところでございますけれども、紀陽銀行のところでございますけれども、これではシミュレーションでの結果として、ピーク時の飽和度が0.83ということで容量的にはクリアしておりますけれども、一時的に混雑する可能性が残っておるといいう状況であります。

そのような状況で、今回開発者に暫定断面でございますけれども、紀陽銀行の山側に右折レーンを設けさず指導を行っております。現在、工事中でございますけれども、その右折レーンが滞留長20と15、合計35メートルでございますので、車両間隔1台6メートルといたしましてその台数が確保されるということで、シミュレーションで検討結果を得ております。そういうことで、我々としては交通混雑の起こらないようにということで、開発業者を指導いたしておるところでございます。

〔松本雪美君「もういいですよ。あとまた言いますわ」と呼ぶ〕

副議長（巴里英一君） 松本議員。

20番（松本雪美君） 資料を請求したら、間違えた資料を出すんですか、あんたらは。失礼ですね。訂正されたら、訂正されたという資料を出さなアカんのと違いませんか。そんなあほな話ないでしょう。私は真面目に考えて、これ一生懸命ね、一体どないなるんかと、市民の皆さんが大変な交通渋滞に巻き込まれないようにと思って、一生懸命考えてるんですよ。そうでしょう。

そうすると、例えば泉佐野岩出線の岩出の方から丸益繊維の方に向いて、丸益繊維の入り口から入るといいうことはできないわけですから、ここから来る車の入り口といいうのはなくなってしまうということもあって、私はひょっとすれば、北村材木店のところから農道があるんですけども、この農道を使って信達樽井線に出るんじゃないかなという不安とか、それから私とこの家の前を歩いてライフへ行く——一方通行の道ですから、片っ方は一方通行ですから、うちの前を通らねばなりませんから、またここへ入ってくるんじゃないかということで、大変交通の量がふえるんじゃないか



と懸念されるんですが、まず農道にこういう買い物客の車が通るということがあっては、農家の人に迷惑がかかりますね。

それから、もう1つは、信達小学校の子供たちの通学道路にも、ひょっとしたら混雑を避けて細いところに入って、鳴滝の方へ抜けるあの道の方へ逃げていくような状況ができるんじゃないかと。そうすると、平日でしたら子供たちの帰宅時間帯にもかかりますから、ちょっとその辺では心配ですから、その辺の懸念はどのような対策を講じられるのか。

それから、もう1つは、SATYのこのスーパーの正門になるんでしょうか、野田鉦油、郵便局側の方から入っていく道路は、農道と平面交差するんですね。だから、その平面交差の部分で、農道にまた逃げ出す車も出るんじゃないかと思えますね。だから、その辺での対策。それから、駐車場と農道とが隣接するような地域もありますから、そういうところでは駐車した車が農道にはみ出ないような対策、そういうことも考えねばならないことだと思うんですね。

今言いましたように、何点か注意をせねばならない状況があるんですけども、その中でそういうことを注意するにつけても、何が重要かといいますと、交通指導員、ちゃんと自動車の往来をさばくような人たちがきっちと毎日、開店をしている間じゅうはその人たちが立って、交通指導員が車を誘導していくということが一番大事なことで出てくると思うんですね。だから、スーパーへの進入、退場について必要な進入路の道路での交通指導員、農道なんかと平面交差するところの指導員、場内の指導員、そういうことを含めていろいろ問題提起さしてもらいましたが、その対策と、それからそういう指導員の配置について、どれくらいの数を見込んでおられるのでしょうか。

**副議長（巴里英一君）** もう時間が来ておりますので、端的に答弁願います。  
中谷事業部長。

**事業部長（中谷 弘君）** 先ほどの資料の問題につきまして御迷惑をおかけいたしました、おわびを申し上げておきます。改めて訂正した分を後ほどでございますけれども、担当課から配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

松本議員の言われておる一番懸念される細街路への流入ということでございますけれども、我々といたしましては、開発者並びにスーパーの出店

者に対しましては、開店早々はやはり道路事情の詳しくない方が来られるということで、十分その辺の進入路系統についてはPRしなさいということは指導を行っておりますし、今後も行うつもりでございます。

それと、当然主要交差点、また言われました農道の平面交差部分ですね。そこにはガードマンを設置するよということの指導は、引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

それと、農道と平面交差部分で駐車場から農道へ車が出る懸念でございますけれども、これは担当から聞いております限り、今度新設する進入路以外に出入り口は設けないということで、農道への駐車場からの直接出入り口は設けないというふうに確認をいたしておりますので、御報告をさせていただきますと思います。

**副議長（巴里英一君）** 以上で松本議員の質問を終結いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

4時30分まで休憩いたします。

午後3時57分 休憩

午後4時36分 再開

**議長（島原正嗣君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、26番 真砂 満君の質問を許可いたします。真砂君。

**26番（真砂 満君）** 真砂 満でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、今期最後の9月定例会での一般質問を行ってまいります。

さて、議会議員としてこの場に立たせていただきはや4年が経過し、この間、先輩議員を初め理事者の皆様方の御指導と御協力のおかげをもちまして、こうして無事に4年が過ぎようとしています。私は、当初から市民の小さな声を市政に反映をしていくことを政治の柱として、今日まで議会内外で活動をさせていただきました。地方分権を初めとする人権、福祉、環境、教育、平和等々の諸課題について市民の立場に立った、市民の視線の政治を今後も継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。では、選挙前の議会であるということも十分に配慮をさせていただきます、住宅問題に限って質問をしてまいります。

私は、この4年間さまざまな問題について、さきにも述べましたように議会内外で質問や要望をしてまいったわけではありますが、それぞれすべてが十分に満足できるものではないにしろ、一定の前進や成果があったもの

と思っておりますが、残念ながらこの住宅の問題については、自分自身の中でどうしてもすっきりしない課題であります。これまでも発言してまいっておりますが、改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、その1点目は、なぜこれまで住宅政策が十分にされてこられなかったのか。

2点目は、住宅払い下げ問題を行政としてどのようにこれまで位置づけて行政遂行をされてこられたのか。

3点目として、行政の継続と変更はどのような手続を経るべきなのか。

4点目、行政の長である首長の約束の重みとは一体何なのか。

5つ目、同じ政策を受ける権利を持つ市民の方々の公平、平等とは一体何なのか。

最後に、6つ目として、国や府の上級機関と我が市の関係、すなわち補助起債との関係にある許可や承認事項が本来市が単独で判断しなければならないこともできないという、このような状況をどう考えるのか等々について、泉南市としてどのような御見解をお持ちなのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

以上、極めて簡単ではございますが、壇上からの質問とさせていただきます。再質問は自席から行いますので、よろしくお願い申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** ただいまの真砂議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

**市長（向井通彦君）** 私に関することについて御答弁申し上げます。

行政の継続性と変更ということでございますが、基本的には直近の行政は継続するというのが基本的なスタンスだというふうに思っております。ただし、市長選挙というのは、選挙でそれぞれが公約を出して争うわけにありますから、それは当然違う公約というのがあり得るわけにありますから、それはその市民の支持を得て当選した方の公約の実現に変更があっても構わないというふうに思っております。ただし、十分その趣旨なり説明をして、御理解いただくというのが基本だというふうには思っております。

それから、首長の約束したことの重みということでございますけれども、これも私もこの前からいろいろ再度調べてはあったわけでございますが、私は平成6年5月に就任をさしていただいたわけでありまして、通常市長等がかわりますと、当然引き継ぎ文書というのがあるわけですね、前

任者からの。私の場合は、前市長の平島さんが亡くなっておられましたから、当時の職務代理者から引き継ぎを受けたわけでございます。これは平成6年の5月の27日に受けておりますが、その書類の中での住宅の問題ということにつきましては、従前からの3団地プラス1団地、長山がございましたけれども、4団地について建てかえ事業を行うという引き継ぎでございました。そういう意味からすると、そういう継続といえますか、引き継ぎを受けたということでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。ほかにつきましては、担当部局より御答弁を申し上げます。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） まず、1点目のこれまでの住宅政策についてでございますけれども、泉南市では、町時代でございますけれども、まず住宅政策として、昭和28年から昭和29年にかけて木造住宅を建設いたしております。現在、市として持っている住宅のみについての御説明でございますけれども、その後、昭和40年に簡易耐火の長山住宅を建設いたしております。その後、40年から49年にかけて、前畑住宅並びに宮本住宅——同和向け住宅でございますけれども、その建設を行っているところでございます。それと、現在では登録事業の残りということで、一部屋増築並びに老人向け住宅について建設中でございます。

今後の住宅政策といたしましては、過去に計画をいたしました住宅の再生マスタープランに基づきまして、老朽木造住宅や簡易耐火の住宅につきましても建てかえについて、今後とも入居者の方々の御了解を求めながら推進してまいりたいというふうには現在考えておりますけれども、若干入居者の方々からの払い下げ問題もございまして、現在その事業がとまっている状況でございます。

それと、払い下げの関係でございますけれども、過去の住宅につきましては、13団地のうち10団地について、建設省の方の認可がおりたということで払い下げを実施いたしておりますけれども、3団地については、大阪府の方の現地調査に基づいて認可がおりなかったということになっております。それを府の方が建設省と協議した中で認可がおりていないという状況でございます。

その後、入居者の方々からも払い下げの要望について、いろいろとお聞

かせをいただいたわけでございますけれども、市といたしましても昨年の7月に一定の方向づけを出すということで、建てかえを推進していくということの方向づけで入居者の方々に御説明をさしていただいております。その後、ことしに入りまして、2月に抗議文が提出をされておりますけれども、市といたしましても現状の公営住宅のニーズやストック数及び住環境の整備などを踏まえた上での判断といたしまして、払い下げは行わないという結論づけを再度お答えをさしていただいたところでございます。その方針のもとに、現在も入居者の方々に御理解を賜るべく協議に努めているところでございます。

しかしながら、入居者の方々からは白紙撤回や一時凍結等の御意見もございまして、建てかえについては十分な御理解は得られておりませんけれども、マスタープランのお話をさせていただきたく、その中でいろいろお話を今後とも聞かしていただきたいということで、今後とも入居者の方々へのアプローチについて努力をしていきたいというふうに考えております。

それと、補助起債との関係で市で判断できないのかということでございますけれども、以前払い下げをしたときもそうでございますけれども、認可がないということの中での判断ということで、当然払い下げにつきましては大阪府経由で建設省協議という形になろうかと思っておりますので、その手続は崩されないのではないかとこのように我々は考えております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） （続）失礼をいたしました。今、真砂議員からの質問で1点答弁漏れがございましたので、改めて答弁をさせていただきたいと思いますが、同じ政策を受ける公平、平等ということの御質問でございます。

先ほど市長からも答弁がございましたけれども、行政の継続の問題等がございまして、長がかわれば公約が違ふということの中で政策が変わったということで、入居者の方々との話し合いの中でも、市長として大変つらい判断をしていただいたんではないかとこのように考えております。ということで、許可のおりた方については払い下げはできたわけでございますけれども、現段階では3団地について払い下げができておらないというのが実情でございます。

今後は、当然行政としては、公平、平等ということは頭の中に置いてやらなければならないわけでございますけれども、3団地につきましては払い下げができないということの中で、今後どのようにして入居者の方々に御理解を得るかということの中で、我々としても十分話し合いをさせていただいた中で、努力していけるものは努力していくという考え方で進んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 真砂君。

26番（真砂 満君） それでは、自席の方から再質問をさせていただきます。

私も選挙は強くないので最後の質問になるかもわかりませんので、同じことの繰り返しになる点は多々あるかというふうに思いますが、その点についてはひとつ冒頭御容赦を願いたいというふうに思います。

まず、今回は6点にわたって質問をさせていただいておりますので、項目を追って質問させていただきますが、まず1点、住宅政策がこれまで余りにもないのはいかがでしょうかということで、これも今まで随分と発言をさせていただきました。今、御答弁にもありますように、長山住宅は確かに昭和40年代に建てられておりますけれども、それ以外は同和向け住宅でございますから、一般住宅としての施策というものはなかったかというふうに思います。当然、府営や公団、その他の住宅供給もございますから、その時代時代、市営住宅としての建設そのものが必要であったのかどうか、そういった点は割り引かなくてはならないかなというふうに思います。

しかし、問題は、ただ物を建てれば、それで住宅としての政策が行政として終わったわけでもございませんから、補修や改修等々も含めた住宅政策というものが当然求められてきたわけだというふうに思いますが、そのことも今から振り返ってみますと、余りにもなかったのではないのかなという気がいたします。そういった意味での住宅政策はどうであったのか、改めてお聞かせをいただきたい。

それと、そういったことがあるから、当然今回のマスタープランというものが出てきたかというふうに思います。これも既に私の方も見解を述べさせていただいておりますけれども、私は当初からこの過去の経過といいますと、この払い下げ問題があったのかどうか、私自身議員になってから初めてわかったわけでありまして、議員になってすぐマスタープランの案

が議会として出てきたときには、もろ手を挙げて私はマスタープランに賛成をいたしました。当然ですよ。今の住宅政策が余りにも貧弱であるから、戸数をふやしていく、住民福祉としての住宅政策をしていくんだということについては、私も賛成だということでマスタープランについては賛成をさしていただいたわけです。

ただ、その後、住民の皆さん方から、いや、ちょっと待ってくださいよ、過去にはこういう経過があったんですよということを改めて示されて、これはおかしいんじゃないかということで、今約1年ほど前からこの議会で追及をさしていただいております。この25名の議員さんの中で、そういった過去の歴史を知っている議員さんというのは、ほんの一握りでしかないかというふうに思います。そういった意味では、市長初め理事者の皆さん方が、マスタープランについては議会の中で承認をされているんだということをよく前面に出して言われるわけではありますが、それであるならば、そういった過去の経過も含めて、やはり市民の代表である我々に説明をしていただかなくてはならないのではないのかなというふうに思いますし、当然今の住宅の担当である事業部長ですら、過去の経過については全く承知をしていなかったということを明らかにされているわけでもあります。そういった施策を遂行する側の行政の皆さん方すら、マスタープランを計画するときそういった過去の経過を知らずして進めていると。このことについて問題がないのかどうか、現時点での行政の御判断をいただきたいなというふうに思います。

それと、払い下げに関しての行政のこれまでの位置づけですよ。確かに今、向井市長の方から、行政の継続は直近の首長の継続であると。当然そうであろうというふうに思います。ただ、これまでほんとに行政として、今残されている3団地そのものが払い下げで進めてきたのかどうか。進めてきたのであれば、そういったいろんな面で、例えば補修であるとかそういったもんも含めてその形でしてるわけですから、きちっと継続をしていかなければならない。前任の前市長のお考え方もあったかというふうに思いますけれども、逆にそういった政策の——政策は変更できると思うんですよ。当然です。今、向井市長がおっしゃられたとおりでございますから、そのことについて一切異議を唱えるつもりは毛頭ございません。ただ、変更するならば、するなりの説明を住民の皆さん方にきちっとすべきである

と、このことも前々から言うてきてるわけでありましてけれども、そのことが本当になされたのかどうか甚だ疑問でありますから、そういう説明があったのかどうか、改めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、公平、平等の問題でございますが、最後に中谷部長の方からおっしゃられましたけども、このことを行政の継続性と絡めて言われると非常に困るわけであります。払い下げを許可する時点で、もう既に不平等が生じるという時点がわかっているわけですね。その時点で公平、平等ということを経営としてどう考えるんやということが大事ではないのかなというふうに思います。とりあえずその点についてのお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 過去の経過の中で払い下げの問題があったのかどうかということでございますけれども、私も平島市長の時代になってから土木建築課長という職についておりますので、それ以前のことについては詳しくはわからないわけでございます。ただ、議事録等を見ての御説明しできないわけでございますけれども、その中では稲留市長の時代については、払い下げについての話はしている部分も見られるというふうに我々確認いたしておりますけれども、平島市長の時代になってからは、第1段階としては、払い下げは進めていないというような答弁が61年でございますし、その後住民との話し合いの中で払い下げの要望等出ておりますけれども、あと作業を進められておらなかったという経過もございます。それと、平成元年には市営住宅については基本的には払い下げはしないが、建てかえの予定もないということで、改修について調査、鋭意実施していきたいという答弁も行っております。

そのような中で、我々としても現木造住宅についてどうするかということの中で、マスタープランをつくるまででございますけれども、老朽している屋根等の改修ということについて、維持管理について、我々としても努力をしてきたところでございます。ただ、現段階では木造住宅の中でも1カ所しか屋根改修はできておりませんが、その後マスタープランという形が出てきましたので、現在まであとの部分についてはとまっているというのが実情でございます。

それと、政策が変われば住民への説明ということでございますけれども、



以前からも御答弁をさしていただいておりますように、これはあくまでも実施計画ではなしにプランでございますから、マスタープランをつくった後、住民さんへの説明をということでお話をさしていただいております。現実にはそういう過去の経過も十分調査なりした中で、念を入れて行うのが一番いい方法ではなかったかというふうに、今そのように考えておるところでございます。今後とも入居者の方々には、十分説明をしていく必要があるというふうに認識をいたしております。

それと、公平、公正の問題でございますけれども、当然先ほど答弁さしていただきましたように、公平、公正というのが行政の基本的な考え方であるというふうに我々は認識いたしておりますけれども、この払い下げ問題に関しましては、払い下げを受けられた方と受けられなかった方という問題が出てきているわけでございますけれども、この部分に払い下げを受けられない方、3団地の方々については、今後十分意見を聞かしてもらった中で、どのような住宅施策が展開できるかということについて、我々としても努力したいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 質問の内容と若干違うことがありますから、それはまた後でするにしても、まず1点目から、簡単な方からいきます。

平島市長時代は別としても、それ以前のときですけれども、それまでは行政は確かに払い下げの方針であったことは、今の執行機関の方々には認められるわけですね。その辺はどうなんですか。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほど答弁をいたしましたように、まず浅羽市長時代に10団地払い下げを行っております。その後、稲留市長にかわっておるわけでございますけれども、私ごとでございますが、稲留市長時代にこの住宅問題についての仕事に直接携わっておったわけではないわけでございますけれども、議事録等の確認の中では、払い下げの方向でということが確認をされるというのが事実でございます。

議長（島原正嗣君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 議事録でどうのこうのということも1つの調査の方法としてよくわかります。ただ、非常に情けないなと思うのは、行政マン——皆さん若いときから入職されて定年まで行くわけですが、人事異動で

それぞれの部署に異動はされるというふうには思いますけれども、部署がかわればわからないというのが非常に情けないなど。同じ庁内でおられる方がたくさんおられて、そのときに担当されてた方もおられるわけですから、そういった生き字引的な職員の存在というものがあってしかるべきではないのかなというふうに考えております。

そういったことで、今はっきりとした、払い下げ方針で今日まで来られてきたというふうな御答弁はなかったわけですが、これは前回どなたかの議員さんだっただと思います、質問されておられましたけれども、これまで住民さんからいろいろお話を伺ってましてわかったことなんですが、行政はこれまで住民さんに対してははっきり言ってますよね。あなた方に払い下げするんですから、補修は全部あんたらがやってくださいよということも言うてますよね。そのことをだれかまた確認できる人があれば、お答えいただきたい。

それと、増改築も役所は認めてますよね。払い下げ方針とその辺の認めるという整合性ですね、そのあたりはどんなふうを考えられておられるのか。

それと、家賃の件、これ長年ずうっと放置をしておられます。このことも払い下げの問題と合致するのではないのかなというふうに思います。そのあたり、今行政、私は払い下げ方針であったというふうに経過をたどって思うわけですが、そのことの明確な御回答がなかったんで、その3点について今私が意見を述べましたけれども、そのことについてのお答えをいただきたいなと思います。

**議長（島原正嗣君）** 中谷事業部長。

**事業部長（中谷 弘君）** 払い下げは、稲留市長時代には払い下げについての答弁がございますので、それまでは払い下げをする考え方であったのではないかなというふうには我々として判断できるわけがございます。

それと、増改築について役所が認めているということでございますけれども、現実には増改築はほとんどの方がなされておりますけれども、現在その増改築についての許認可の書類等が我々としてまだ確認はされておられませんので、はっきりとここで認めているということはなかなか言えないわけでございますけれども、現実には建てた当時、建物が建ったらいけないということで、取り壊し等の処理もしていないということのも事実ではないか

というふうに思います。

それと、家賃については、入居当時から改正はいたしておらないというのが実情でございます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 稲留時代には確かにそうであったが、それ以後は違うというような御答弁だというふうに思いますけれども、さっき私が質問した3点については継続をしてるわけですね。補修は平島時代になっても行っていない。増改築の方も認めていると。家賃も当然そのままにしてると。このあたりどう考えてもおかしいんじゃないのかなというふうに思うんですけどね。方針が変わったのであれば、当然そのこともきちっと見直すべきじゃないのかなと。そのことは放置をしないで、基本的な部分だけはそうであるというのは、どうも矛盾しているように思います。

それは後でお答えいただきたいんですが、それと私は二重地番の問題、所有権移転の問題で払い下げができなかった理由だというふうに住民さんに聞かされておりますし、そのことが大きな理由の1つになったのではないのかなというふうに今でも思っております。行政の方はこれまでの御答弁の中では、そうじゃないんだというふうに御答弁をいただいているわけでありましてけれども、私としてはどうしても納得ができ得ない。当然、住民の皆さん方も納得ができ得ない部分であるというふうに思います。

これはなぜかといいますと、行政の皆さん方が住民の皆さんにそのことが原因でありますよということで説明をしてきた。今の行政の人はそういうことは言うてませんけれども、当時の行政の皆さん方がそういうふうに説明をしてきた。そのことにあるわけでありましてから、住民の皆さん方に、そうではないんだという納得のできる説明をしてあげんとだめじゃないのかなというふうに思います。

その経過の中でも、これは市長がいろんな面でおかしいなということも言われております。例えば、岡田と樽井、いろんな形で違うやないかというようなお話もございましてけれども、それは住民の皆さん方、元議員さんもおられましたから、その証言もあるように、岡田は高岸と氏の松があると。高岸はよかったんですけども、氏の松が一緒でないと困るというような課題があったと。そのとき市長は、それやったら樽井は何でやねんとい

うようなお話もございましたけれども、そっちの樽井の部分はちょっとわからないんですけども、岡田の方はそういった、当時はそうであったんだというような証言があるわけですから、違うのであれば、そのことはどうなんだという説明も実は要るんじゃないのかなというふうに思います。

それと、いろいろ調べてますと、わからない部分がありましたし、住民の皆さん方も積極的に、府であるとか建設省の方の係官の方にまで連絡をとって調査をしていただいております。この建てかえ不可能であるという書類ですよ、大阪府の方から許可がおりなかったんやというような説明がございまして、これが大阪府の公文書であるのかどうか、日付も入っていない文書であるし、表書きもないというような文書が唯一の手がかりだというふうにされてきましたけれども、実はこれ大阪府の方で十分調査をしていただいたところによりますと、これは公文書ではない、私文書であるということが先般明らかになりました。それを書いた人が現在もおられたようでして、実はもうそれを調べますと、それはその人が書いたのじゃなくて、その人の奥さんが書いたというところまで事実として判明をしております。そういった形で、今住民さんの方は、これが大阪府の公文書であるのかどうかということで、大阪府に問い合わせをしておりますけれども、大阪府としてはそれは公文書ではないというような意向のようであります。

そうなりますと、泉南市として、大阪府の公文書でない私文書ですね、そのことを1つの基準として払い下げ不可能ということとされるのかどうか。私文書であったら、そういうこともできるのかどうか、その辺僕はよくわかりませんが、公の機関としてそのことがどうなのかどうか。

それと、建てかえ可能基準ですね、譲渡承認基準案というものが当時あったように思います。ただ、私がいろんな資料を取り寄せてる中でも、その譲渡承認基準案の案文がどうしても手に入らないわけであって、そのことを見たいなというふうに思うんですけども、行政はその部分をお持ちなのかどうか。当然、既に払い下げをされているわけですから、そういった基準案もお持ちで処理をされているというふうに思うんですけども、そのことはどうなのか、とりあえずお聞かせ願いたいと思います。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） まず、補修について、平島市長時代もしていない

ということでございますけど、私先ほど御答弁さしていただきましたように、平島市長時代に屋根の改修等行っておりますし、部分的な修繕等も、大きな予算ではございませんけれども、行っているという実績がございます。

それと、増改築については、私61年からその担当を何年間かやっておりますけれども、増改築の申請等上がってきたという記録はございませんので、平島市長時代には増改築はなかったのではないかなと、それ以前の増改築ではないかなというふうに理解をいたしております。

それと、二重地番が払い下げができなかった理由ではないかということの御質問でございますけれども、前回の議会でも答弁をさしていただいていると思いますけれども、要するに先ほど言われました大阪府の調査文書、それで建てかえ可能団地ということで3団地が許可がおりなかったということではないかということで我々は考えております。二重地番は、既に49年ですか、地番閉鎖を行っておりますし、当然払い下げの許可がおりれば、二重地番の処理というのはその段階でできてたのではないかなというふうにも我々推測されるわけでございますが、現実には遅くできたということでございますけれども——ですから二重地番は、協議の中でも二重地番というような話は出ておらないし、二重地番が原因ということではないのではないかなというふうに考えております。

それと、府の文書かどうかということの御意見でございますけれども、私どもが大阪府に問い合わせしたお返事では、もう退職をいたしておりますけれども、その人の確認ができたということで、府の方でつくった文書であるというふうにお返事をいただいております。

それと、建てかえ可能基準というんですか、譲渡基準案文についてでございますけれども、ちょっと私もその文書については確認したことがございませんので、御報告さしていただきたいと思っております。

議長（島原正嗣君） 真砂君。

26番（真砂 満君） なるべく頭の中で整理したつもりなんですけど、あっちもこっちも言い過ぎまして、ちょっと整理ができてないようでございますので、申しわけございません。

その補修と増改築の問題から行きますけれども、家賃もそうですけれども、これ市営住宅ですから、市営住宅として供給を継続していくわけです。

ね。個人さんのものではなくて、市がきちっとして管理をする物件であってしかるべきなんですよ、行政が払い下げをしないという方向で行政を進めていくなれば。それならば、当然そのような方向で維持管理、今の現況そのものがどうなのかも含めて、管理監督をする責任が行政にあるのではないのでしょうかね。そのことは、確かに屋根や一部の補修をしたということで、行政の責任が果たされているのかどうか、非常に疑問であります。それは意見として置いておきますけれども……。

それと、譲渡基準案が行政、部長の方もないというような御答弁でございますけれども、これ、もう既に月日もかなりたっているわけですね。さきの議会でも問題になりましたけれども、これも中途半端な形で終わっておりますけれども、今まで二重地番の問題にしても解決していないんやということが、60年に既に解決していたということが役所の中で出てきた、役所の文書の中で初めてわかったということでもあります。

そういった意味では、市民の代表として質問している我々に対しても、大変真実に基づかないことを議会の中で報告をしているわけですから、失礼な話でありますね。小さな庁舎じゃないですか。そのうちの事業部関係の資料といえ、ほかの大きな町に比べると、たかだかしれたもんだというふうに思います。ほかの行政をしながらの作業でありますから、大変だというふうには十分に理解をしますけれども、もっと真剣にそういった資料も含めて調査をするならするという形でする必要があるのではないのかな。もう最初から余りにもええかげんすぎるような調査をしてはいないのだろうかというふうに思います。

いろいろ一生懸命調べてくれているのは僕も知っておりますけれども、その部分というのをもう少し真剣にすれば、もっといろんな資料が出てきて、いろんな判断ができたのではないのかな。もう今さら12月の末で市長の見解を出したことですから、一たん市長も口に出した以上、変更もなかなかでき得ない部分もあろうかというふうには理解をいたしますけれども、市長がきちっと方針を出すまでに、こういった二重地番の問題であるとか、いろんな資料の問題も調査すべきものはして、出せるものは出していただきたいというふうに思います。今の段階でのそういったほかの資料の調査ですね、そういった作業の進捗状態はどのようになっておられるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

それと、御答弁がなかったというふうに思うんですけども、泉南市が払い下げ不可能だというふうに判断をした1つの理由としてのその大阪府の不許可文書ですね、それが本当にすべてなのかどうかですね。払い下げをする、しないというのは、最終結論は建設省にあるというふうに思うんですけども、そういった建設省の不許可になったという事実を確認できる文書等はどうか。これまで議会の中ではそういったものは見当たらないというふうにお答えをいただいていると思うんですけども、そういった文書はほんまにないのかどうかもあわせてお聞かせいただきたいと思えます。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） まず、資料の関係でございますけれども、真砂議員御指摘のように、役所の書庫をひっくり返してでも探すのが当然だと我々考えております。ただ、以前から、この払い下げについては総務の方でやっておりますので、総務部のキャビネット等も十分探しておる中で、なかなか出てこなかったということも事実でございます。

その後、二重地番の書類につきましては、6月に出てきたということの問題もございますので、過日から建築課といろいろと話し合いをしているわけでございますけれども、この際もう一度大探しというんですか、大変な作業になると思えますけれども、泉南市の関係書類を一応全部探した中で、出てくるものは出てくるものできちっと整理をすべきだということの中で話し合いをしておりますので、その辺について今後作業をしていくという考え方でおります。

それと、払い下げの不可能の判断の1つの理由として、不許可の文書がすべてなのかということでございますけれども、当時13団地を府の方で調査していただいた中で、3団地については建てかえ可能ということで報告がなされて、10団地について払い下げの申請をしているのではないかと。ただ、申請の書類等は我々として見当たらないという状況でございますけれども、そういうことの中でございますので、10団地について申請をしたというのが事実ではないかなというふうに判断をしているところでございます。

議長（島原正嗣君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 資料の調査等については、本当に真剣にやっていた

だきたいし、そうでないと、真実というものも出てこないというふうに思います。この二重地番のことが昭和60年に解決してたという事実が、稲留時代にそのことが明らかになってたら、また判断が違ってたというような1つの見解もあるわけですから、その持つ意味というものは非常に大きいというふうに思います。そのことを行政としてどのように考えられているのか、後で市長にそのことのお答えをいただきたいというふうに考えます。

それと、建てかえ不可能だというふうな1つの基準とした文書ですね、これは今大阪府は公文書ではないというふうな1つの判断をされているようであります。住民の皆さん方は、それやったらそれは私文書であるという公文書を発行せよというふうに府に詰め寄っているようでありますけれども、住民さんとしたら、それが公文書でなかったら、それを証明する公文書をいただきたいというのは、もう道理だというふうに思うんですけども、それじゃ、例えばその私文書を1つの参考として、その当時の行政は進めてたのかなというふうに思いますし、ただ単にその文書だけではなかったのではないのかな、もっと事前に協議をするときにいろんな資料があってしかるべきだなというふうに思います。

そのことは、予算の計上のときでも同じことが言えるわけだというふうに思います。当初、195戸の払い下げをするという方針で予算計上をしています。通常、予算を計上するときには、何の目当ても目的もなく予算を計上するということは考えられないわけでありまして、一定のめどがあって初めてそういった予算の計上というものがされることになろうというふうに思います。大きく問題がない限り、通常はそのことが遂行されていくのが普通の行政であるというふうに思うわけですが、結果として3団地が補正をしたということでもありますから、そのことは何か、ただ単に建てかえ可能だということの理由以外にあったのではないのかなと考えるのが普通であります。それで、唯一考えられるのは二重地番であり、所有権の移転である、私はそのように考えているところでございます。それは大分見解の相違があるようですから、そうではないなら、その問題は関係ないんだ、ほかの問題でそうなったんだとおっしゃるなら、そのことをぜひとも納得をさせていただきたいなというふうに思います。

それと、建てかえ可能基準ですよ、今府の文書もそうなってるという



ふうに、3団地は建てかえ可能だというふうにおっしゃられておりますけれども、これはもう建てかえ可能であるということは、いろんな条件等があるかというふうに思います。面積であったり、場所の問題であったりするかというふうに思うんですけども、その基準は一体どのような基準なのか、そのことも明らかにされていないように思うんですが、それは把握をされておられるのかどうか。そして、把握されておられるならば、その3団地は確かにその範囲の中であったのかどうか、御説明をいただきたいと  
思います。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 御答弁をいたします。

当時、予算計上のとき195戸ということの中で、結果として3団地が補正予算として減額しておれば、何か別に理由があったんではということ  
でございますけれども、その当時の議事録等を見ましても、理由といたしましては、認可がおりなかったという答弁をいたしておりますので、それ  
以外の理由としては、別に書面等今のところ発見されておられませんので、  
それ以上のことは御答弁はできないというふうに思いますので、御理解  
いただきたいと  
思います。

それと、建てかえ可能基準について把握しているかということ  
でございますけれども、そのきちっとした基準の表というようなものは、別に我々  
として確認はいたしておりません。その当時の建てかえ可能理由といたし  
まして立地条件、それと規模——地形、地質、面積ですね、それと日照権  
等により検討をしたというふうに書かれておりますので、その判断に基づ  
いておるのではないかというふうに考えております。現実として、この3  
団地については、おおむね平地ということと面積的にも規模が大きいとい  
うふうに、他の団地と比較いたしましてもそういうふうになっているん  
ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 真砂君。

26番（真砂 満君） ずっとこの間もそうでございますけれども、今の説  
明であれば納得ができないわけですよ。議事録を見たら、許可がおりな  
かったから予算減額したんやと。それはそうですけども、その許可がおり  
なかった原因は一体何なのやと。住民さんもそのことが一番知りたいわけ

でありますし、行政の当時の説明では、それが二重地番であり、所有権の移転であるという説明を住民さん側にしているわけでしょう。そのことをあやふやにすれば前に進まないわけでありますから、そこはきちっとどうなんだという責任ある行政の答弁はしていただかなくてはならないのではないのかなというふうに思います。

それと、建てかえ可能の基準、今部長が御説明をしていただきましたように、その面積であるとか、そういう立地条件等々あろうというふうに思います。その基準の範囲ですね、その面積1つとらまえますと、ある住宅以上の面積のあるところもありますから、例えば何平米以上がどうなんだというような1つの判断できるものがなければ、そこに入ってるんだなということも言えないんじゃないのかなというふうに思います。もう余り時間もないので、そのことについて最後にお答えをいただきたいというふうに思います。

最後に、マスタープランの関係でありますけれども、これまで住民説明をすると我々聞いています。それは4月からやるんだというふうにお聞きをしておりますが、いまだにされておられませんけれども、説明はいつされるのかどうか。

それと、今の状況であれば、住民さんはなかなかマスタープランに賛同はされないだろうというふうに思います。少なくとも私自身も今の行政の説明であれば、理解は若干できたとしても、納得ができないわけでありますから、納得をまずはさしていただきたいわけですがけれども、老朽化している住宅のことでもありますから、マスタープランの方も行政としては一日も早くしたいというのはよくわかるんですけれども、住民さんが反対をされてる状況の中で、議会の中では強行はしないというふうに答弁されておりますけれども、そのことの変更はないのかどうか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 払い下げができなかった3団地についての判断基準でございますけれども、先ほど申し上げましたように、あの大阪府の職員が現地調査したときの基準以外、現在では見当たるものがないということで、それ以上の御答弁はなかなか……（真砂 満君「その基準がわからへん」と呼ぶ）その基準がちょっとわからないんです。（真砂 満君「そ

したら、どうして説明するの」と呼ぶ)そやから、その当時の現地調査の結果、10団地が払い下げができると。というのは、面積が小さいとか、がけ地になってるとか、そやから何平米以上は払い下げができない、建てかえだというような基準は、現在のところそういう基準があるのかどうかということについては確認はされておられませんので、ちょっとなかなか申し上げにくいと思います。(傍聴席より発言する者あり)

それと、マスタープランの説明でございませけれども、以前から住民の方々と話し合いをさしていただいた中では、覚書を締結した上で説明を聞くということでもございませけれども、現在まだ覚書についての締結がなされておられません。今後その辺の話し合いというんですか、その辺の覚書締結についての話し合いをした後に説明会を開いていただくということになるかと思えます。

現状では反対している中での強行はしないということの答弁をさしていただいておりますけれども、当然今も皆さん方の御理解を賜った中で、説明会なり事業の推進ということを考えておるところでございます。

以上です。

議長(島原正嗣君) 真砂君。

26番(真砂 満君) 最後の質問にしていきたいというふうに思います。

これは、最後は市長にお聞かせをいただきたいわけですがけれども、今部長の方が住民さんとの合意がない限りマスタープランの強行はしないというふうにおっしゃってございましたから、市長もその方針に変わりがないのかという点が1点。

それと、マスタープランを作成するときに、市長は冒頭に、行政の継続については前市長の継続であって、選挙で公約の変更もできるというふうにおっしゃっておりますから、そのことはそれでいいんですけどもね、政策が大きく変わる、このように払い下げと建てかえというふうに大きく変わるときの手続の問題ですね、そのことについてどのように考えられているのか。このマスタープランを作成したときに、大阪府の職員の皆さん方も、過去にそのような経過があるということは、一切泉南市の方から知らされてませんよというようなこともおっしゃっておられますし、前助役の吉川助役もそのマスタープランとかそういった計画のときにそのことは知らなかったと、そのことは住民さんにおわびをしているわけですがけれども、

そのことについて、市長はどのようにお考えなのか。その2点、お聞かせをいただいて、今回の最後の質問にしていきたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 建てかえ事業につきましては、入居者の皆様方の御理解と御協力がないとなかなか円滑に進まないわけでありますから、もとよりそういう方針で申し上げております。

説明会につきましても、そういう1つの歯どめといいますか、覚書を結んでやろうという、その辺までは合意に達しているわけでございます。その覚書文書の内容について一部合意がされておったんですが、二重地番の問題も出て、再度の話し合いの中でもう少し文言の修正等というような意見も出まして、お示しをしたわけでございますけれども、御理解が得られなかったということでございます。いずれにいたしましても、まずその辺の整理をして、それからお話を聞いていただくという形をとっていきたいというふうに考えております。

それから、マスタープラン策定の経過の中で——ですからその払い下げの方針というのは、前々市長のときにあったというのは議事録等でもうかがえるわけでございますが、前市長の時代になって、それは非常に難しいというようなこともあって、マスタープランの策定という形になったわけでございます。これも以前から御指摘いただいておりますが、つくる前にこういうもんをつくるという説明をなぜしなかったのかという御指摘もございまして、これは我々行政の通常のやり方と皆さん方のお考えとなかなか違った部分もあったわけでございますけれども、1つ市の方針としてそういうものを素案としてつくって、それで協議をしていくというのが一般的な手法であったわけでございまして、そういうことに結果的にはなってしまったわけで、先に説明する前に御指摘をいただいたということであったわけでございまして、その点は御指摘もいただいた中で、事前にそういうことも含めてお話ししておけばよかったなという、これは反省として申し上げておるわけでございます。

したがって、私もなった時点からの前市長からのということもありますけれども、過去の経過、経緯というのは、私自身も調べてみたいというもちろん思いもありましたし、いろんな形で調べたわけでございますけど、まだなお書類とかが十分出そろっておらないという部分もございまして、

今後とももう一度過去の書類も含めて再調査を命じております。これはいかなる書類であっても出てくれば、遅かったという指摘があったにしても必ずお示しをして、住民の皆様方、また議会の皆様方にもお示しをしていきたいというふうに思っております。そういうことで、強行ということではなくて、あくまでも御理解を得る中でやってまいりたいというふうに考えております。

〔真砂 満君「時間ありますか」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） ほとんど経過してます。35分までです。

〔真砂 満君「以上で終わります」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 以上で真砂議員の質問を終結いたします。

次に、8番 小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

8番（小山広明君） 現在もなお避難者が仮設住宅などに今4万人近くおられるという神戸に、8月の31日に行ってまいりました。まだくねったような道路や、まだまだ元の状態にならないことを目の当たりにしてまいりました。また、公園などに避難していらっしゃる方も400名ほどになると言われておりますし、行政の数字からいっても356名という公式な数字も出ておる状態であります。

市長は、あの震災に対して、息長く支援をしていきたいということをおの場でもおっしゃったわけではありますが、支援をすることは、同時に泉南市民の命を守る市政をつくる上でも大変重要なことだと思いますので、ぜひ言葉に責任を持って継続した支援、現地をぜひ見ていただきたいと思っております。

また、そのついでに神戸市の漁港に寄ってまいりました。これは泉南市が泉南市の皆さんに呼びかけて、おにぎりをつくったりして岡田浦の漁業組合の皆さんの船で現地に運んで、大変喜んでおられ、今も大変感謝をしておられました。ぜひ市長にも御報告をしていただきたいということ承ってまいりました。町で会った人も声をかければ、全国の皆さんに大変お世話になったということがまず冒頭に述べられておったところでもあります。

さて、具体的な質問に入ってまいりますが、市長の緑を守るという理念と新空港推進は、私は大変大きく矛盾をすると思うわけであります。今世紀最大の埋め立て事業を不問にしての市長の政策、水、緑あふれる創造都市というのは、私は矛盾をするものであると思っておりますが、市長はどのよう

に考えておられるか、お答えをいただきたいと思います。

また、林業や農業や漁業が社会的に貢献をしておることは言うまでもありません。単に採算性を考えた生産の場というだけではなしに、これなくしては私たちは生きていけないと言ってもいいでありましょう。そう思ったときに、この一次産業に対してどのような施策をしていくかということは大変重要であります。林業に至っては、もう職業としては全く成り立たない状態にあります。海をきれいにしようとするれば山に木を植えろと言って、日本のあるところでは、漁業者の皆さんが木を植えるような運動もしておられることから、山が大変大事であることは言うまでもありません。このような一次産業に対して、市はどのような視点に立って守ろうとしておられるのか、育成しようとしているのか、お聞かせをいただきたいと思っています。

次に、汚水処理の早期実現を小型合併浄化槽方式で行えば、環境の面からも財政の面からも再建可能であると思うわけであり。排水路を持たない市の行政責任は、私は大変重いと思うわけであり。現在の終末処理方式の下水道事業は、自然環境を無視した方式で工業化社会の象徴的なものであります。特に、自然に目を転じたとき、汚水はむしろ栄養にかわるわけであり。排水路は単に汚水を流すだけではなく、体で言う血管でもあります。自然環境を考えた場合、人間の住む数も含めたまちづくりが必要であります。汚したものをみずからの責任を持って各戸ごとに処理をしていくということは、意識の面からいっても大変重要であります。

現在の終末処理方式では、岬町から阪南市、また泉南市に至って1カ所で処理をするわけであり、私たちの住んでいるこの町の下を何の処理もしておらない汚水が流れておる現実を考えれば、恐ろしくなるのではないのでしょうか。もっとこの自然環境の豊かな泉南市に合った、そしていつでもすぐにでも設置できるこのような方式に、私は勇気を持って切りかえる必要があると思うわけであり。財政問題のよって立つところは、この大型下水処理場であることは言うまでもありません。年間40億円近い予算を組み、既に100億円を超える借金を抱えておることが泉南市の大きな財政破綻を招いておることは、言うまでもないと思うわけであり。

次に、住宅の払い下げ問題から市長の約束についてお伺いをいたします。

稲留市長は、市長が約束したことは必ず守ると言って行政を行ってまい

りました。この稲留市政は12年間行政を預かってきたわけであります。向井市長もその理念を述べました。前市長の約束を継承すると言われたわけであります。とすれば、前市長がその前の稲留市政の約束を守らなかったことにはどのように答えるのか、お伺いをしたいと思います。

もう1つ、この本会議でも何度も議論してきました二重地番の整理の問題であります。担当責任者も全く知らなかったと言いき、その当時の稲留市長も知らなかったと言っています。その後の平島市政でも解消されていないとして、本会議でも議論されてまいりました。向井市政でも6月議会まで、解消はまだとの前提の中で議論がされてまいりました。考えられないことでもあります。解消は稲留市政のときですから、既に払い下げが行われている10団地の人たちと同じように、今苦勞していただいている3団地の70戸の皆さんは、既に自分の家として生活を送っていたはずであります。このような事実があるのに、市は払い下げの約束をしていることを知らずに、担当者が国の補助金を受けて建てかえ計画を進めたことは、国にうそをついたことにもなります。議会にも重要事項の説明をしなかったことにもあります。

さらに、懸念するのは、当時知っている人がいたにもかかわらず、指摘できなかつた行政の中身の問題であります。前議会で説明を求めましたが、いまだに公式に議会には説明がありません。行政はこのことを一体どのように考えておられるのでしょうか。資料を添えて事実を報告をしていただきたいと思います。

この任期最後の議会になると思います。行政の中で、ごらんのように女性の本会議への出席の職員が大変少ないことは、見てのとおりであります。早急に本会議に出席する女性の職員を少なくともふやしていただきたいと思います。

また、砂川地域にありましたおふろ屋さんの閉鎖で、何とか続けてほしいという人たちに前市長の平島市長は、やらない方向での努力もあるが、私はやる方向で努力を行うとわざわざ言われました。ひとり暮らしの年をとられた人たちや、体に障害を持ちながらも何とか社会参加の努力を続けている人たちに約束されました。その人たちにとって大衆浴場の存在は、生きるそのものであります。

私はこの質問をするに際して、きのうも何人かの人たちに聞いてまいり

ました。小さなおふろをつけたところもあります。しかし、そこには入れずに、親戚の家におふろを借りに行っている方がいらっしゃいます。また、当然樽井の大衆浴場に通っておられる方もいらっしゃいます。そして、平島市長は私の質問に対して、福祉センターが建つまで待つてほしいということをここで明言されました。しかし、いまだに市は福祉センターにその人たちが入れるようなおふろがつくられるかどうかははっきり言っておりませんが、このことも言ったことについては責任を持っていただきたいと思います。

市民の願いがかなえられなくて、おふろ屋さんが閉まったわけですが、そこは今空き地のまま放置されております。そこをその人たちがどのような思いで通っておるか、考えていただきたいと思います。このことは答弁は要りませんが、私もまもなく任期が終わりますので責任を持って発言はできませんが、ここで述べたことについては、責任を持って実行していただきたいと思います。

以上で壇上からの質疑は終わらさせていただきます。

**議長（島原正嗣君）** ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

**市長（向井通彦君）** まず、1点目の空港推進と緑を守る部分と矛盾はないかということですが、私も公約を掲げて選挙を戦ったわけですが、その中で関西国際空港については全体構想推進という公約を掲げておりました。一方、緑といいますか、特に山を含めたそういう緑の保全なり、あるいは活用なりという部分も公約として挙げさせていただいております。ですから、そういう意味では矛盾はしないというふうに考えております。

ただ、御指摘いただいた内容から申し上げますと、キャッチフレーズとして「水、緑、夢あふれる生活創造都市」というふうに位置づけをさせていただいております。特に、緑施策で申し上げますと、これも公約といたしておりました金剛生駒国定公園を泉南市まで拡大するという公約につきましても、御承知のように先般金剛生駒紀泉国定公園ということで、泉南市の泉佐野岩出線まで、堀河ダムまで拡大が認められたところがございます。

また、緑施策の関連では、市民の里の整備も第1段階の整備がほぼ完成



をいたしておりますのと、それから府の方をお願いをいたしまして、青少年の水と森の学園整備事業ということももう既に着手をしていただいております。また、農業公園の整備でありますとか、あるいはかるがも計画の中の花卉団地を中心とした集団移転等も含めた、そういう農と緑という部分についても積極的に推進をしてきているところでございます。したがって、本市の豊かな自然と緑を生かしながら、夢を持って生活できるまちづくりを進めているところでございます。

一方、関西国際空港の全体構想につきましては、2期事業に向けての実施計画調査等が本年度の国の予算に計上されましたことは、大変喜ばしいことというふうに考えております。2期事業の推進に当たりましても、これまでと同様に本市の豊かな自然や緑を生かした事業の展開が図られるよう、その整備に取り組んでまいり所存でございますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

なお、2期事業の環境に与える影響につきましては、今後環境アセスメントの手続を経た上で明らかになってくるものと存じておりますが、そうした時点で地域との共存共栄する空港づくりの観点から、十分チェックをしてみたいというふうに考えております。

それから、住宅問題に関連しました前市長の継承という問題でございますけれども、先ほども真砂議員の御質問にお答えいたしましたように、再度調べた中で、前市長職務代理者からの事務引き継ぎの中では、4団地について建てかえ事業の推進という引き継ぎを受けているところでございます。前々市長——どこまでさかのぼっていくのかというのはいろうかというふうに思いますけれども、それはやはりその時々状況等によって判断をしていくべきものだというふうに考えているところでございます。

それから、女性職員の登用という問題かというふうに思いますが、この議場の中に女性職員がおらないということでございますけれども、この前からそれぞれ部長級ですべて対応させるという方針を打ち出しましたので、関連する職員については別室で待機をさしておりますけれども、その中には当然女性職員もおるわけでございます。男性職員、女性職員ということではなくて、これからはやはりその能力に応じた登用ということが必要だというふうに思っております。

おふろ屋さんの問題、答弁は要らないということでございますけれども、

福祉センターの中で公衆浴場も設置をいたしております。公衆浴場法の許可もとれたというふうに聞いておりますので、今後具体的にどういう運営をするかということの取りまとめをいたしているところでございます。御理解を賜りたいと思います。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 小山議員さんの2番目の質問でございますけれども、林業、農業、漁業の関係でございます。

林・農・漁業の社会的貢献に立った育成策についてでございますけれども、農林水産業には食料品の供給という生産機能だけでなく、その基盤をなす自然資源が有する公益的機能もあり、社会情勢の変化とともに、ますます公益的機能が重視されてきております。

このような状況の中で、大阪府において平成4年に、「豊かな“食とみどり”の創造」を基本目標とした大阪府農林水産業振興ビジョンが策定され、農林水産物の生産面だけでなく、農林水産物の流通あるいは食品の加工、製造を初めとする食品産業等の関連産業を対象とするとともに、農林水産業に関連する農地、森林、水域等の自然資源の保全、活用についても方向づけがなされたところでございます。本市といたしましても、このビジョンに基づいた形で、農林水産業振興のための各種施策について今後努力してまいりたいというふうに考えております。

それと、二重地番の関係でございますけれども、6月議会でも一部御答弁をさしていただいておりますけれども、従来まで二重地番が解決していないという答弁の中ででございますけれども、6月の上旬に書類が確認されたということで御報告をさしていただいているところでございます。

まず、その経過でございますけれども、昭和59年9月20日に大阪府の申し出により旧地番を閉鎖しているところでございます。この旧地番については岡田284、285、208の1、208の2番地でございます。それと、その後、昭和60年の6月3日に地図訂正の申し出を法務局に行いまして、同年の6月12日に処理済みということになっております。その新地番が1943、1944、1945、1946、1947、1948、それと1937と1937の1、1939ということで、地図訂正がなされておるところでございます。その後、61年の2月21日に合筆登記がなされておりました、1943と1937番地になっております。

以上が二重地番の処理の経過でございますが、今後とも書類につきましては、先ほど真砂議員の御答弁にもございましたように、十分というんですか、泉南市の中の書類を全部調査した中で、出てくるものについては改めてきちっと報告をさしていただいて、対応を考えたいというふうに考えておりますが、その処理については若干時間をいただきたいというふうに考えております。

それと、マスタープランの関係でございますけれども、過去の経過、4月につくったということでございますが、現実には国の建てかえ戦略の中でマスタープランをつくって、建てかえの推進をということで、全国的に行った施策の中でマスタープランをつくり、その後住民さん方への説明をさしていただくという手はずになっていたわけでございますけれども、当然今考えてみますと、先ほど市長が申しあげましたように、事前に十分調査をした中でつくるなり、住民の方々に説明をすべきであったのではないかとこのように考えているところでございます。今後の推進につきましても、先ほど御答弁さしていただいておりますように、住民さん方の理解を得る中で進めていくというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問のうち、汚水処理の早期実現を小型合併浄化槽でできないかというようなことであったと思うんですが、小山議員御指摘のとおり、下水道が整備されていない区域におきましては、便所の水洗化を図ろうとする場合には、浄化槽を設置することになります。浄化槽には、家庭用の小型浄化槽や農業集落排水処理施設、コミュニティプラントなどがございます。本市におきましても、下水道計画区域外では合併処理浄化槽設置整備事業の推進が図られているところでございます。

しかしながら、これらと比較して、下水道のすぐれた点としましては、一般に下水道は公共用水域の水質保全を目的とすることが法律上明文化されていることや、地方公共団体が責任を持って管理するため機能が十分に発揮されること、また水処理から発生する汚泥について適正に処理処分あるいは資源化されること等により、流域下水道計画は必ずしも不経済とは言えない、などが挙げられているところでございます。

また、下水道整備の目的を全うするため、下水道の使用を法により強制することができること、都市計画事業としてのさまざまな権限が付与されること等の行政側が施設を建設、管理する実務におきましても、重要な制度的利点を有しております。こうした下水道と浄化槽等との整合を合理的に判断し、地域として最も望ましい形として、本市では下水道計画区域の排水は、基本的に公共下水道にて処理してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 一通り御答弁をいただきました。

市長に当初御答弁をいただいたんですが、市長は関西新空港を推進することと緑を守ることは矛盾をしないということで、国定公園の指定の問題を挙げられました。泉南市は、海に面して幅4キロか5キロですね、この中で中心まで国定公園が進出してきておるわけですね。市長は、採用されるかどうかは別としても、関西新空港の土取りを泉南市内から取るようにという、そういう方針を打ち立てたというんか、言いましたわね。

わずかこの4キロぐらいのところ、自然という大きいスパンの中で、隣に山を削れという主張をすると。1つには、国定公園がこちらまで指定されたから私の緑の政策は矛盾しないんだと。まさしく今のその2つのことが全く開発の問題性を隠す、市長の緑、水という問題ではないかなと思うんですね。わずか4キロですから、4キロのところに国定公園をつくって、一方は土取りをせえというわけでしょう。僕はやっぱりそういうあり方というのは、ごまかしじゃないかなということを書いてならないんですね。

今、生産活動を少しセーブして、本当に未来にそれこそやっぱり継続可能な世の中をつくっていくためには、我々の生産を、消費を抑えていくということを当然考えなかったら、生産はこのままどんどん伸ばしながら緑を守るとか水を守るといっても、それは生産を進めるための緑を守るといふ言葉でしかないと思わないんでね。

このことは理念的な問題もあるから、余りしつこい議論もなんですが、ぜひやはり市長が緑を守るよ、水を守るよと言ったときに、開発を志向しとる人が、これは泉南市で開発でけへんなというぐらいに思うぐらいのイ

ンパクトのある具体性を持ったものでなければ、開発をカモフラージュするものにしかないと、私はそういう懸念をするんですが、そういう懸念は市長はないですか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御承知のように泉南市の山間部といいますか、丘陵部も含めて近郊緑地保全区域に入っているわけですね。ですから、基本的にそういう開発行為そのものがないと。特例はありますけどね。そういうことになってるわけです。ですから土取りも、これは私ども行政と議会と連名で要望をいたしているわけでございます。結果はどうなるかは別に、その場合であっても、跡地の利用というものについては、随分制約を受けてそういう緑精神を踏まえたものに当然なるのではないかというふうに考えております。

したがって、仮に土取りということになっても、後の緑の回復でありますとか、あるいは活用でありますとか、あるいは何でもできるということじゃなくて、随分と制約された中での活用方法になっていくというふうに考えておりますから、この辺は何でもかんでも取ってくれということじゃなくて、跡地利用も十分踏まえた中で検討をいただくようお願いをしているところでございます。そういう心づもりをお願いをしているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 一度つぶした自然はもとに戻らないという1つの名言もあるわけですから、また自然も人間の力でつくり出せるんだ、そういう発想が今日の環境問題を生んできとるわけですから、やはり自然にもう少し注意深く進める必要がある。結論して出ますからね。市長はどれだけ市長を続けられるかわかりませんが、長くもって100年は地球はもたないだろうと、そう言われておる大変大きな警告があるわけですね。それは根本的に今までのあり方を変えないと、市長の言うのであれば、ちょっと今までのやり方に何か少し修正をしたような発想にしか見えない。今までも全部開発した後、何らかの利用をしてきとるわけですから。

この本会議上で私は言いましたが、今、大阪の空港のかなり重要な位置におる方が、阪南市の土取りは僕は破壊じゃないかと言ったら、何が破壊なんですかと。土を取ってほったらかしにしておれば破壊だけど、そこを

ちゃんと利用すれば破壊でない、こんなことを言っておったんですね。全部それはしますよ、何か利用に。それが利用すればもう破壊ではないんだと。我々も何もほったらかしにしとるから破壊だと言っとるんじゃないんです。山としての機能を失うからそれは大いに、海の水をきれいにしようと思えば山に木を植えるという、そこまで今そういう運動もあるわけですからね。やっぱり自然に対してもう少し慎重になってもしかるべきじゃないかなと、そのような意見を申し上げておきます。

次に、林業、農業、漁業と、一次産業と俗に言われておりますね、これ。これは、一番収益があるかなという国なんかの保護も大変厚いという農業に至っても、もはや生産活動としては維持できないでしょう。一たん米がとれて、10俵で20万ほどですからね、水揚げがですよ。1町つくって200万ですよ。1人サラリーマンとして勤める人の年収にもならないですね。

そういう中で、やはり農地なり山なり海は大変大事ですから、やっぱり行政は、そういう社会的に貢献をしておるということは、つまりそういう一次産業に従事しておらない方に貢献をしておるわけですから、十分にその辺の説明をして、税金をそういう維持をするために、むしろ補てんをしていくということ合意形成していかなければ、農業を守るといったってなかなか守れない。農業が単なる資産価値になって、売ってお金にすることしか進まないと思はしますんで、その辺は市長もこの面については政策的には、農業とかこの泉南の特徴を踏まえて守るということを言っとるわけですから、じゃ、どういう形で守るのかいうようなことの具体的なビジョンをやはり出してもらわんと困ると思はしますね。

私は、そういう点で固定資産税を取るというんじゃないしに——同じように固定資産税を取っておるでしょう、山間部でも。ちゃんとパーセントは同じだけ取っとるわけですからね。山から一体どういう収入が上がりますか、これ実際は。そういうことで、市長が守ると言ったからには、そういうことが具体的に守れるような施策を出していただく必要があると思はしますが、市長、この面についてのお考えをお聞かせいただきたいと思はします。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特に、一次産業ですね、水産あるいは農業、林業、そ

ういうものについては、傾向的に減少ぎみになってきておりますので、大切な産業だというふうに思っておりますから、これをできるだけ支援して、そして後継者に引き継いでいただくということが大切だというふうに思っております。

ただ、御指摘の泉南農業、泉南市だけではなくて、この泉南地域は大阪府の中でも非常に農業のある意味では進んだ、また先駆的な役割を果たしてきた経過がございますし、また現実に非常に熱心にこれを耕作、あるいは引き継いでいただいております。そういう意味で、我々行政として、いろんな事業手法を使いながら支援をしてきております。

特に、新しい事業等導入されれば積極的に対応をしておりますし、また基本的なため池改修にしても、先般からやっておりますようなため池群の一括整備ということも含めてやっております。また、後継農業者の育成ということも踏まえて農業プロの育成ということで、認定農家制度を60名余り認定もいたしておりますし、農業者の皆様方とともに非常に考えながらやっているつもりではございます。ただ、非常におくれております基盤整備とか圃場整備とか、そういう部分については、これからさらに努力をしなければいけない部分があるかというふうに思いますけれども、今後ともそういう面で積極的な対応をしてまいりたいというふうに思います。

御指摘の税制度につきましては、これはやはり一次であろうと二次であろうと三次であろうと、税体系の中での話でございますから、納税の義務を負っていただくということでございますので、この面からの助成とかいうことについては考えておらないわけですが、それ以外の方法でできるだけ努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 市長も税をかける1つの制度を持っておるわけですから、減免も市長が必要とすればできるということですから。今、山林から得ておる税というのは、評価額の問題もあって大変少ないんですけど、率としては全く同じなんですね。どんどんこれ実勢価格に近いことがベースになりますから、私たちちょっと心配しとるんですけどね。そういういろんな開発が進んでくると、何かこう山林の価値が上がって、今は低いけれども、持てなくなるんじゃないかな。持てなくなれば、当然売るということにつながると思うんでね。今はわずかですけども、政策的にはやっぱり

減免措置をするというのも気分的にもいいですからね、そういう夢のあるものをやってもらいたい、山を守る意味でですね。むしろ持っていかなあかんと思うんですよ、お金を。

資料もいただいておりますが、細かい数字ですから結構ですが、山林についてもはるかに私有林が多いわけですし、山そのものがやっぱり共有林的な、歴史的な経過で共有的に使ってきた面もあるんでね。だから考え方によっては、共有だから自分のもんでないということがあって、案外簡単に売られてしまう傾向も私はあると思うんで、その辺は長い先を見越して、やっぱり行政がこの土地を守っていくことをやらないと、私有的だけに視点を置くと、やっぱり経済的な面で売られてしまうということを心配しておりますんで、早い時期に行政がこういう土地を確保する必要があるんじゃないかなと、このような意見を申し上げておきます。

それから、汚水処理の問題で、今の公共下水方式がいいんだということをいろいろ利点を並べられましたけども、一番の欠陥は、自分で汚したものは自分できれいにするんだという意識が、この公共下水道方式の僕は欠点だと1つ思うんですね。そういう点では、小型合併処理浄化槽というのは、自分のところで浄化槽をつけて、やっぱり変なものを流せば機械が壊れるわけですから、そういう点での意識も高まりますし、またきれいなものを自分の前の小川に流せば、今度は川が持っている自浄作用でやっぱり水はきれいになっていくと。今の方式だったら、全部ヒューム管の大きな下水に入っていくわけですから、しかも生で流れていくわけでしょう。そうすると、全部小川に水がなくなる。きれい、汚いは別としても、川に水がなくなることが大きな問題だと、水の専門家は言っておりますよね。

そういう点で、汚いものが見えなくなる。それだけどんどん汚れが進行して、取り返しのつかないことになるので、私は泉南みたいな土地のたくさんあるような、また山もあり、市長の緑も水も守るというこういう方針が立てれる町においては、やはり集落ごとの浄化槽とか、そちらの方をむしろ優先して私は進めるべきだと思うんですね。これ、いまだに都市計画区域は今のこの範囲にあるけれど、調整区域とか山間部は入っていないでしょう。こういう方こそ早く優先してやるべきだと思うんですね、上から水は汚れてくるわけですから。今の場合だったら、下の方からこれを整備してくるわけでしょう。



しかも、今いただいている資料によっても、30年、西暦でいったら何年になるのか、2020年ですか。2020年までかかると言っておるんですが、私はもっともっとかかると思うんですがね。そうすると、あなたの言う論法でも、山間部なり調整区域は、もっとコミプラなり集落ごとの排水処理などをしないといかんと思っておるわけでしょう。その方を優先してやれば、下へ流れてくる水はきれいになるんでね。しかも、飲料水の取るところもあるわけですから、その点ではどうなんですか、市長。市長の答弁とは相反して、全然進んでないように私は思うんですが、いつごろこの山間部の集落の污水处理は進められるんですか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 公共下水道というのは、いわゆる都市計画事業ということでございまして、ですから市街化区域内ということでございます。将来市街化まで見込めますけれども、原則はそういう形の範囲でやるということでございます。それ以外の調整区域等、ここにつきましては農村集落排水整備事業とか、あるいは御指摘いただきましたように、公共下水道を補完する意味で最近では合併浄化槽という形で対応されてるところが多ございます。

したがって、小山議員のおっしゃる下水道よりも合併浄化槽の方が市街化区域も含めていいのだという理論は、私はそれは違うというふうに思っております。あくまでも公共下水道を補完する意味で合併浄化槽というのは必要だというのは、そういう意味では小山議員の考え方とは近いんですけれども、どっちが主体かといえ、やっぱり公共下水道が主体であると。それはなぜかという、やっぱり水質の問題なんですね。やはり後の、それからメンテナンスの部分を含めて、トータルとして水質の改善ということになれば、やはりきちっとした公共下水道が非常に信頼性が高いということでもあります。この前から、この合併浄化槽の助成制度もさしていただきましたので、単独浄化槽から合併に徐々にかわってきておりますし、我々の方もできるだけ合併でされたら、いろんな助成もあるしいですよということは申し上げておりますので、普及はしつつあるというふうに思います。

御指摘の山間部については、これだけではやはり個々になってしまいますので、山間部の面的なものということで、農村排水集落整備事業とかそ

ういうことも考えていきたいというふうに思っております。ですから、場所、場所によって最も適した内容で水質の改善を図っていくということが肝要かというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 私は、今対象外になって、そういう集落ごとのとか、そういうところをいつごろからやりますかと。市長ももう大分前にここで、それを進めますと言われたわけですから、やっぱり今の下水道事業と同時に、むしろそちらの方を早くして、効果はそちらの方が大きいわけですから、上の方にあるわけですからね。だから、それはやっぱり早く——何か遅々として進んでないように心配しますんで、ぜひ特定例にちょっとやってくださいね。

小型合併も資料をもらっとるんでは、わずか年間16基ですわ。もっともっとたくさん、これ人口が2,000人ぐらいふえましたわね。だから、相当浄化槽が設置されとってても、まだ単独浄化槽で川を一番汚すという流しやおふろの水がそのまま農業用水に流れておるという現状だと思うんで、これは今大阪一律の補助金制度でやっと思うので、もう少し市長独特な泉南市方式みたいなもので上積みをして、これの普及をぜひやってもらうか、もう強制的にやるのは合併浄化槽でしかだめだというぐらいのことをやっても、僕は社会的な合意は得られると思いますよ、これはね。そのことを切にお願いをしておきます。

それから、住宅の払い下げ問題でございしますが、行政が16年間払い下げをするという方針で行政運営してきている事実を市長がかわったからそれは変えられるんだというのは、それは変えるにしても相当大きな非が行政にあるわけですから、大変大きな負担になると思いますね。一般的に言うと、市営住宅を建てかえて市民を広く入れたいんだという議論でいけば、それはそうだということになるんですよ。

しかし、13団地を予算に出して議会で議論をして可決をして、その時点で議会の同意を得てやったもんですわ、これね。そういう事実を外せば、それは一般論で建てかえもいいんじゃないかという並列的な意見になるかもわかりませんが、この同じ議場で予算にちゃんと上げて、そして13団地は払い下げをしますと、よろしいですかということで議会は同意をしとるわけでしょう。その後、3団地は許可がおりなかったからできませんで

したということで、補正予算で3団地は払い下げてないわけですよ。その後、現職の市長が3団地については必ず払い下げすると、不公平があってはなりません、しかし二重地番という問題があるので、やりたくてもできないから、しばらく待ってくださいということをちゃんとやってきとるわけでしょう。

こういう事実経過を踏まえたら、いや、それでも払い下げすべきでないというのは、僕は言う人は少ないと思うんで、公式の場でそういう発言ないですからね。市長も判断の中には、議会の声というのでも斟酌しとると思うんですよ。その辺は行政としての責任ですから、ちゃんと議会にも説明をして、理解を得る努力をした上で判断をしていかないと、今、議会の雰囲気は建てかえの雰囲気だから、それにちょっと寄ってそういう判断をしようかと、そんなことでしたんではないと思うけど。もし、そういうことであれば、私は大変だと思うんですよ。

この問題については、私も何人かの議員と議論してますよ。やっぱり建てかえすべきと違うという人がおるんですよ。しかし、今私が言ったような経過をきちっとやって、それでもなお建てかえをするべきだということであれば、そういう意見を公の場で展開してもらわなかったら、私はだめだと思うんですよ、そのために議会があるわけですから。今までずっとこの議場の中で、建てかえをするべきだということをきちっと議論はされてないんですよ、ここで。だから、やはりこういう公の場の議論を大事にするということが、議会と行政は両輪だということの裏づけですよ。あなた方もごめんなさいとかいろんなことは言っとるけど、建てかえを進めようとする意見に変わらないんだけど。やっぱり議論をして、正しいなと思うことには修正していく、それがやっぱり議論を発展さすんじゃないですか。

そういう意味では、そういう経過を踏まえれば、市長も何か今いろいろ聞いておれば、まだまだ資料が出てくるでしょうと。いわゆるかっちりとした判断をする資料はないから、まだあるだろうという想像の中で言っとると思うんですが、それであればちゃんと、これ以上もう資料が出ないということを踏まえて、あなたの責任でもうこれ以上の資料は今調べたけどないと、この条件の中でこうだということならわかるけども、一たん建てかえをするという判断を示しながらも、また資料が出たら皆さんに説明しま

すとか、その問題が二重地番の問題でしょう。二重地番なんて大変重要な問題ですよ、さっき私が言ったように。二重地番が解消したら、必ず払い下げをすると市長が住民に約束した問題ですから。議会にも約束した問題ですから。あなたは、二重地番は払い下げが不許可になった原因ではないと思うと。あなたが今思うのはいいですよ。しかし、その当時の市長は、二重地番があるから払い下げできないんだと。私は責任持って払い下げしますと言ったんですよ。そのことをあなた、否定できますか。あなたはその市長のそういう歴史を背負うわけですわ、それはね。当然、行政が聞かなければならない責任は、負ってもらわないかんですよ。稲留さんと話したことはないでしょう、この問題で。ありますか。稲留さんとこの問題でちゃんと話したことがあるかどうか、一回お尋ねいたします。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私が判断させていただいたのは、二重地番とかそういうことで判断をしたということではないというのは、もう前々から申し上げております。したがって、その判断というのは、別にそれによって左右されるものではございません。私は前々市長から私になったのではなくて、前市長がおられるわけでありますから、（小山広明君「会ったか会わないかだけで結構です」と呼ぶ）その中の継承という部分があるわけですね。別にそれにこだわるわけではございませんが、そういうことをひとつ認識をいただきたいというふうに思います。

それから、御指摘のこの問題について、前々市長といえますか、その方と会ったかということでございますけども、そういう事実はございません。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 私は大変重要だと思うので、私は正直、稲留氏とは政治的な姿勢は全く違うんですよ。稲留氏とも選挙戦やったことがあるわけですね。だけど、この問題については、私はやっぱり市民に——何を笑っとするんですか。だけど、私は市民にとって必要なことであれば、やっぱり僕は会ったですよ。会う会わないは向こうの自由ですからね。しかし、僕がこの問題を聞かしてほしいということだったら、彼は——彼はと言ったらおかしいけど、前々市長は会っていただけましたよ。そのことは間違いないと。二重地番を解消すれば払い下げすると言ったと。しかし、いまだにできないことは自分の責任としては大変申しわけないと、そう言われた、

当然ね。

私はそれで安堵をしたわけですが、それとその市長がアドバイスの言っていたのは、自分が市長になったときに何か行政の中で不祥事があって、それは自分の市長時代ではなかったと。しかし、やっぱりそれは市長の責任としてとらないといけないことがあって、私はその責任をとらされた。市長というのは、そういう存在ですよ。今、市長が責任とるとしたら、稲留さんにとってもらうわけにいかんわけですわ。あなたが今の現在の市長ですからね。市長が住民に迷惑をかけたことについては、その市長と同じような立場でとらなかったら、市民はたまらないですよ。

あなたは、公約を掲げてやるんだから市長がかわれば変わってもいいということも言われましたね。しかし、これは先ほども言ったような、具体的なそういう行為があって、議会の同意も得てやって継続してきたことで、しかも明確に二重地番が原因で私は払い下げができないと言ったんですよ、その当時の市長は。あなたが違うと何ぼ否定しても、稲留さんの言葉は否定できないでしょう。単なる言葉だけじゃないですよ。議事録にもちゃんとあるわけですよ。そのことを市長というあなたの立場で否定できますか、二重地番が原因でないんだと。そんな議論になりませんか。なりますか。教えてくださいよ、そんなこと否定できますか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の言ってることをちゃんと聞いていただきたいんですわ。私は、前々市長がどういうことを言われたかということのを否定しているわけでは全くないわけですね。何回も申し上げますが、そういう経過は多くの皆さん方からもお聞きもし、調べる範囲で調べさせていただきました。その後、あの人は3期されましたから12年ですね。それから、おおむね2期、平島前市長がされたわけでございまして、私はその後を引き継いだと、こういう形になっております。ですから、前市長のときに一度お会いになられておられますけれども、その時点では払い下げというのは非常に難しいということもおっしゃっておられるわけですね。ですから、そういうことも含めて、それと時間的な経過もやっぱりあると思いますね。その49年のときと平成7年、8年という時代と、やはり違うという部分もあります。

そういうことで、いろんな角度から検討した中で、私自身は市営住宅を

ふやすという公約も掲げておったわけでありますから、そういう意味でも建てかえを選ばしていただいたということでございます。

じゃ、その過去の経緯についてどうするのかというのは、何回も申し上げておりますように、一般論の話はあるにしましても、それ以外の過去の経緯も踏まえた中で、どう対応させていただくのがいいかということについては、十分御意見を聞かしていただいて市としてやれる範囲のことはやりたいと、こういうことまで申し上げているわけでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） こういう大事な議会の歴史にかかわる議論をしとるわけで、8人の議員が席に着いておらない。今回、最後の議会と言いながら、我々議会人が議論にきちっと参加しないというのは、私は大変残念なんですよ。そして、この問題がどこに問題があるのか。泉南市が誤ったときには議会がきちっとチェックできる、そういう議会をつくっていかなかったら、やっぱり市民の信頼は得られませんよ、これ。そういう点で、市長もこの問題はまともに答えてもらいたい。

だから稲留市長は、二重地番が原因で、私は払い下げる意思ははっきり持っていると。しかし、二重地番があるんで払い下げられないと。私は市長の責任で払い下げますと言った。ですから、その当時はそれが原因でしょう、二重地番が。その当時の市長ですよ。そして、そのことが12年間、今から考えれば、その市長当時二重地番を解消して払い下げができる状態にあったことは、今明らかになったんじゃないですか。そしたら、そのことを真摯に受けとめて判断するべきじゃないんですか。きょうまでおくらしてきたのはだれの責任なんですか。

あなたは、この議会答弁の中でも、住民にも責任があると。平島氏と1回目の会議を持ちながら、後何の催促もしなかった住民にも責任があるということを答弁してますね。しかし、住民は二重地番が解消するまで待つてほしいということで待つとるわけでしょう。そしてそれが12年間も隠されておったわけじゃないですか。そして、平島氏は、そういう払い下げの約束があることを、建てかえにするというようなことを明確に当事者である住民に言ったんですか。あなたは議会で言っとるから言っとるんだというふうなことを言っとるけども、まず当事者に話さなかったら、だれが納得するんですか。

しかも、それは決算委員会の議事録でしょう。決算委員会といったら、市民が傍聴できないんですよ。傍聴できたとしても、当事者である人に話すのは当たり前じゃないですか。で、あなたは、説明しようと思ってたら、そのやさきにそれが漏れて、皆さんの思いとは違うかもわからんけどといて、何が違うんですか。皆さんのそういう払い下げの約束がしてある事実を建てかえに変えることに、何でそういうことの変更があることを先に漏らせないんですか。

そうしたら、あなたが言うマスタープランを立てて、住民の圧倒的な人が反対をすれば、あなたの論法でいうたら、それは撤回するのが筋でしょう。しかし、あくまでも建てかえをしたいと言ったら、もうコンクリートにしとるんじゃないですか。しかも、補助金もらっとるんでしょ、国の。このあなた方が書いたマスタープランの課題の中のどこに、過去に払い下げの約束をしたということが書いてありますか。一番ネックになっとるんでしょ、これができないことのネックに。課題の一番じゃないですか。どこにも書いてないですよ、あなた方のマスタープランには。そんなことで、行政が力のない住民を押し切れると思ったら大間違いですよ。我々はこれで任期が終わるかもわからんけど、この問題をきちっと解決しない限り、泉南市の行政が麻痺するというのは、あなたの責任になりますよ、これは。もっとまじめにやってもらいたい。住民は一人一人、きょうまでどんな思いで生活してきたか。あなた言ったじゃないですか、住民の気持ちはよくわかると。今、台風が来たり地震が来たらつぶれますよ、あの家は。手もつけられないでしょう、今だったら。きょうまで何ともなかったのは不思議ですよ、あの家。みんな手を入れてやってきたんじゃないですか。行政は、あなた方の家なんだから直してくださいと、そんなことを言ってきた責任をとらずに建てかえをするなんて、だれが言えるんです、そんなこと。

私から一方的にまくし立ててもあれなんで、市長、ほんとに考えてくださいよ。ほんとに早く実行できる筋道をやってください。市長も自分で手を縛ったわけですからね、住民の合意がない限りはできないと。住民は絶対合意しませんよ、こんな状態だったら。あなたの決断かて、何も実を結ばないじゃないですか。力で押せることと押せないことがありますよ。どうですか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 再度申し上げますが、正確におっしゃっていただきたいんですが、住民に責任があるというような発言をしたとおっしゃるんですが、私はそういう言い方はしておりません。（小山広明君「お互いの責任でやると言ったじゃないですか」と呼ぶ）話し合いの中で、前市長時代に1回しかそういう話し合いの機会が持てなかったという、これは事実でございますが、その中で我々は我々行政側として、その後対応がなされなかったということについては反省もいたしました。住民側の皆様方は、我々もそれを請求しなかったということについては、やはり反省すべきであるというような発言があったわけで、それを披瀝したまででございますから、私が何も住民さん側にそういう責任があるということは申しておりません。その辺はひとつよろしく。

それから、先ほどの話の中で、決算委員会でという話がございますが、これは予算委員会でございますので、これも正確にひとつお願いをいたしたいというふうに思います。

ですから、非常に苦しい選択はしましたけれども、後のフォロー、ケアについては、やれる範囲でやらしていただきたいということは申し上げているわけでありますから、その辺の説明を聞いていただくというのが当初の約束でございましたから、まずその辺から入って、できるだけ円満にいきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） そら、とり方によってはあれかもわからんけど、市長のこれを読むと、「今後の話し合いの機会の創出について、それぞれ努力が十分でなかった部分があるというお話があったということ披瀝したまででございます」と、こう言うてるんですよ。お互いの努力が不十分であった。何でお互いになってるんですか。

そんなことは言葉じりやかからいいんだけども、そういう物の筋に立てば、払い下げをするということが一番実効性があることだし、それでもなお建てかえするというのであれば、そういう払い下げを完全に市がすると言ったことの責任の中でするわけですから、それは膨大な金もかかりますよ、そりゃね。あなた、どういう手だてを考えとるんか知りませんが、それはやっぱり膨大な負担になりますからね、それは当然市民の理解を得られな



いし——できないことを横車を押すわけですからね、あなたの言い方は。だから、今私が言ったような、行政が一定長い間やってきたことについてはしてもらいたい。

それから、もう1つ、最後に市長に確認をしておきたいんですが、市長は住民との説明会というのは、建てかえを前提にした説明会ととらざるを得ないところは理解できますね、住民が不安に思うのはね。説明したんだから、もういきますよと。そういうことに対して、あなたは住民に対して、一時このマスタープランについては凍結するから説明を聞いてもらいたいという文書を入れる用意をしていらっしゃるって、住民にも示されておりますね。このことは、真意というんか、そういうことは間違いないですね。説明をするけども、しばらくマスタープランについては凍結をしますということですね、方針は。私は、白紙撤回するべきだと思いますけどね。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは前回の話し合いの中で、その覚書の内容というのが問題になったわけでありまして、住民の皆さん方は凍結という文書を入れてほしいということをございました。私の方は、それは困るということとを申し上げました。何か書ける範囲のことを一回考えましょうということとその日は別れまして、その翌日ぐらいでしたか、凍結という——別に文字にこだわるわけではないんですが、凍結じゃなくて、私どもの提案さしていただいたのは、保留という形での提案をさしていただきました。以上です。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 4年最後の質問ですので、議論したことは議論したことで、やはり正しい道に常に、我々も議会も気がつけば直すという素直な泉南市政をつくるために、ぜひ御努力をいただきたい。最後をお願いとしておきます。

議長（島原正嗣君） 以上で小山議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。なお、次回本会議は、明3日午前10時から継続開議いたしますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さんでした。

午後 6 時 3 6 分 散会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 島 原 正 嗣

大阪府泉南市議会議員 松 本 雪 美

大阪府泉南市議会議員 成 田 政 彦